

加入光ファイバ等の提供遅延に係る要請に基づく NTT東日本・西日本からの報告結果

令和4年3月11日

事 務 局

1. 報告の経緯

2. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

3. 局内ダークファイバ・コロケーション等

4. 参考資料

- 令和3年度の接続料改定等に係るNTT東日本・西日本の接続約款の変更認可(令和3年6月2日)に際し、意見募集において、接続事業者(ソフトバンク、ソニーネットワークコミュニケーションズ等)から、NTT東日本・西日本の加入光ファイバ等の提供に遅延が生じている旨の意見があったことを踏まえ、情報通信行政・郵政行政審議会から下記の答申(同年5月28日)があった。
 - NTT東日本・西日本に対し、加入光ファイバ、局内光ファイバ及びコロケーションそれぞれについて、工事遅延の実態及び理由並びに需要の予測の方法及び予測した需要を踏まえた対応等について、総務省に報告することを要請すること。
- これを踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対し、令和元年度・2年度における下記の内容を報告するよう要請を行い(同年8月27日)、同年9月24日に報告があったところ。
 - 申込み～提供可能時期の回答／提供可能時期まで、提供可能時期～工事実施日までにどの程度の期間を要したか
 - 接続約款上の標準対応期間を超過した件数がどの程度あったか(提供可能時期の回答／提供可能時期) 等

加入光ファイバ提供までのフロー

原則 3 週間以内 (標準対応期間)

提供可能時期
(工事実施が可能となる最短時期)

接続事業者

① 接続申込み

③ 工事枠の取得

NTT東西

② 提供可能時期の回答

④ 工事実施

原則 1 か月以内 (標準対応期間)

- 接続約款において、提供可能時期の回答は原則として申込みの到達から3週間以内に回答すること、提供可能時期は原則として申込みの到達から1か月以内とすることとされている。
- 一方、「光屋内配線の調査に時間を要する」場合(提供可能時期の回答)【**例外①**】、「光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するとき」又は「利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がないとき」等の場合(提供可能時期)【**例外②**】においては、標準対応期間(3週間/1か月)を超えることがあるとされている。
- また、「大量の申込みを一時に受け付けた場合」又は「大量の申込みを既に受け付けている場合」等の特別の事情があるとき【**例外③**】にも、3週間/1か月を超えることがあるとされている。
- 今回の報告において、「接続申込み～提供可能時期の回答／提供可能時期までにどの程度の期間を要したか」の報告については、リードタイムの全容を把握するという観点に基づき、全ての申込みについてNTT東日本・西日本から報告があった。一方、「接続約款上の標準対応期間を超過した件数がどの程度あったか(提供可能時期の回答／提供可能時期)」の報告については、標準対応期間を遵守する必要がある申込みについて、どの程度標準対応期間が遵守されたかを把握するという観点に基づき、回答の総件数／提供可能時期の総件数から、それぞれ「**例外①／例外②**」を除いた上で、NTT東日本・西日本から報告が行われた。

1. 報告の経緯

2. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

3. 局内ダークファイバ・コロケーション等

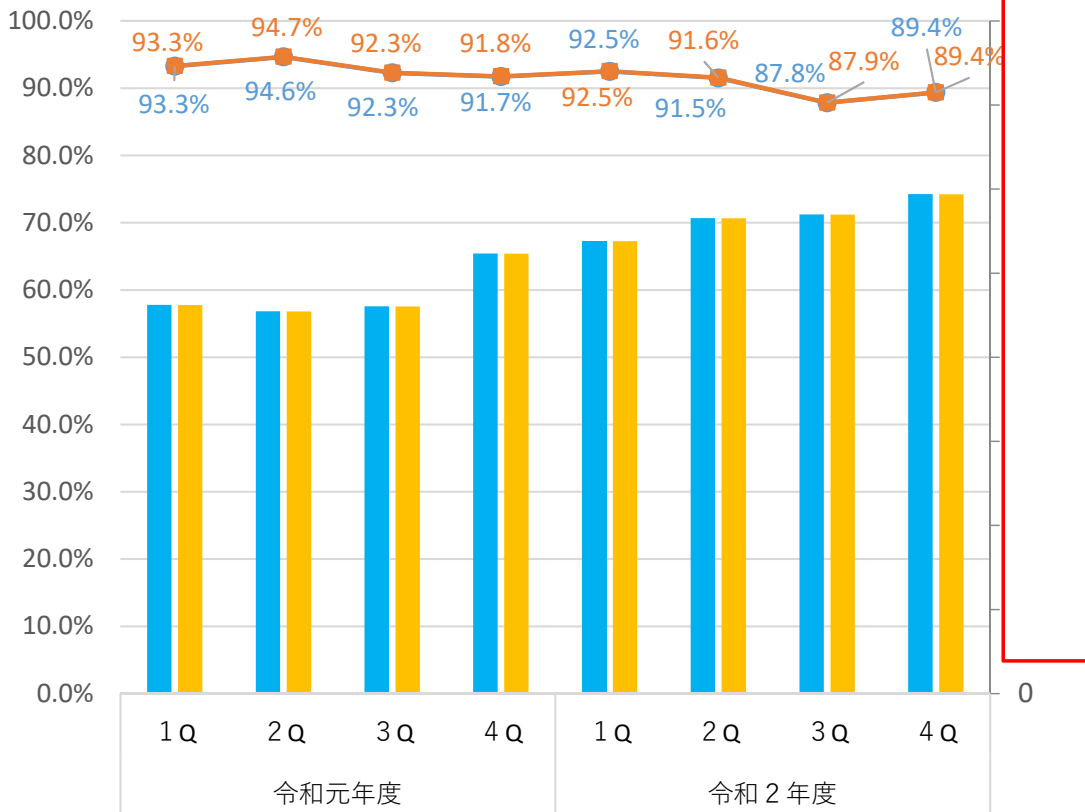
4. 参考資料

提供可能時期回答の標準対応期間遵守率①(全国、加入DF全体)

- **提供可能時期の回答に関する、NTT東日本における加入ダークファイバ(以下「加入DF」という。)全体の標準対応期間遵守率(申込みから3週間以内に回答された率)は9割前後で推移。西日本では、令和元年度は東日本と同水準であるものの、令和2年度は東日本よりもやや低く、8割台で推移。【図表1・2折れ線グラフ】**
- **NTT東日本において、「例外①」に該当した件数は2年間で全体の約0.04%。西日本では、東日本と比べるとやや多く、約2%が「例外①」に該当。【図表1・2棒グラフ】**

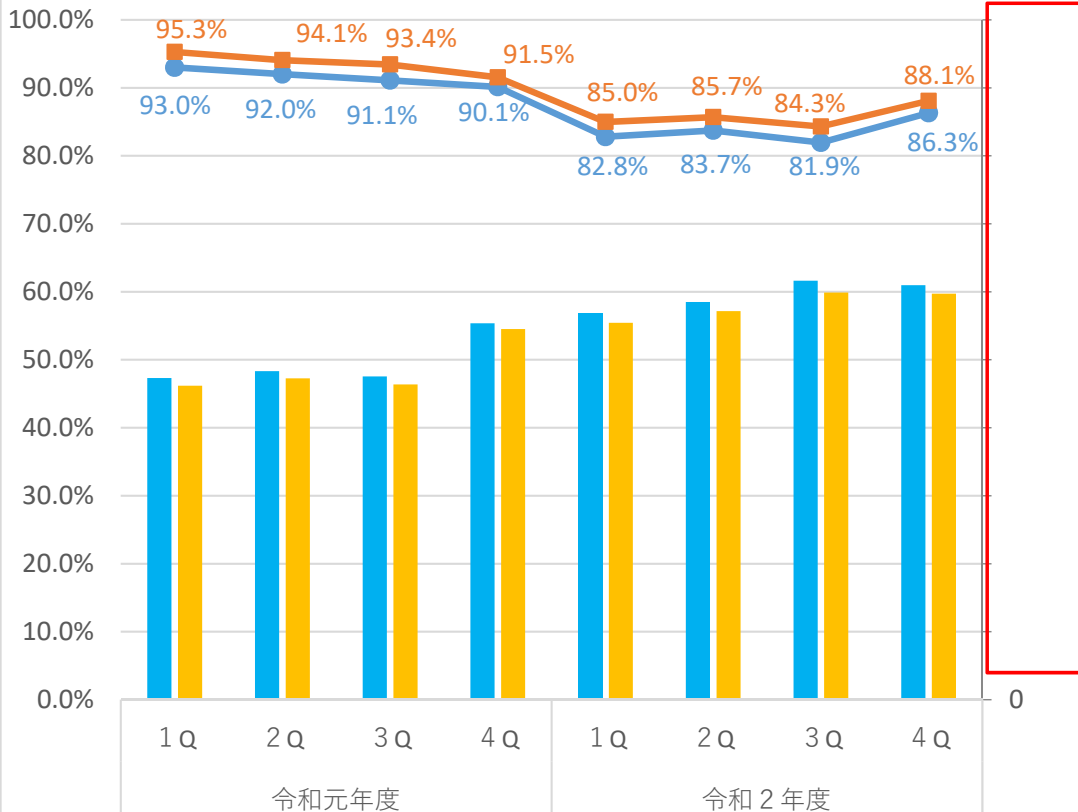
1. 東日本の加入DF全体における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



2. 西日本の加入DF全体における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



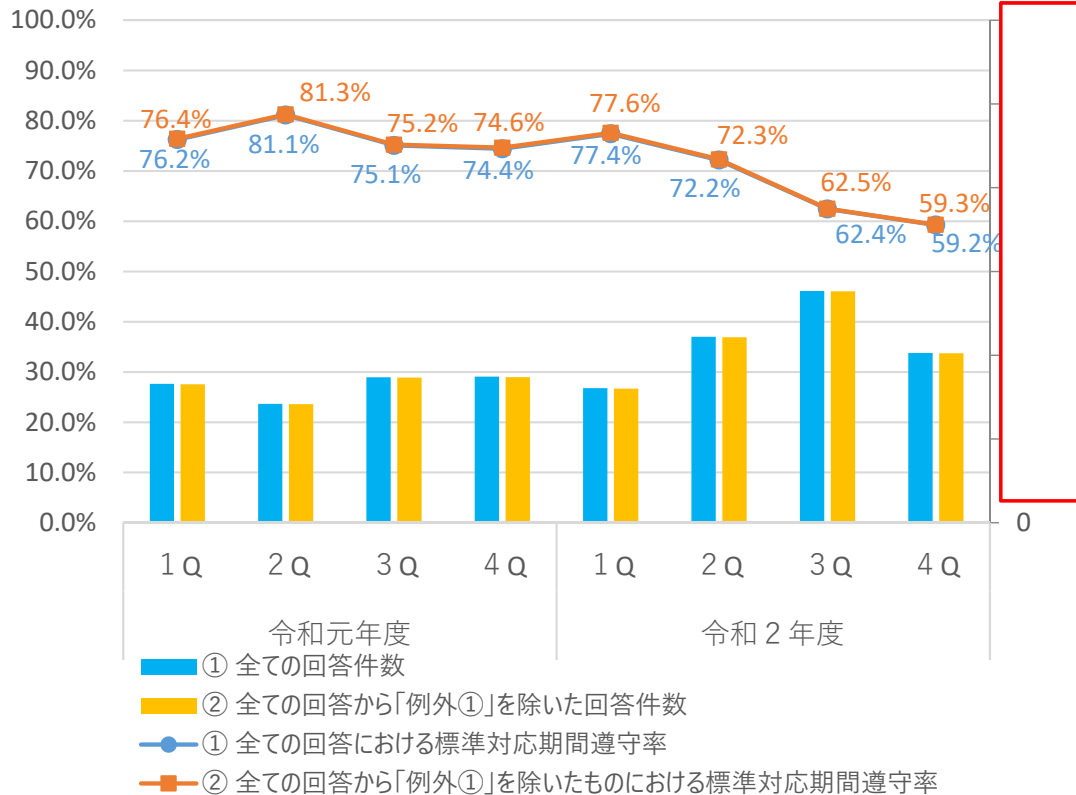
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外①」に該当する件数

※件数の実数は構成員限り

- **シェアアクセス回線**(以下「SA回線」という。)の工事には、**接続申込み時に提供可能時期の回答が可能である「即決工事」**と、**光回線開通に向けたルート設計や必要な設備の構築等の要否を確認する必要がある、「回答までに時間を要する「非即決工事」**がある。即決工事では提供可能時期の回答の標準対応期間遵守率が100%となることは明らかであるため、**本資料では、SA回線は非即決工事のみ分析を行っている。**なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事、約6割が即決工事に該当。一方、シングルスター回線(以下「SS回線」という。)は全て非即決工事に該当。
- **NTT東日本における「例外①」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和2年度第2四半期までのおおよそ7割台で推移し、その後6割前後まで低下。SA回線(非即決工事)の遵守率は、9割前後で推移。**【図表3・4折れ線グラフ】
- 全回答のうち、「例外①」に該当したものは、SS回線では約0.2%のみ存在し、SA回線では存在しなかった。【図表3・4棒グラフ】

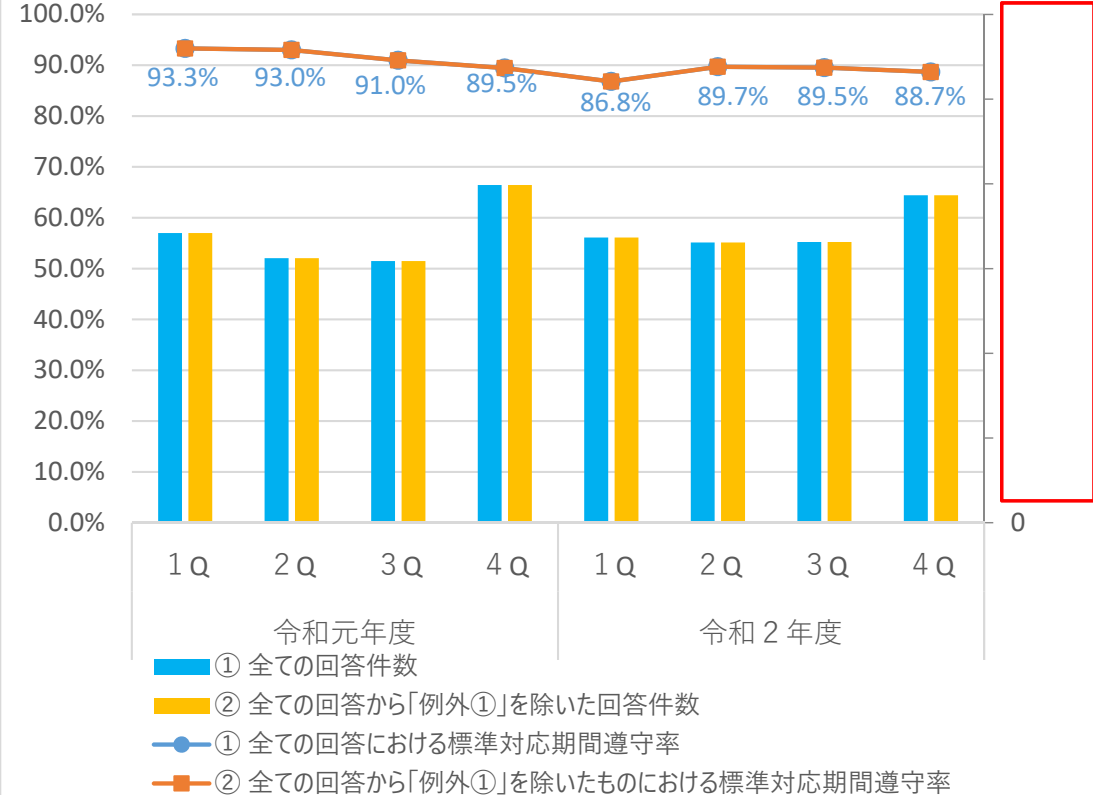
3. 東日本のSS回線における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



4. 東日本のSA回線(非即決工事)における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率

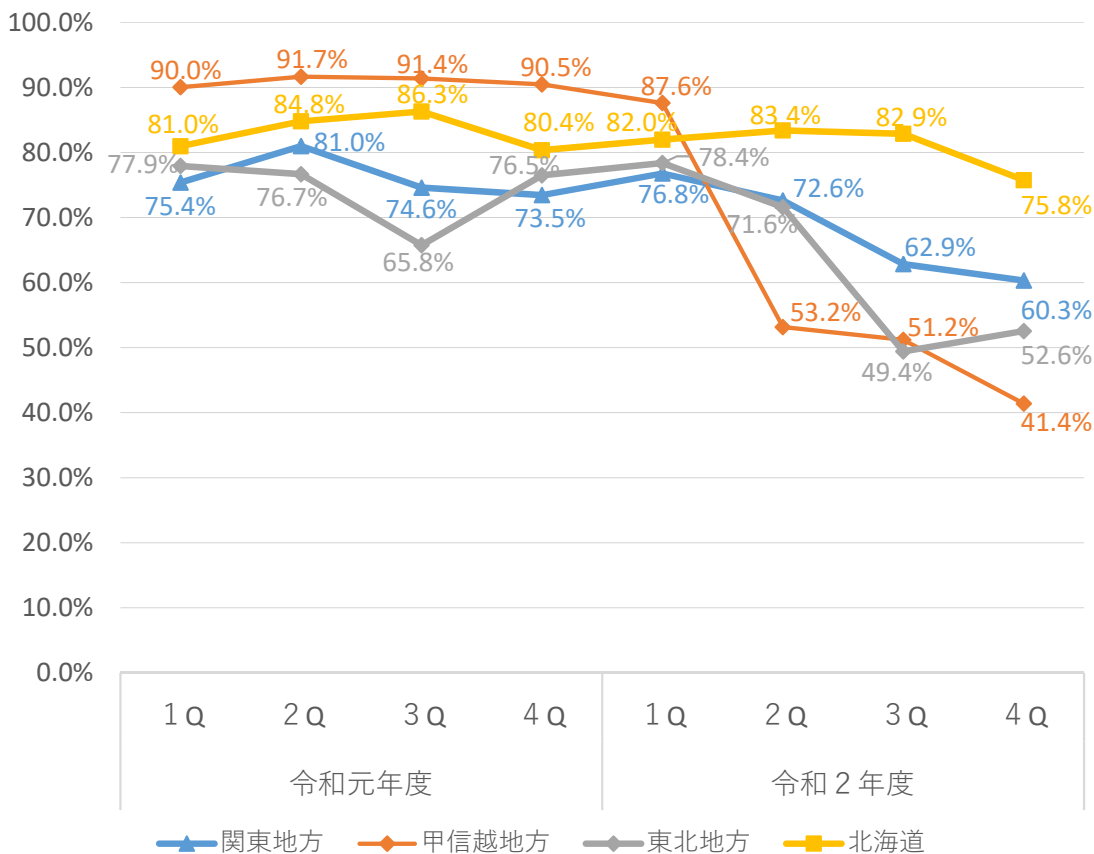


※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外①」に該当する件数

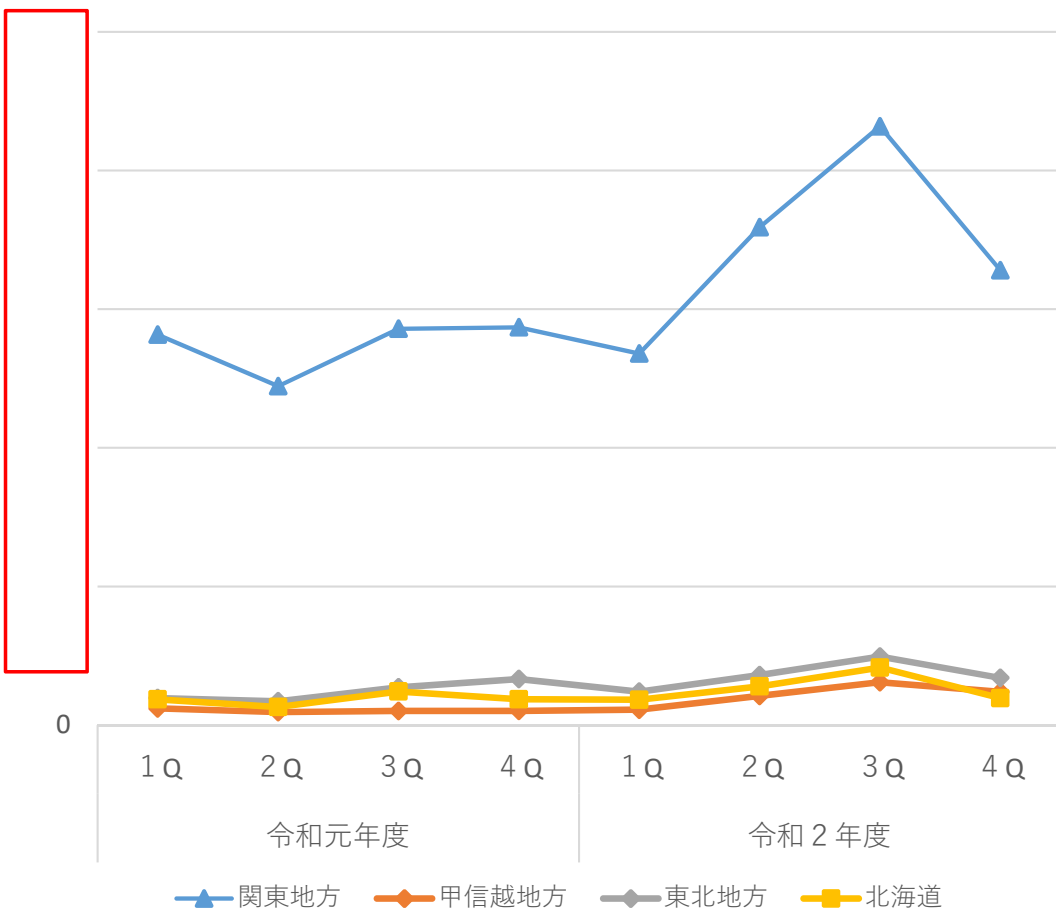
※件数の実数は構成員限り

- NTT東日本の各エリアでの、「例外①」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、北海道を除き大幅な低下傾向にあり、
 - 関東地方では、令和2年度第2四半期まではおおそ7割台で推移していたものの、以降、約6割まで低下。
 - 甲信越地方では、令和2年度第1四半期までは9割前後で推移していたものの、以降、急激に低下し、令和2年度第4四半期には約4割まで低下。
 - 東北地方では、令和2年度第2四半期まではおおそ7割台で推移していたものの、以降、約5割まで低下。【図表5】
- なお、標準対応期間遵守率が低下しているこれらの地域における回答件数の推移をみると、令和2年度の回答件数は、令和元年度と比べ、関東地方で約1.3倍、甲信越地方で約2.1倍、東北地方で約1.5倍に増加。【図表6】

5. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期の回答、SS回線)



6. 地域別件数 (提供可能時期の回答、SS回線)



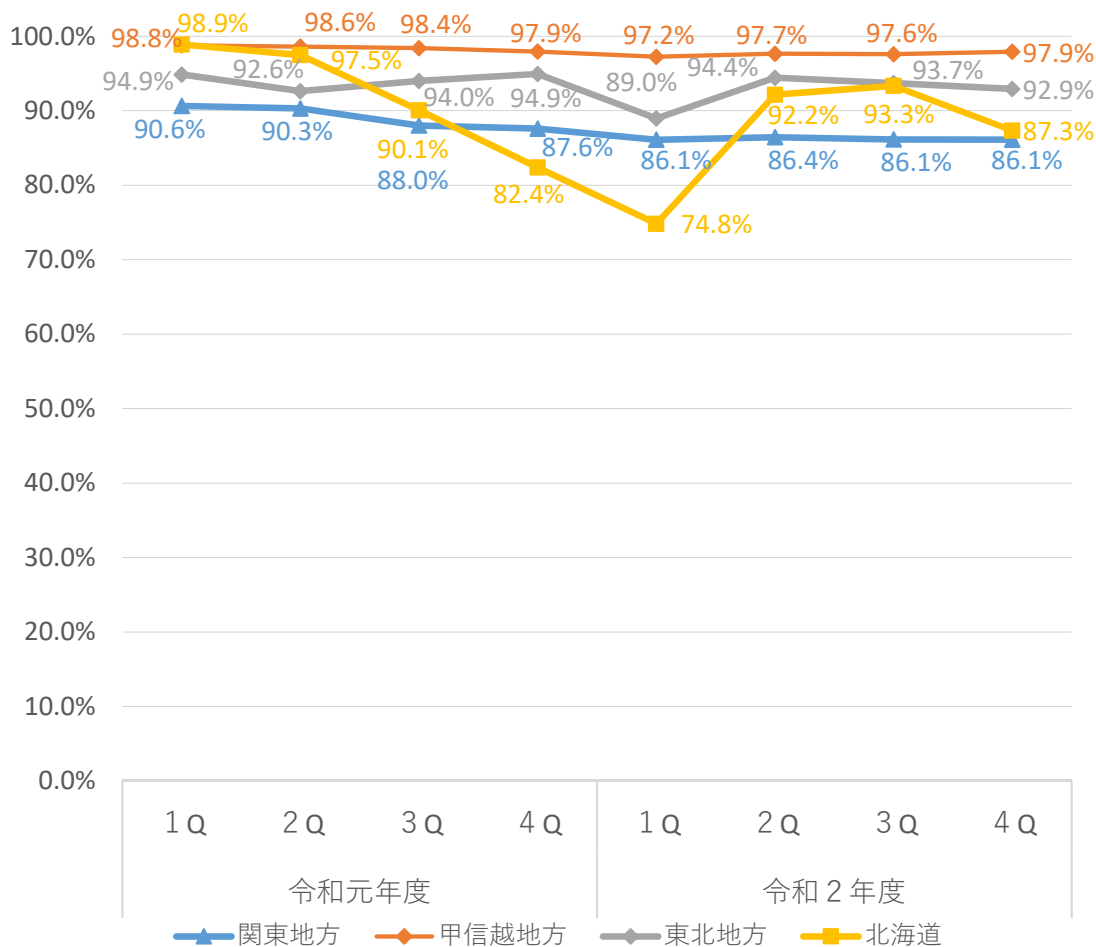
※ 関東地方...東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県 甲信越地方...山梨県、長野県、新潟県
東北地方...宮城県、福島県、山形県、秋田県、岩手県、青森県

※件数の実数は構成員限り

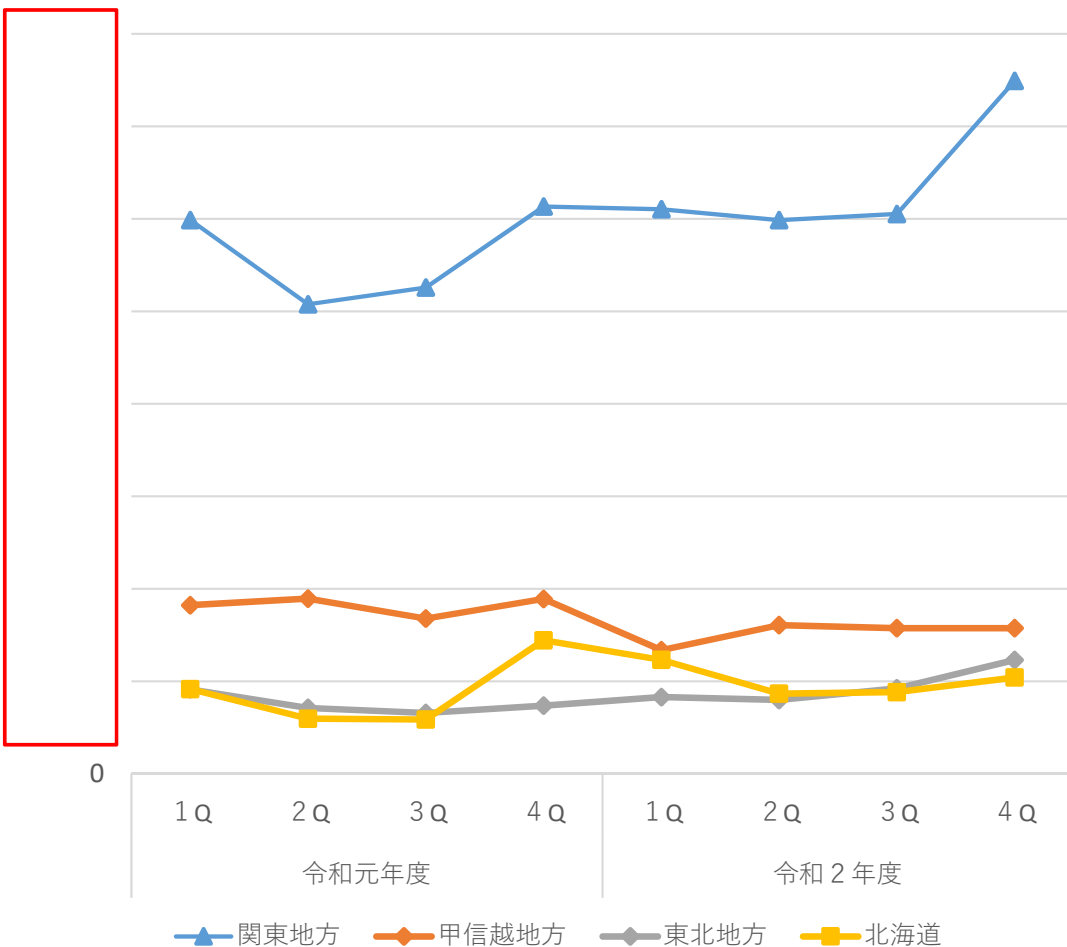
- NTT東日本における、SA回線(非即決)の標準対応期間遵守率は、北海道の一部の時期を除き、大きな増減はなく、
 - 関東地方ではおおよそ9割弱、甲信越地方では10割近く、東北地方では9割前後で推移。
 - 北海道では、令和2年度第1四半期に7割台まで低下したものの、以降は9割前後で推移。【図表7】
- 令和2年度の回答件数は、令和元年度と比べ、関東地方及び北海道では約1.3倍に増加。【図表8】

7. 地域別標準対応期間遵守率

(提供可能時期の回答、S A 回線 (非即決工事))



8. 地域別件数 (提供可能時期の回答、S A 回線 (非即決工事、卸を含む))

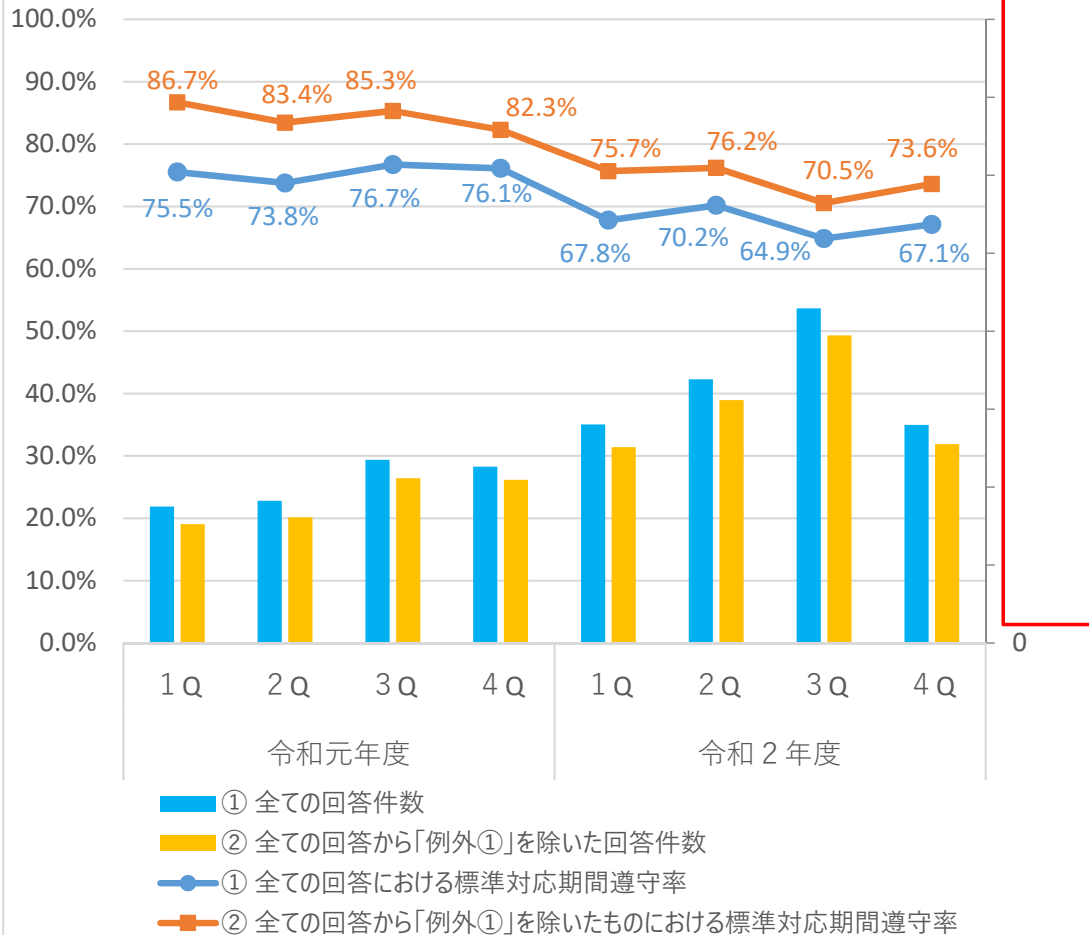


※件数の実数は構成員限り

- **NTT西日本における「例外①」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和元年度は8割台で推移していたものの、以降は低下傾向にあり、令和2年度には7割台まで低下。【図表9の②】**
- **SA回線(非即決工事)も、令和元年度は9割前後で推移していたものの、以降は低下傾向にあり、令和2年度には7割台まで低下。なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に、約6割が即決工事に該当。【図表10の②】**
- 全回答のうち、「例外①」に該当したものは、SS回線では約1割存在し、SA回線では存在しなかった。【図表9・10棒グラフ】

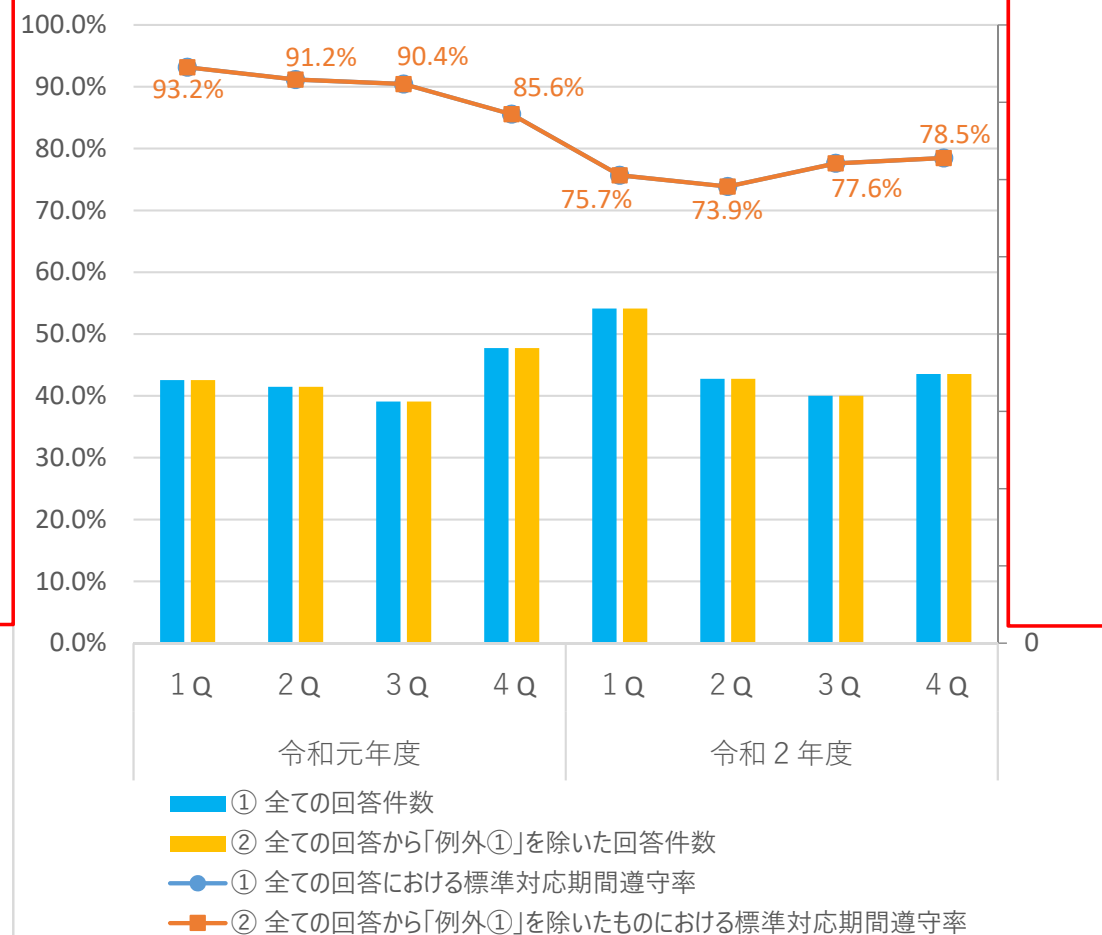
9. 西日本のSS回線における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率



10. 西日本のSA回線(非即決工事)における

- ① 全ての回答の件数及び標準対応期間遵守率
- ② 全ての回答から「例外①」を除いた件数及び標準対応期間遵守率

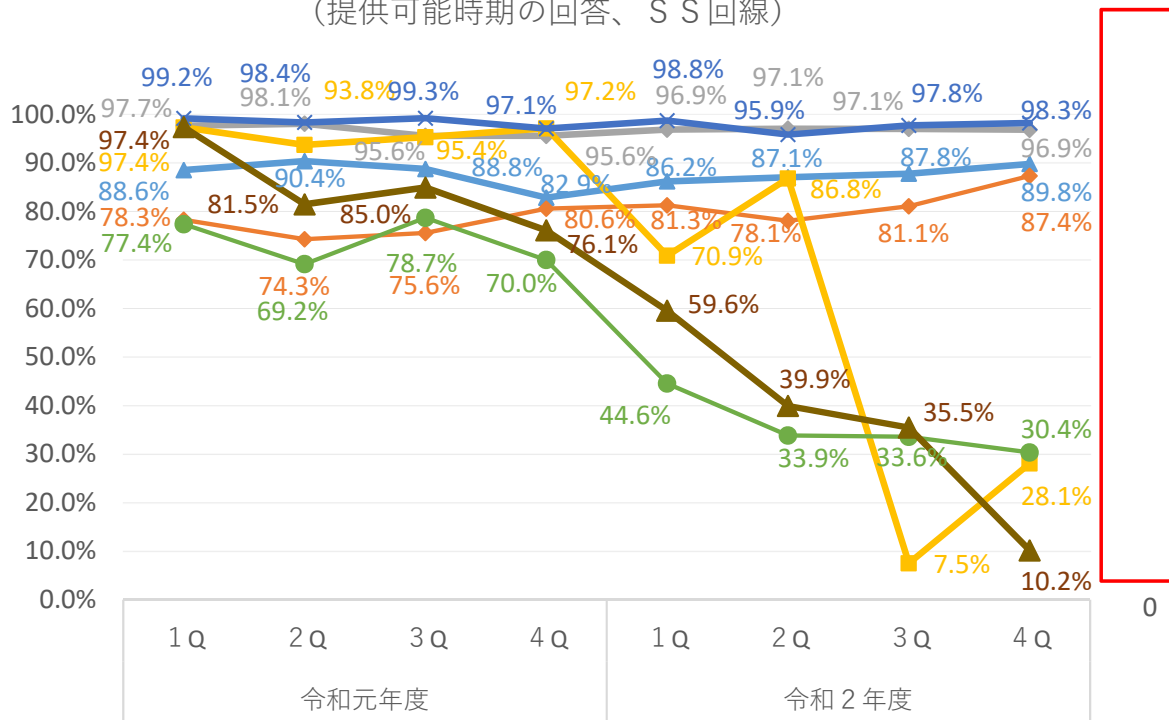


※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外①」に該当する件数

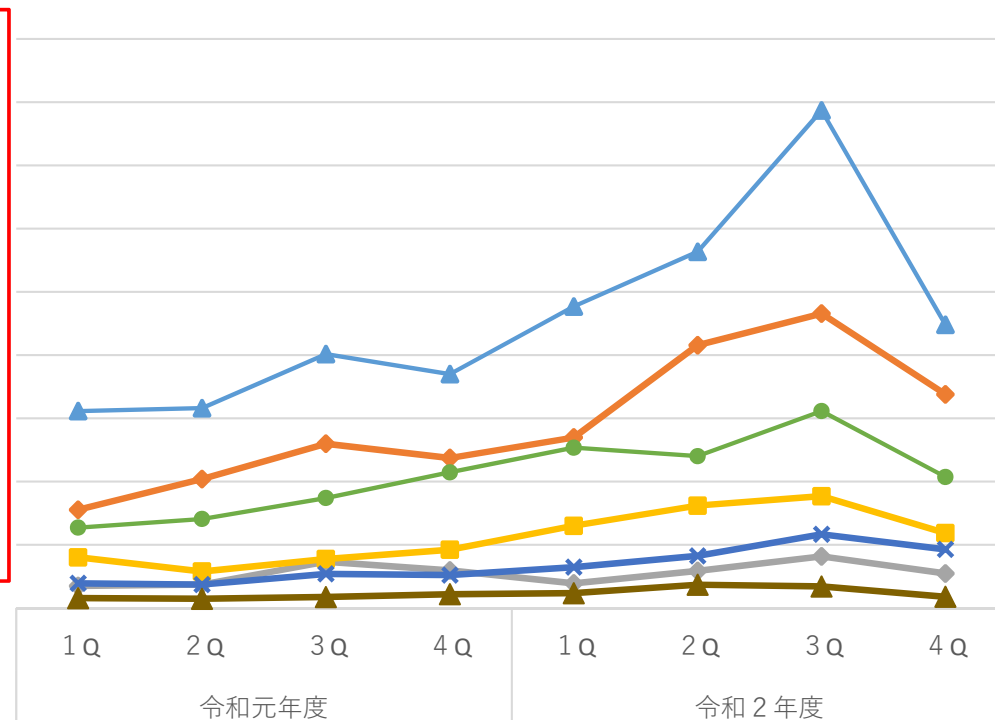
※件数の実数は構成員限り

- **NTT西日本の各エリアにおけるSS回線の標準対応期間遵守率は、**
 - **北陸・四国地方(9割台)、近畿地方(8割台)及び東海地方(8割前後)では大きな増減なく推移。【図表11】**
 - **一方、中国地方、九州地方及び沖縄県では、令和元年度から令和2年度にかけて標準対応期間遵守率が著しく低下。令和2年度第4四半期には、中国地方及び九州地方では約3割、沖縄県では約1割。【図表11】**
- **なお、これらの遵守率が低下傾向にある地方での令和2年度の回答件数は、令和元年度の回答件数と比べ、中国地方で約2.1倍、九州地方では約1.7倍、沖縄県では約1.8倍に増加。【図表12】**

1 1. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期の回答、SS回線)



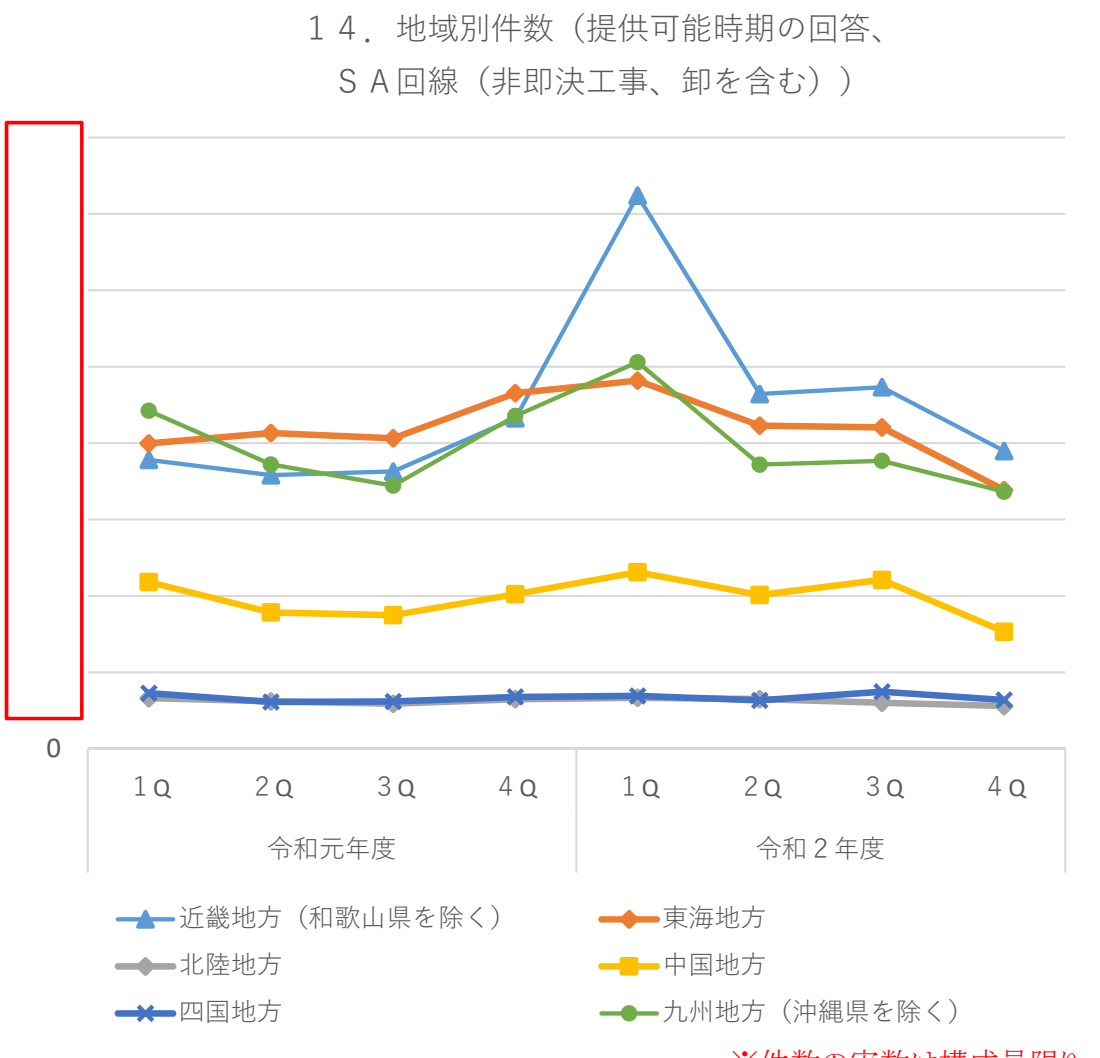
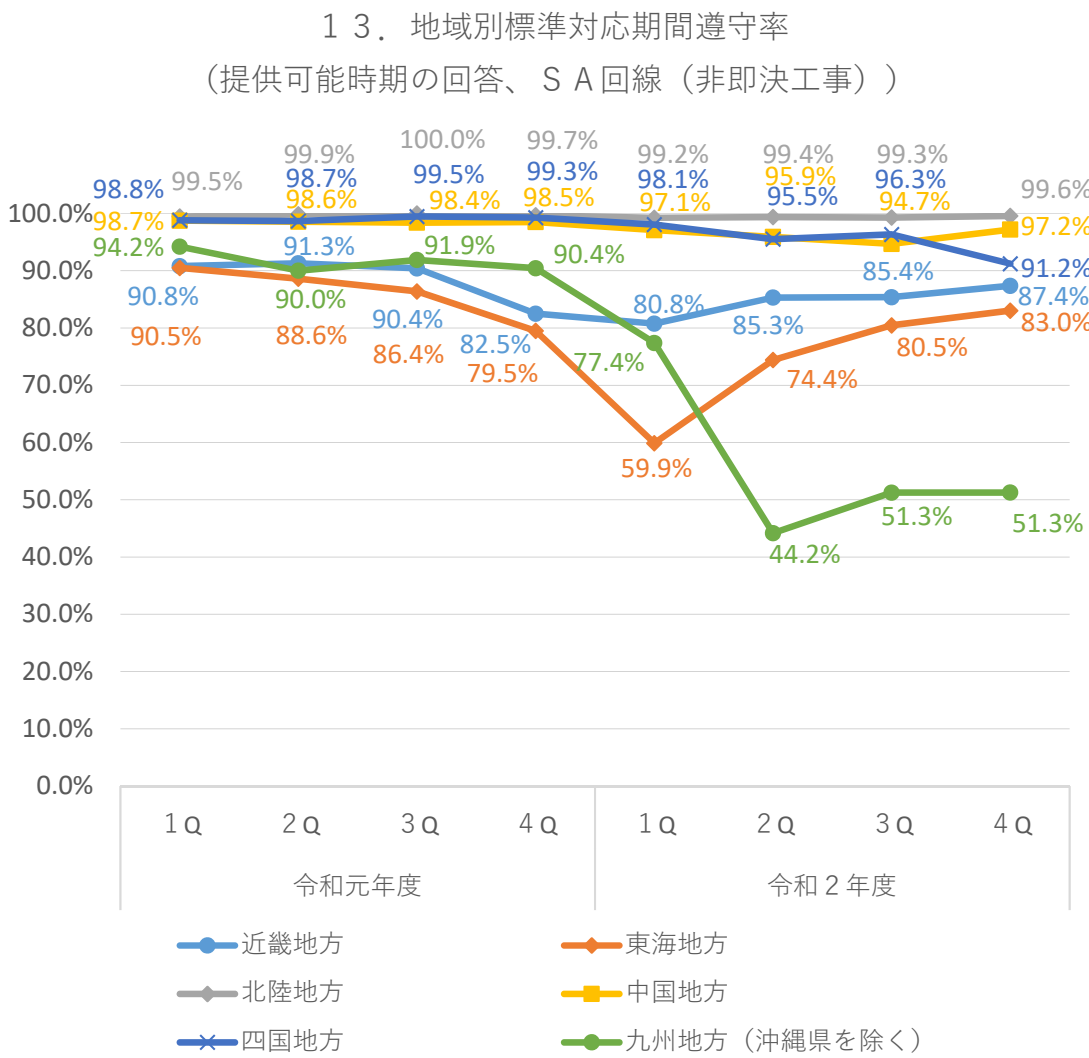
1 2. 地域別件数 (提供可能時期の回答、SS回線)



※ 近畿地方...大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県 北陸地方...富山県、石川県、福井県
東海地方...愛知県、岐阜県、静岡県、三重県 中国地方...岡山県、鳥取県、広島県、島根県、山口県

※件数の実数は構成員限り

- **NTT西日本における、SA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、**
 - **北陸、中国及び四国地方(9割以上)、近畿地方(8割以上)では大きな増減なく推移。**【図表13】
 - **東海地方では、令和2年度第1四半期に急激に低下した(約6割)ものの、令和2年度第4四半期には約8割まで回復。**
 - **九州地方では、令和2年度に入ってから低下傾向にあり、第2四半期からは約4割～約5割で推移。**【図表13】
- なお、東海地方及び九州地方での**回答件数を見てみると、遵守率が低下した令和2年度第1四半期がピーク**となっている。【図表14参照】



※件数の実数は構成員限り

- ① 提供可能時期の回答における標準対応期間遵守率について、加入DF全体、東日本・西日本エリア全域で見ると、
 - 東日本エリアでは9割前後で推移。
 - 西日本エリアでは、令和元年度は東日本と同水準で推移していたものの、令和2年度は若干低下し、8割台で推移。【4ページ図表1及び2】
- ② 一方、回線形態別、地域別に見ると、標準対応期間遵守率が低下傾向にある地域も存在している。具体的には、SS回線では、北海道を除く東日本エリアや中国地方、九州地方において、令和元年度よりも令和2年度の標準対応期間遵守率が低下傾向。
 - 東日本エリア全体では、令和2年度前半までは7割台で推移していたものの、以降は6割前後まで低下。【5ページ図表3】
 - 中国地方では、令和2年度前半まではおおよそ9割前後で推移していたものの、令和2年度第3四半期に約1割にまで急落し、その後回復傾向にあるものの、第4四半期時点でも約3割。【9ページ図表11】
 - 沖縄県を除く九州地方では、令和元年度は約7割～約8割で推移していたものの、令和2年度第1四半期に約4割にまで急落し、以降は3割台で推移。【9ページ図表11】
- ③ また、SA回線(非即決工事)では、特に九州地方において標準対応期間遵守率が低下傾向にある。令和元年度は約9割で推移していたものの、令和2年度第1四半期から低下し、第2四半期には約4割まで急落。その後は回復傾向にあり、令和2年度後半時点で約5割。【10ページ図表13】

⇒ これらの原因・理由や運用の実態について、NTT東日本・西日本及び接続事業者等へのヒアリングで確認を行う必要があるのではないか。

1. 報告の概要

2. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

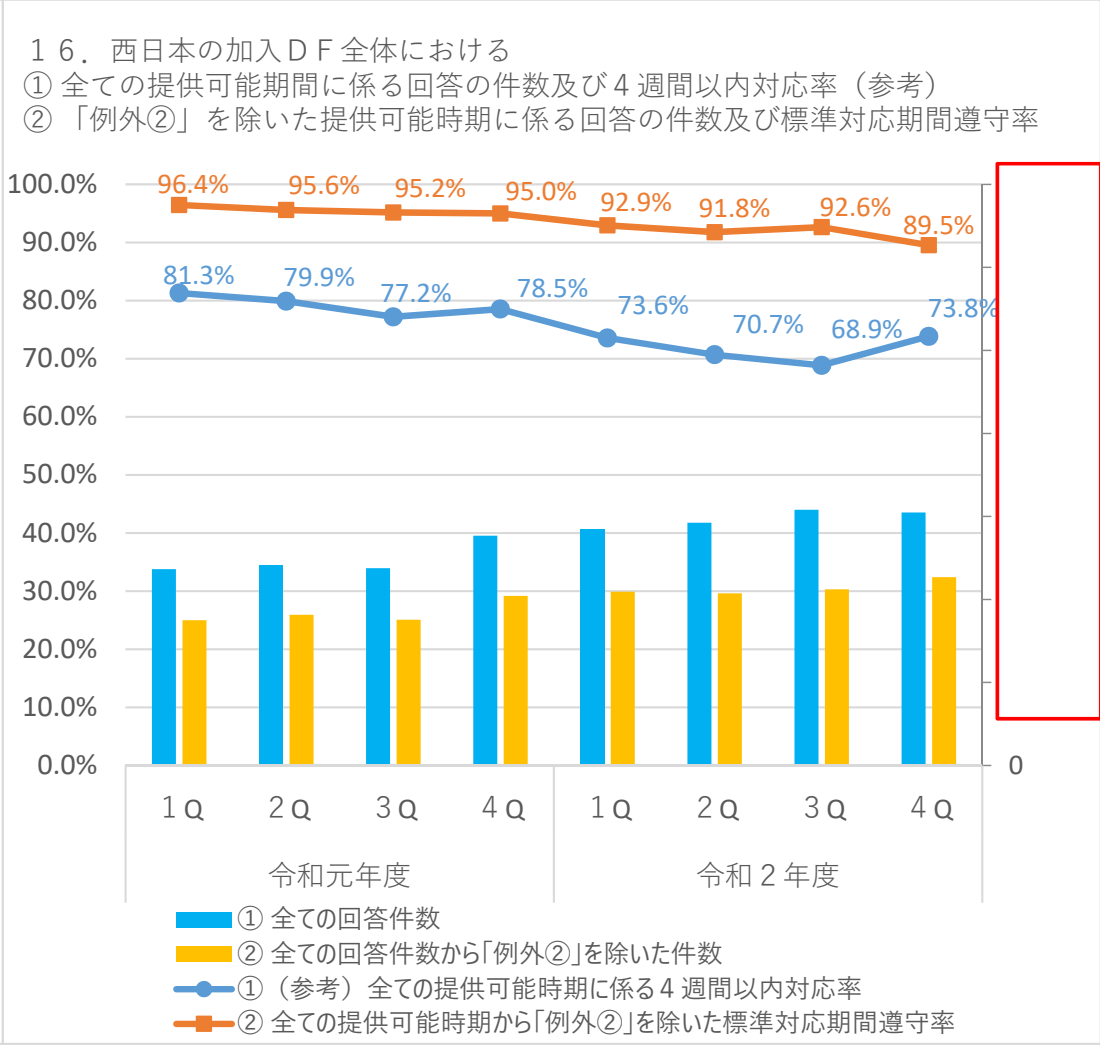
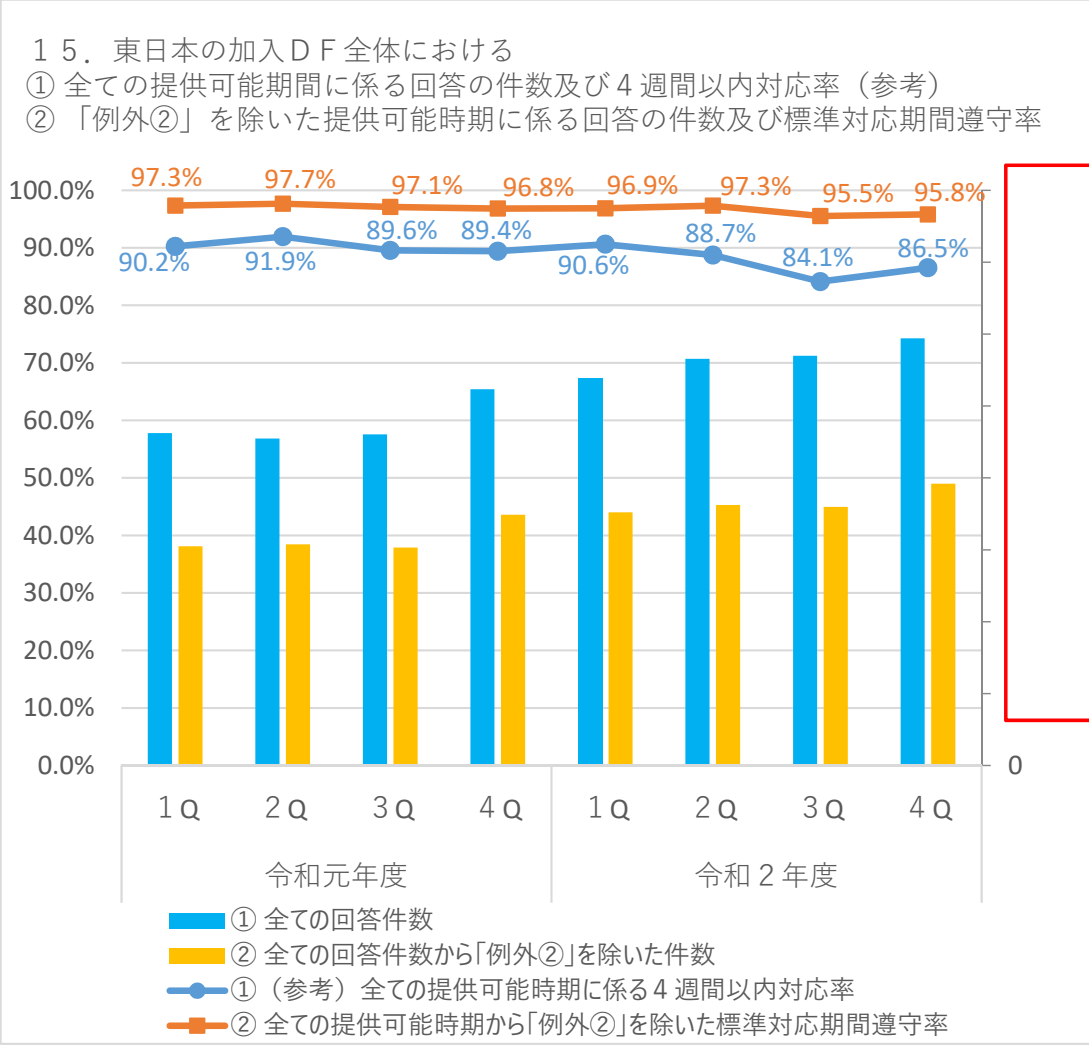
(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

3. 局内ダークファイバ・コロケーション等

4. 参考資料

- **提供可能時期の標準対応期間遵守率(申込みから1か月以内であった件数)について、「例外②」(1か月を超えることがあるもの)に該当するものを除くと、NTT東日本ではほぼ全ての提供可能時期について標準対応期間が遵守されており、西日本の遵守率もおおよそ9割台で推移。【図表15及び16折れ線グラフ】**
- **一方で、「例外②」を含めた場合で見ると、2年間で「例外②」に該当した(1か月を超えることがある)件数は、東日本では約34%、西日本でも約27%となっており、「例外②」に該当するものを含めた場合に、4週間以内に対応された割合は、東日本ではおおよそ9割前後、西日本では約7割～約8割で推移。【図表15及び16棒グラフ】**

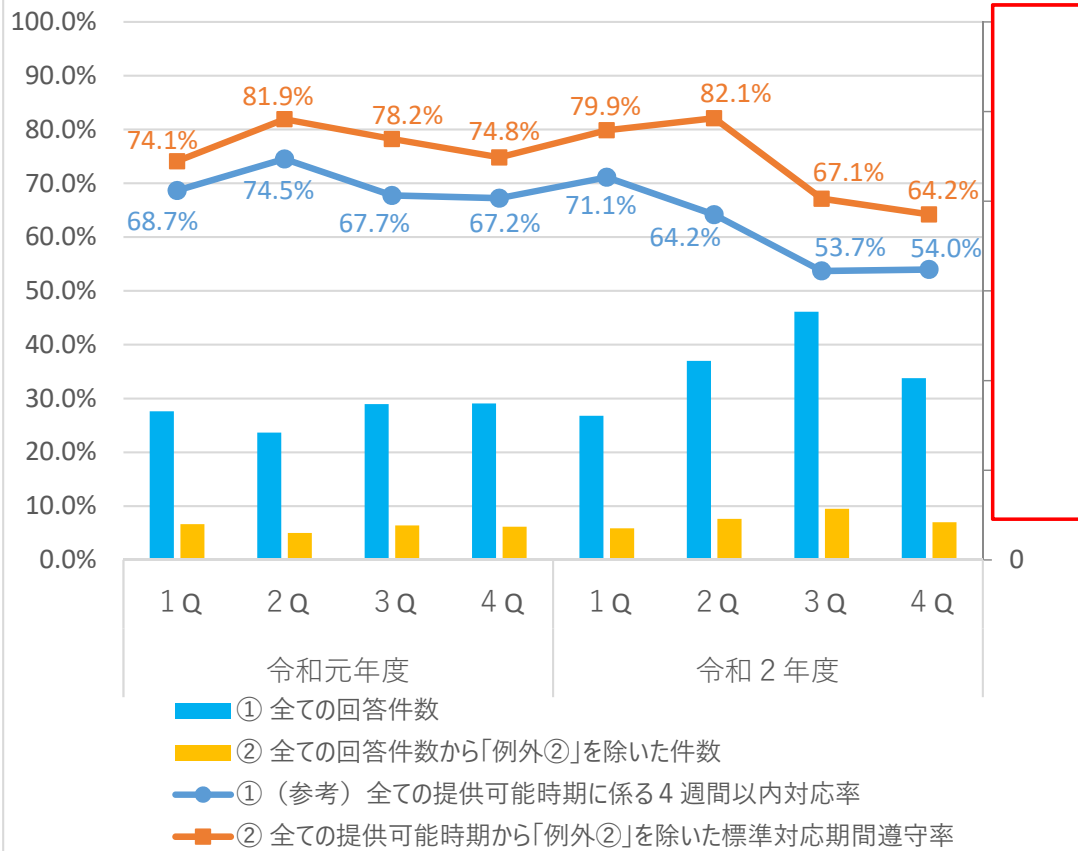


※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

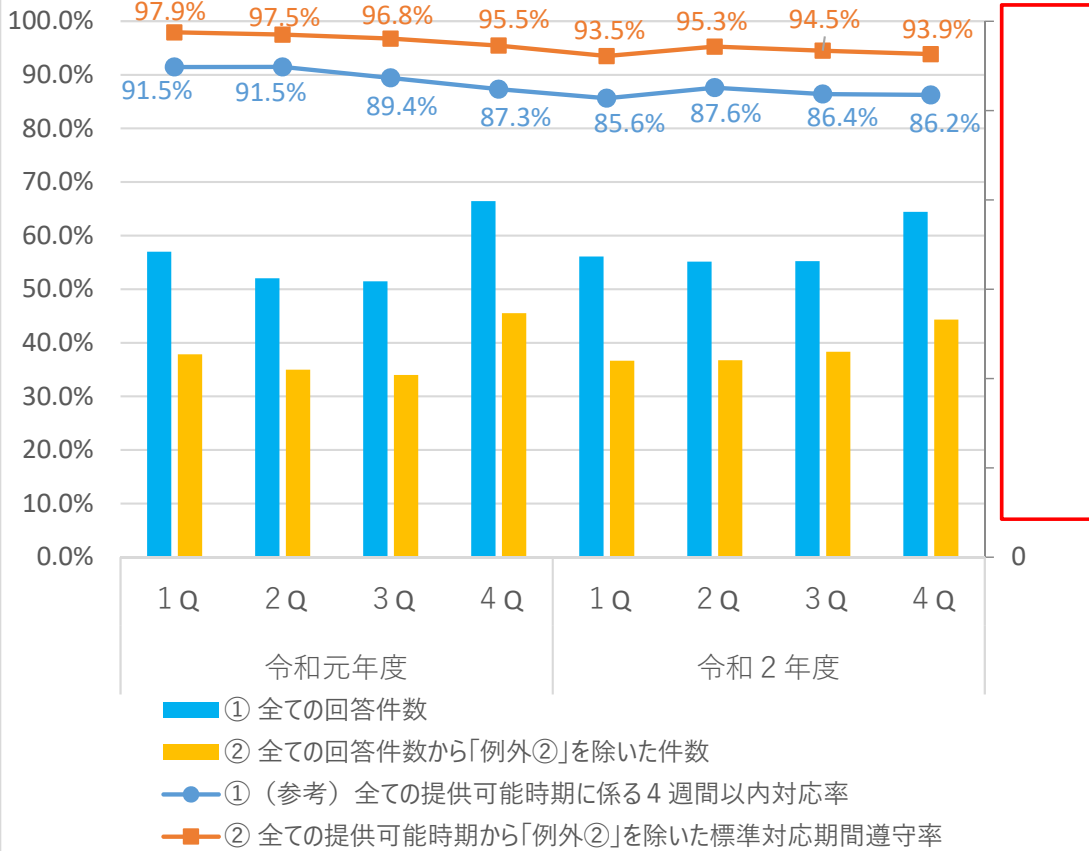
※件数の実数は構成員限り

- **NTT東日本における、「例外②」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では、令和2年度第2四半期までは8割前後で推移していたものの、以降は6割台まで低下。SA回線(非即決工事)については、9割台で推移。**なお、SA回線(即決)の標準対応期間遵守率は一部の期間を除きほぼ10割である(本報告の対象であるSA回線全体のうち、約4割が非即決工事に、約6割が即決工事に該当。)。【図表17折れ線グラフの②】
- 一方で、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約8割、SA回線でも約25%を占めている。「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となった割合を見てみると、SS回線では、令和2年度第1四半期までは7割前後で推移していたものの、以降は5割台まで低下。SA回線(非即決工事)については、9割前後で推移。【図表18の①】

17. 東日本のSS回線における
 ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
 ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



18. 東日本のSA回線(非即決工事)における
 ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
 ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率

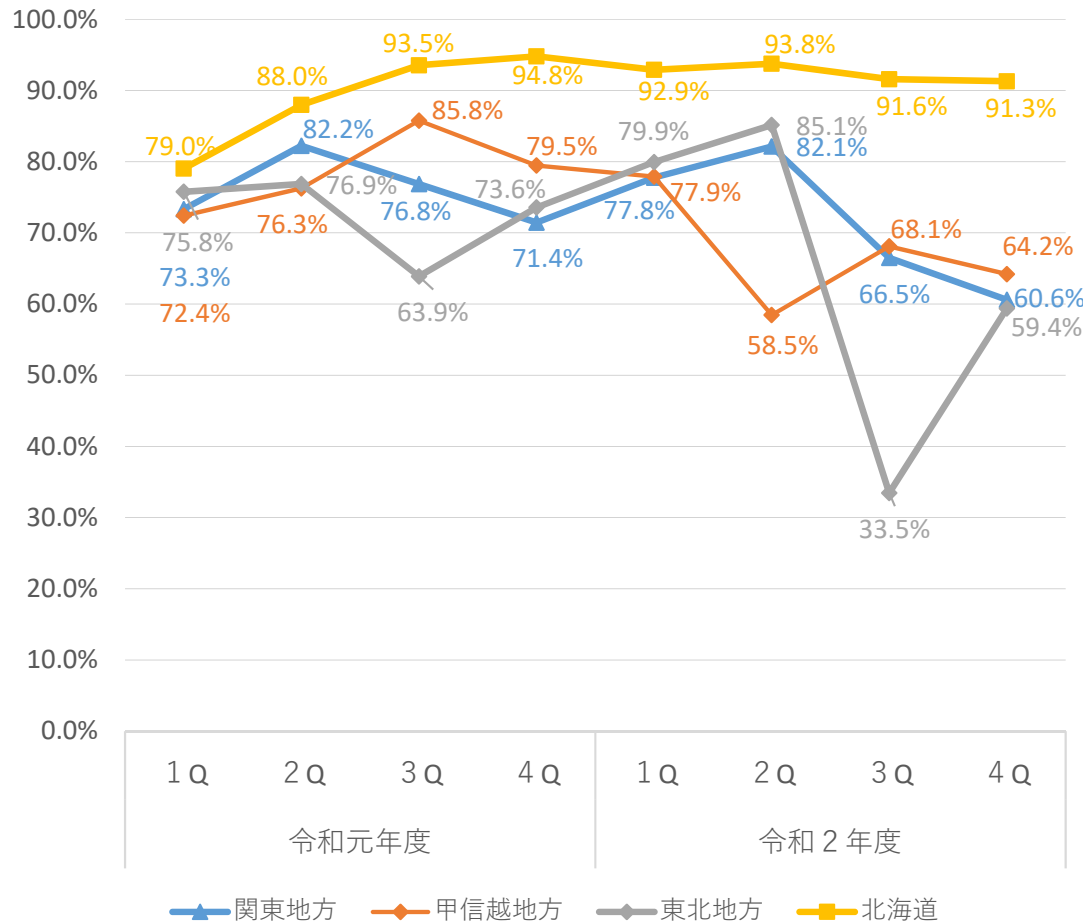


※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

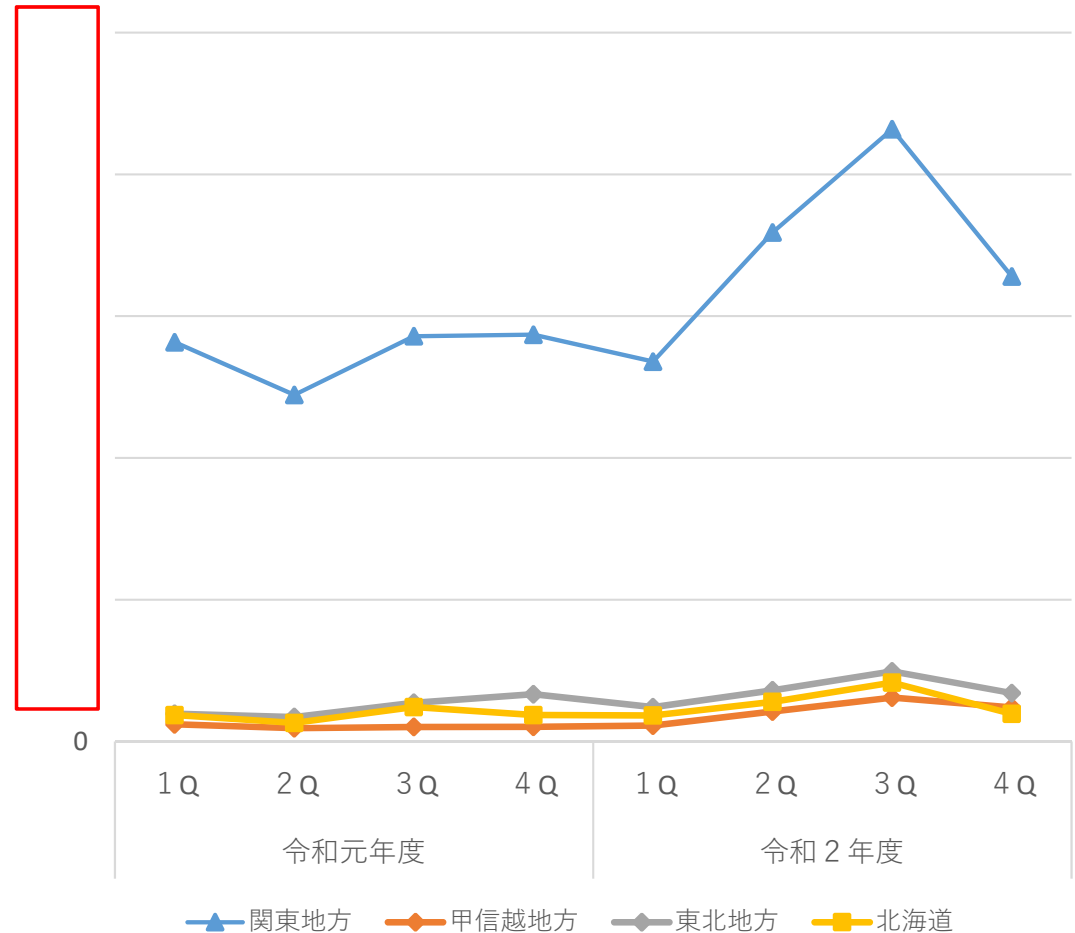
※件数の実数は構成員限り

- NTT東日本における、「例外②」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、北海道を除き低下傾向にあり、
 - 関東地方では令和2年度後半、6割台まで低下。
 - 甲信越地方では令和2年度第2四半期に6割弱まで低下し、その後若干回復したものの、令和2年度後半は6割台で推移。
 - 東北地方では令和2年度第3四半期に約3割にまで急落し、その後回復したものの、令和2年度第4四半期時点でも約6割。
- 【図表19】
- なお、これらの標準対応期間遵守率が低下傾向にある地域における提供可能時期の回答件数は、関東地方及び甲信越地方では令和2年度第2四半期以降に急増しており、東北地方でも令和2年度第3四半期に急増。【図表20】

19. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期、SS回線)



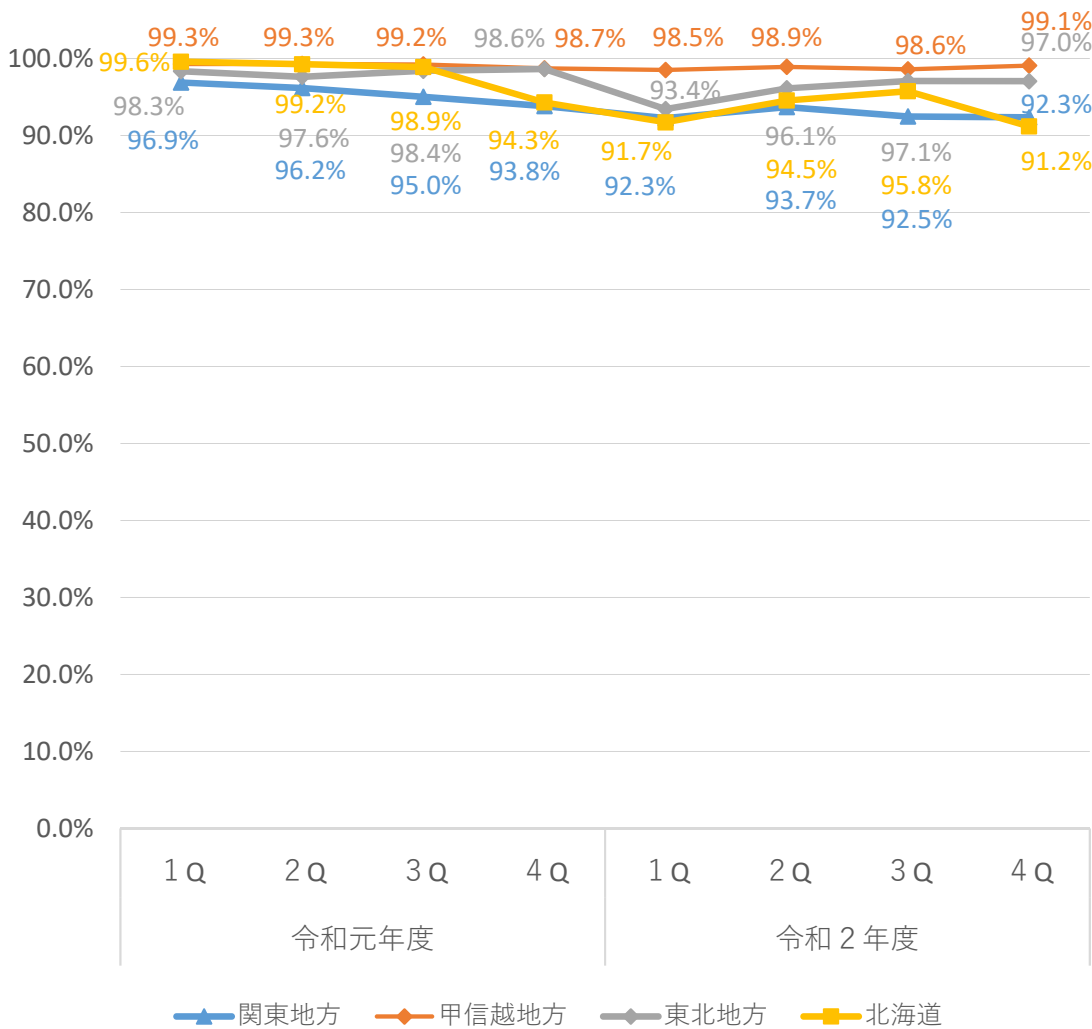
20. 地域別件数 (提供可能時期、SS回線)



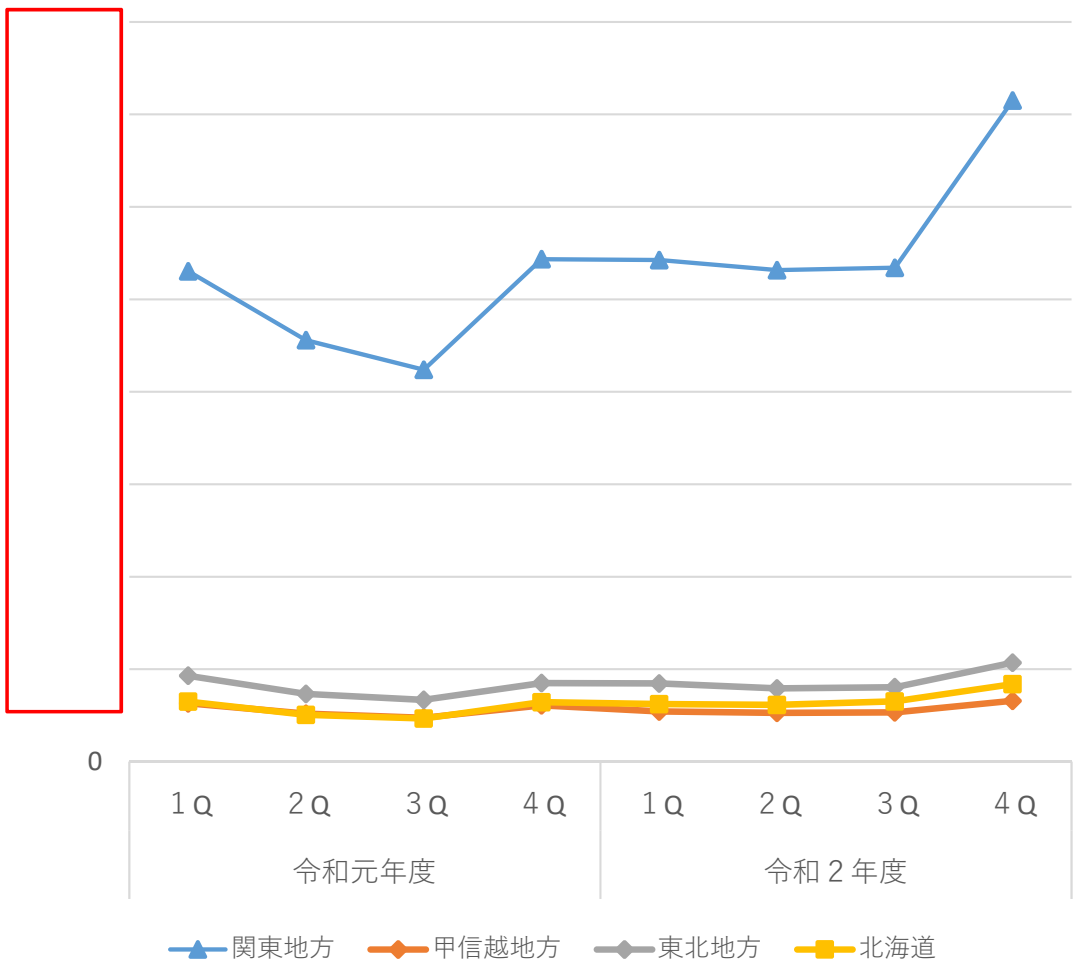
※件数の実数は構成員限り

- NTT東日本における、「例外②」を除いたSA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、いずれの地域でも9割以上で推移。【図表21】
- 提供可能時期の回答件数の推移は、令和元年度から令和2年度にかけて、関東地方及び北海道では1.2倍となっており、東北地方では1.1倍といずれも件数は増加している。【図表22】

2 1. 地域別標準対応期間遵守率
(提供可能時期、SA回線(非即決工事))



2 2. 地域別件数(提供可能時期、SA回線
(非即決工事、即決工事及び卸を含む))

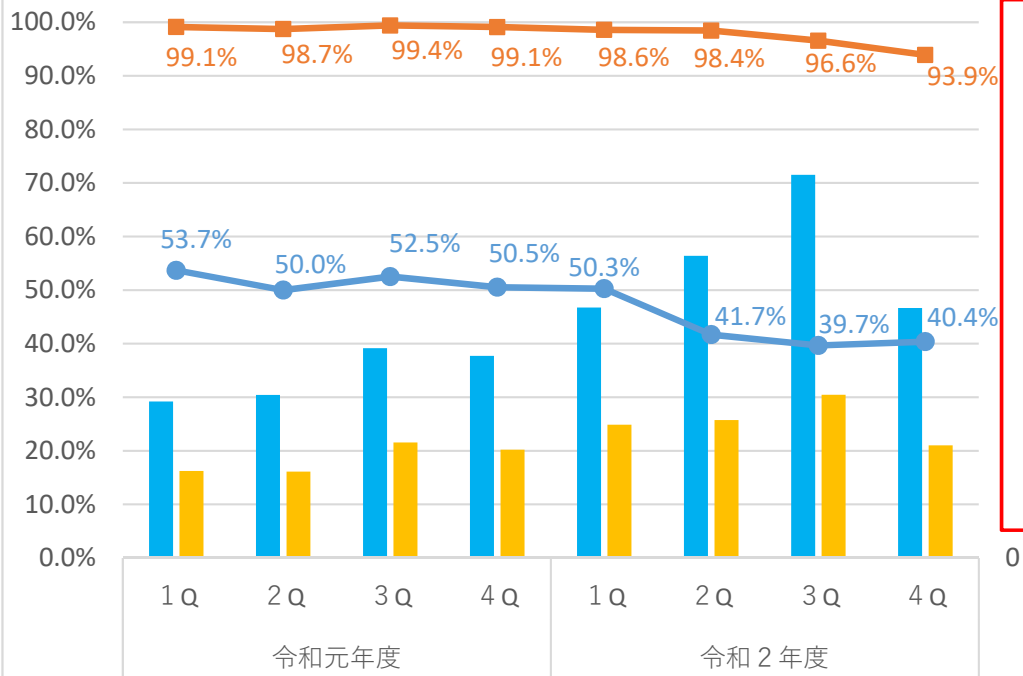


※件数の実数は構成員限り

- **NTT西日本における、「例外②」を除いた回線形態別の標準対応期間遵守率は、SS回線では9割台で推移。SA回線(非即決工事)については、令和元年度は9割台の水準で推移していたものの、令和2年度では低下傾向を示し、令和2年度第4四半期には7割台まで低下。**なお、本報告の対象であるSA回線のうち、約4割が非即決工事に、約6割が即決工事に該当。【図表23・24折れ線グラフの②】
- 一方で、「例外②」に該当した件数は、SS回線で約5割、SA回線でも約2割を占めている。「例外②」も含めた全件数において、提供可能時期が4週間以内となった割合を見てみると、SS回線では、令和2年度第1四半期までは約5割、以降は約4割まで低下。SA回線(非即決工事)についても、令和元年度は8割弱、令和2年度は7割前後で推移。【図表23・24の①】

23. 西日本のSS回線における

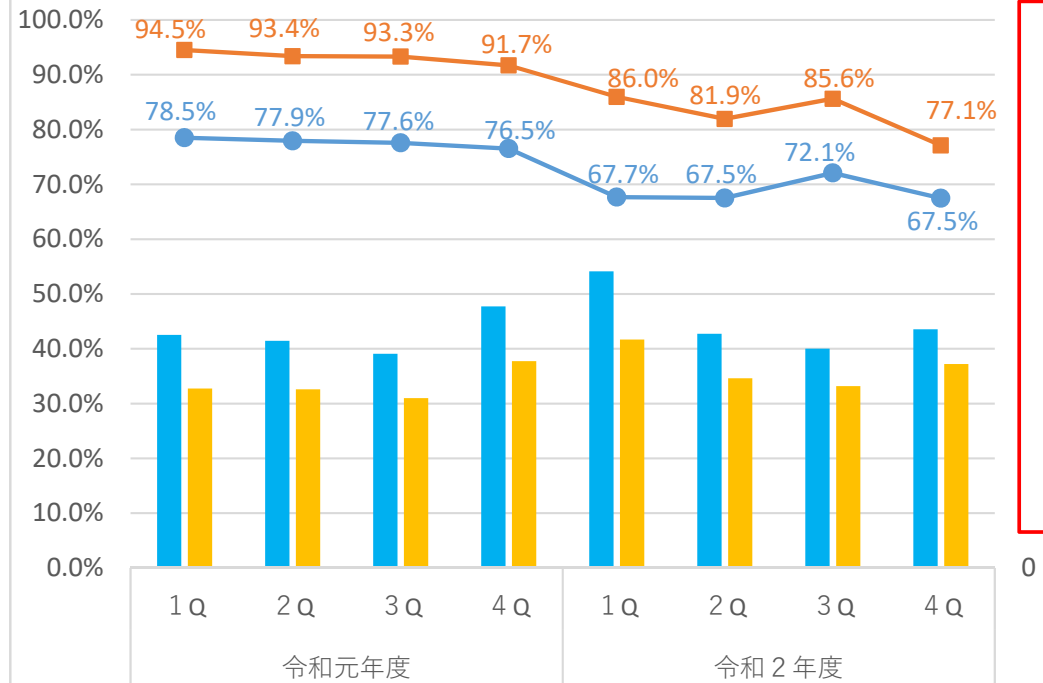
- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



- ① 全ての提供可能時期に係る件数
- ② 全ての提供可能時期から「例外②」を除いた件数
- ① (参考) 全ての提供可能時期に係る4週間以内対応率
- ② 全ての提供可能時期から「例外②」を除いた標準対応期間遵守率

24. 西日本のSA回線(非即決工事)における

- ① 全ての提供可能期間に係る回答の件数及び4週間以内対応率(参考)
- ② 「例外②」を除いた提供可能時期に係る回答の件数及び標準対応期間遵守率



- ① 全ての回答件数
- ② 全ての回答件数から「例外②」を除いた件数
- ① (参考) 全ての提供可能時期に係る4週間以内対応率
- ② 全ての提供可能時期から「例外②」を除いた標準対応期間遵守率

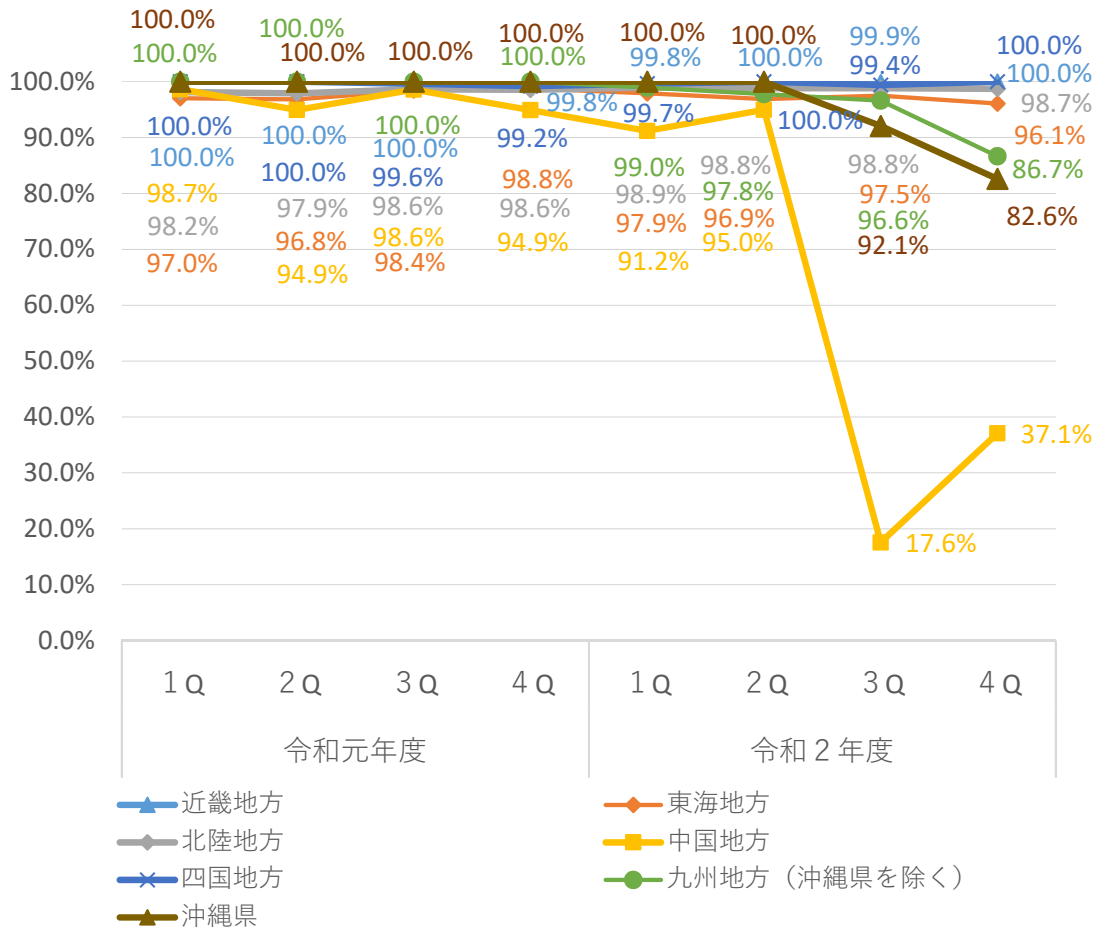
※①と②の件数(棒グラフ)の差が「例外②」に該当する件数

※件数の実数は構成員限り

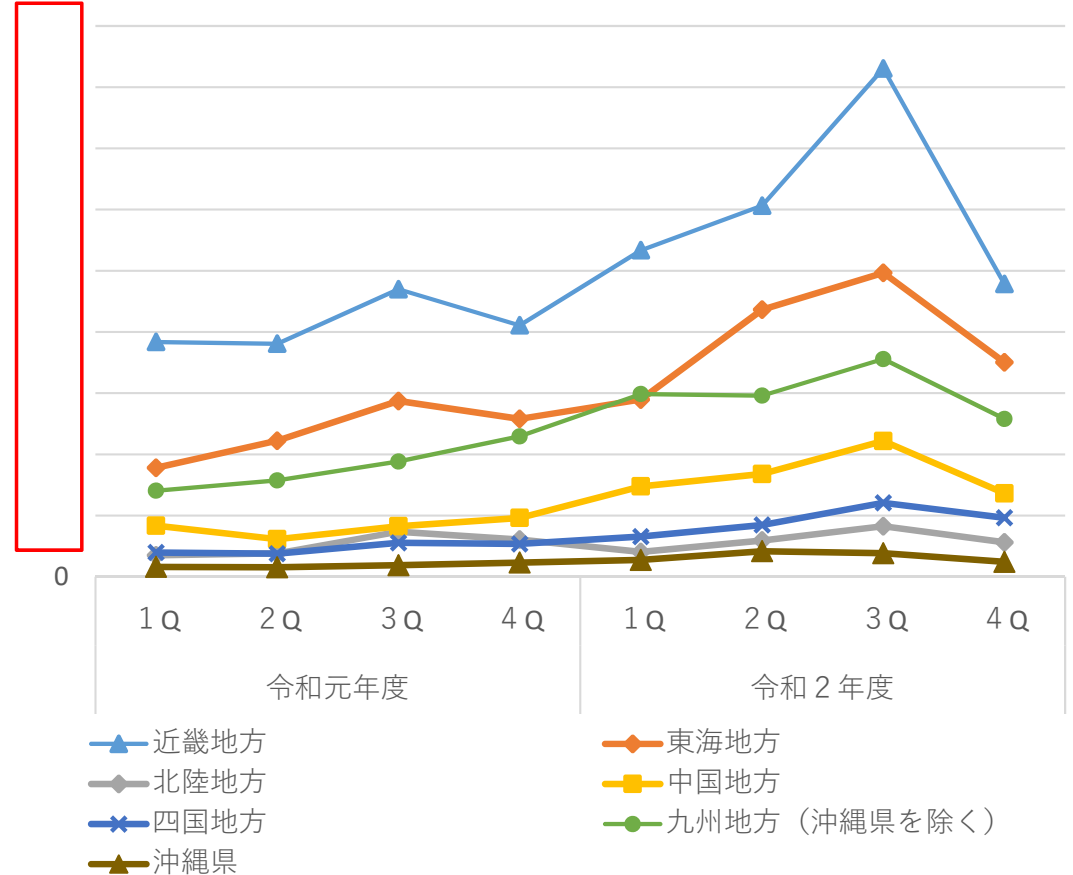
- NTT西日本における、「例外②」を除いたSS回線の標準対応期間遵守率は、
 - 近畿、東海、北陸及び四国地方では、ほぼ10割。
 - 九州地方及び沖縄県では、令和2年度後半から低下傾向にあり、令和2年度第4四半期の時点で8割台。
 - 中国地方では、令和2年度第2四半期まで9割台で推移していたものの、以降、著しく低下し、令和2年度第4四半期には4割を下回っている。【図表25】
- 標準対応期間遵守率が低下傾向にある地方(中国、九州地方及び沖縄県)における、令和2年度後半の提供可能時期の回答件数は、前年度同時期と比較し、中国地方では約2倍、九州地方及び沖縄県では、それぞれ約1.5倍に増加。【図表26】

25. 地域別標準対応期間遵守率

(提供可能時期、SS回線)



26. 地域別件数 (提供可能時期、SS回線)

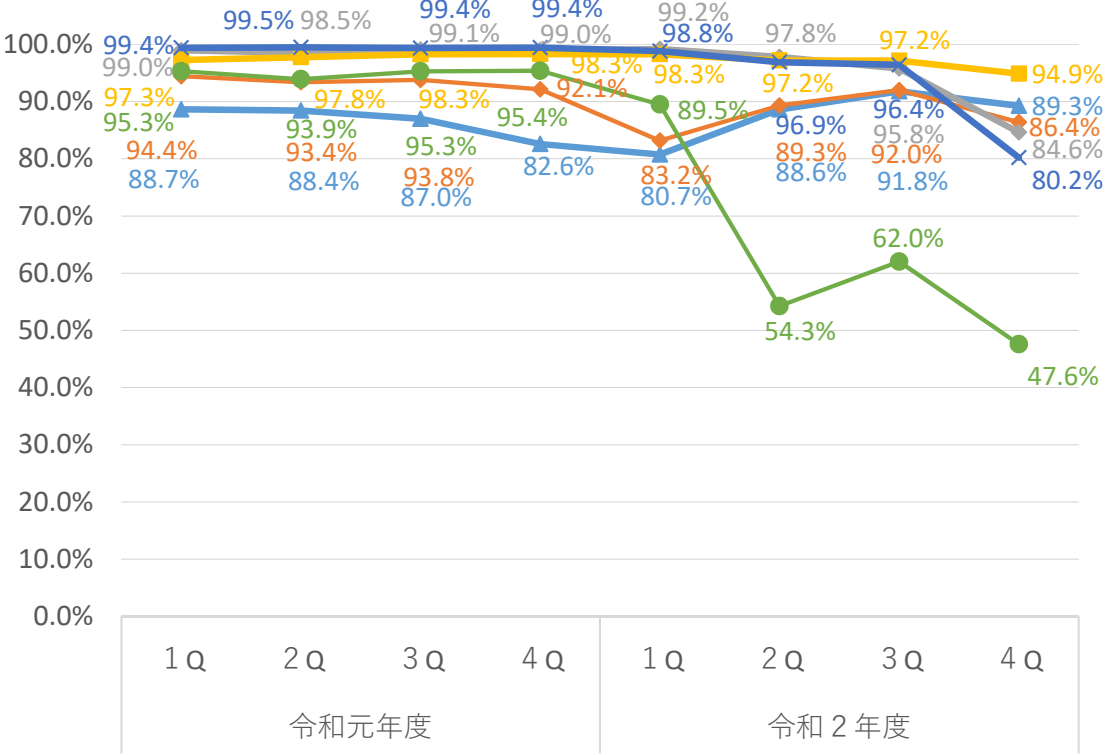


※件数の実数は構成員限り

- NTT西日本における「例外②」を除いたSA回線(非即決工事)の標準対応期間遵守率は、
 - 令和2年度の第4四半期、全てのエリアで減少が発生。
 - その時期を除けば、九州地方以外では大きな増減はなく、北陸、中国及び四国地方では9割台、東海地方では9割前後、近畿地方ではおおよそ8割台で推移。【図表27】
 - 九州地方では、令和2年度第2四半期に、約9割から約5割まで急激に低下し、第3四半期で若干回復したものの、第4四半期には再び低下し、5割を下回った。【図表27】
- 全てのエリアで遵守率の低下が生じた令和2年度第4四半期には、提供可能時期の回答件数が全てのエリアで急増。【図表28】

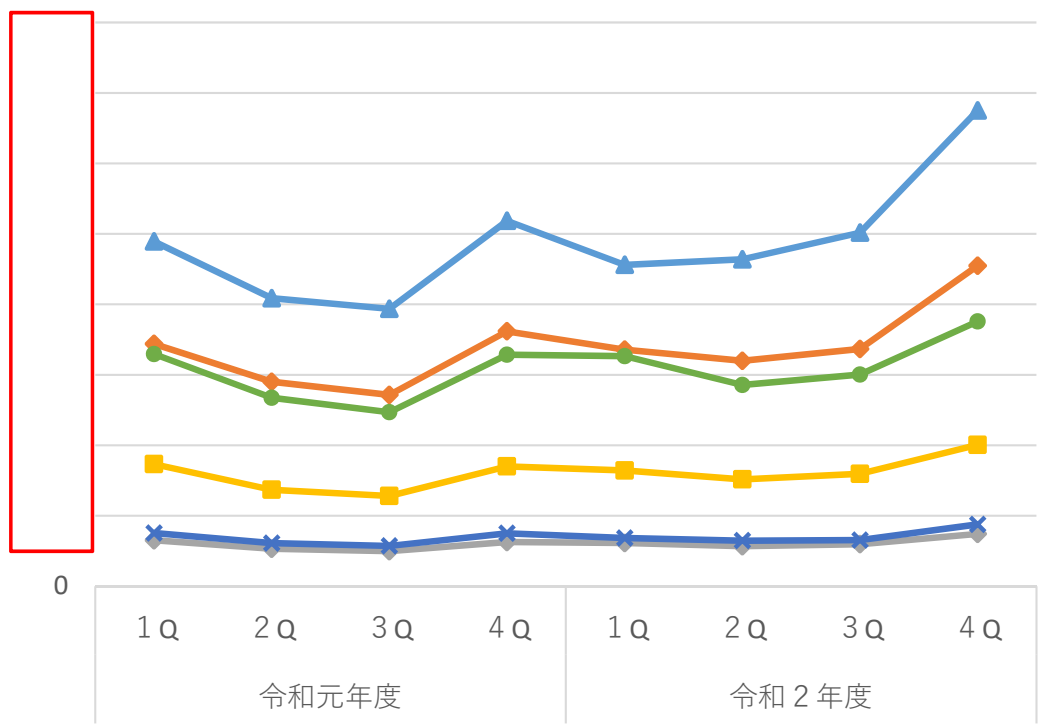
27. 地域別標準対応期間遵守率

(提供可能時期、SA回線(非即決工事))



28. 地域別件数(提供可能時期、SA回線)

(非即決工事、即決工事及び卸を含む)



※件数の実数は構成員限り

標準対応期間の例外に該当した件数の割合

- **提供可能時期について、「例外②」に該当**(=光屋内配線の準備に時間を要する場合又は利用者の建物の光配線板盤まで既設の光信号端末回線がない場合等に1か月を超過することがある)**した件数の割合は、加入DF全体で見ると、東日本では約35%、西日本では約27%となる。特に、SS回線においては、東日本では約8割、西日本では約5割が「例外②」に該当。**【図表29】
- 都道府県単位では、**東京都では加入DF全体で約8割が「例外②」に該当。また、東京都、埼玉、栃木、群馬及び山梨県では、SS回線のうち約9割が「例外②」に該当。さらに宮城県では、ほぼ全てのSS回線の申込みが「例外②」に該当。**【図表29】

29. 「例外②」に該当した件数の割合

	加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)		加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)		加入DF全体	SS回線	SA回線 (非即決)
東日本全域	34.5%	78.5%	24.7%	西日本全域	27.0%	50.7%	20.1%	中国全体	20.1%	67.1%	7.1%
関東全体	40.6%	81.5%	29.8%	近畿全体	35.2%	45.0%	29.8%	広島			
東京				大阪				島根			
神奈川				京都				岡山			
千葉				滋賀				鳥取			
埼玉				兵庫				山口			
茨城				奈良				四国全体	31.2%	61.0%	15.7%
栃木				和歌山				愛媛			
群馬				東海全体	26.7%	42.3%	19.8%	香川			
甲信越全体	20.6%	62.8%	16.8%	愛知				徳島			
山梨				静岡				高知			
長野				岐阜				九州全体 (沖縄県を除く)	21.7%	64.7%	15.5%
新潟				三重				福岡			
東北全体	21.5%	74.3%	12.3%	北陸全体	12.8%	35.7%	7.2%	長崎			
宮城				石川				佐賀			
福島				富山				熊本			
岩手				福井				大分			
青森								宮崎			
山形								鹿児島			
秋田								沖縄			
北海道											

赤色 : 80%以上
黄色 : 50%以上80%未満
緑色 : 30%以上50%未満

※ 和歌山県及び沖縄県では、接続で提供される加入DFはSS回線のみ

(1) 標準対応期間の遵守状況

- ① 提供可能時期における、提供可能時期までの作業が実施された全ての申込みのうち、「例外②」を除いた標準対応期間遵守率について、加入DF全体、東日本・西日本エリア全域で見ると、
 - 東日本エリアでは95%以上で推移、
 - 西日本エリアにおいてもおおよそ9割台で推移。【13ページ図表15及び16】
- ② 一方、回線形態別、地域別に見ると、標準対応期間遵守率が低下傾向にある地域も存在している。具体的には、SS回線では、北海道を除く東日本エリアや中国地方で、令和元年度よりも令和2年度の標準対応期間遵守率が低下傾向にある。
 - 東日本エリア全体では、令和2年度前半までは8割前後で推移していたものの、以降は6割台まで低下。【15ページ図表19】
 - 中国地方では、令和2年度前半までは9割台で推移していたものの、令和2年度第3四半期に約2割にまで急落した。その後は回復傾向にあるものの、第4四半期時点でも約4割。【18ページ図表25】
- ③ また、SA回線(非即決工事)では、九州地方において標準対応期間遵守率が低下傾向にある。令和2年度第1四半期までは9割前後で推移していたものの、令和2年度第2四半期から急激に低下し、第4四半期には約5割。【19ページ図表27】

(2) 標準対応期間の例外に該当した件数について

- ① SS回線において、大多数の都道府県で、提供可能時期の件数のうち半数以上が「例外②」(光屋内配線の準備に時間を要する場合又は、利用者の建物の光配線盤まで既設の光信号端末回線がない場合等に提供可能時期が1か月を超過することがあるもの)に該当。特に、東京都、埼玉、栃木、群馬及び山梨県では約9割が該当し、さらに宮城県では、ほぼ全ての申込みが該当。【20ページ図表19】

⇒ これらの原因・理由や運用の実態について、NTT東日本・西日本及び接続事業者等へのヒアリングで確認を行う必要があるのではないか。

1. 報告の概要

2. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

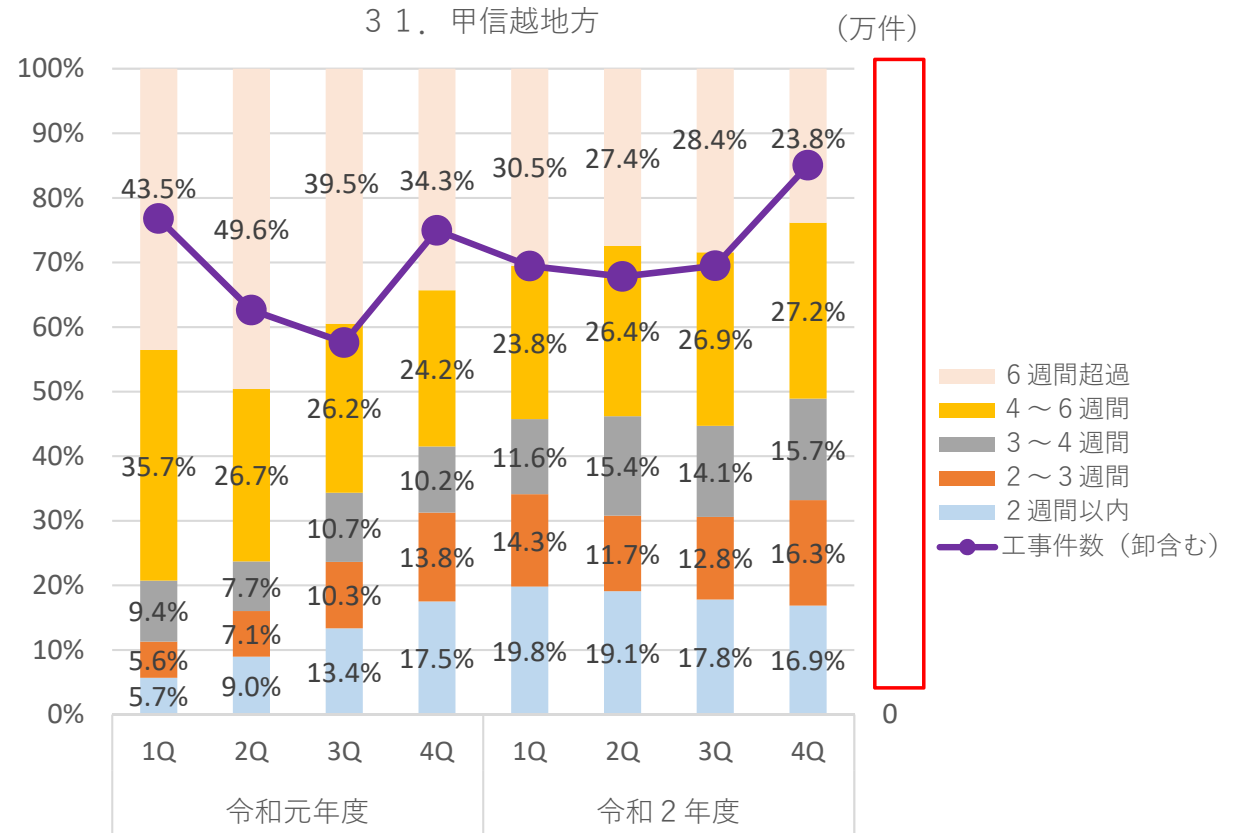
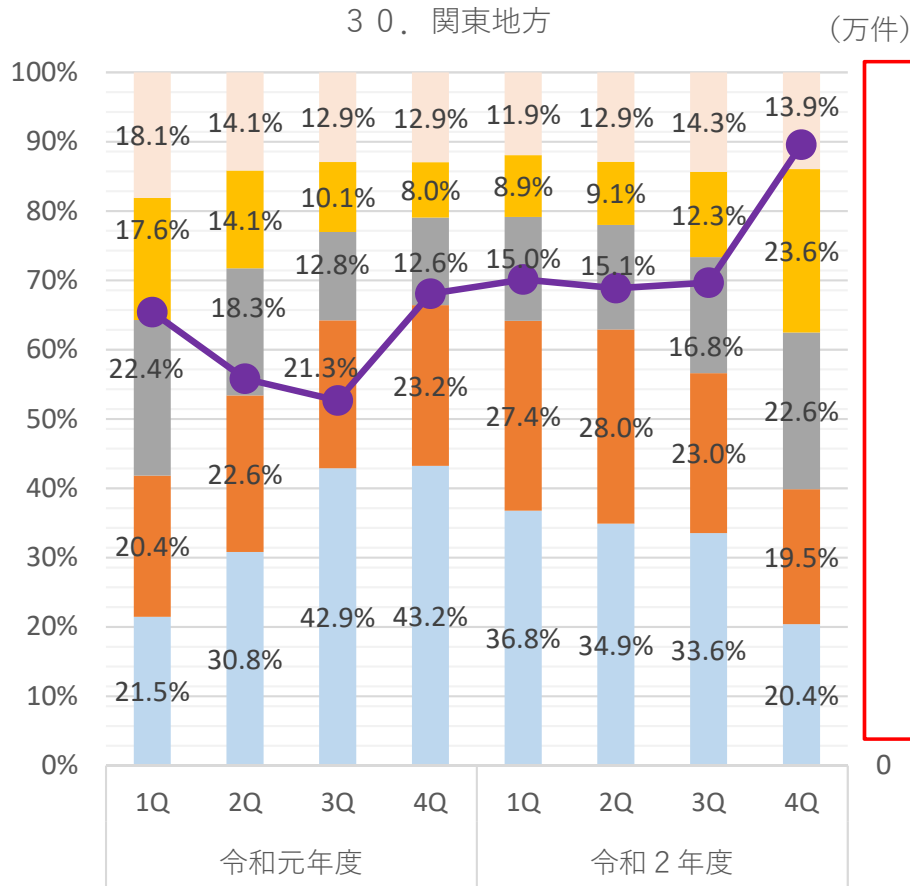
3. 局内ダークファイバ・コロケーション等

4. 参考資料

提供可能時期～工事実施までのリードタイム①(関東、甲信越)

- 提供可能時期から工事実施に至るまでの取得可能工事枠は、SS回線及びSA回線(それぞれ接続及び卸を含む)で共用されている。
- また、提供可能時期から工事実施までのリードタイムについては、接続約款上、NTT東日本・西日本側の対応期限を定める特段の規定はない。
- 関東地方では、令和元年度第1四半期には、約4割の開通工事が4週間経過後に実施されていた。その後、令和2年度第2四半期にかけて改善傾向にあったものの、令和2年度第4四半期には、リードタイムが伸びている(この時期、工事件数が大幅に増加。)
- 甲信越地方では、令和元年度前半には、約8割の工事が4週間以上経過後に実施されており、その後改善傾向が見られたものの、令和2年度においても約半数の工事が、4週間経過後に実施されている。【図表30及び31参照】

工事リードタイム及び卸を含む工事の総実施件数



※件数の実数は構成員限り

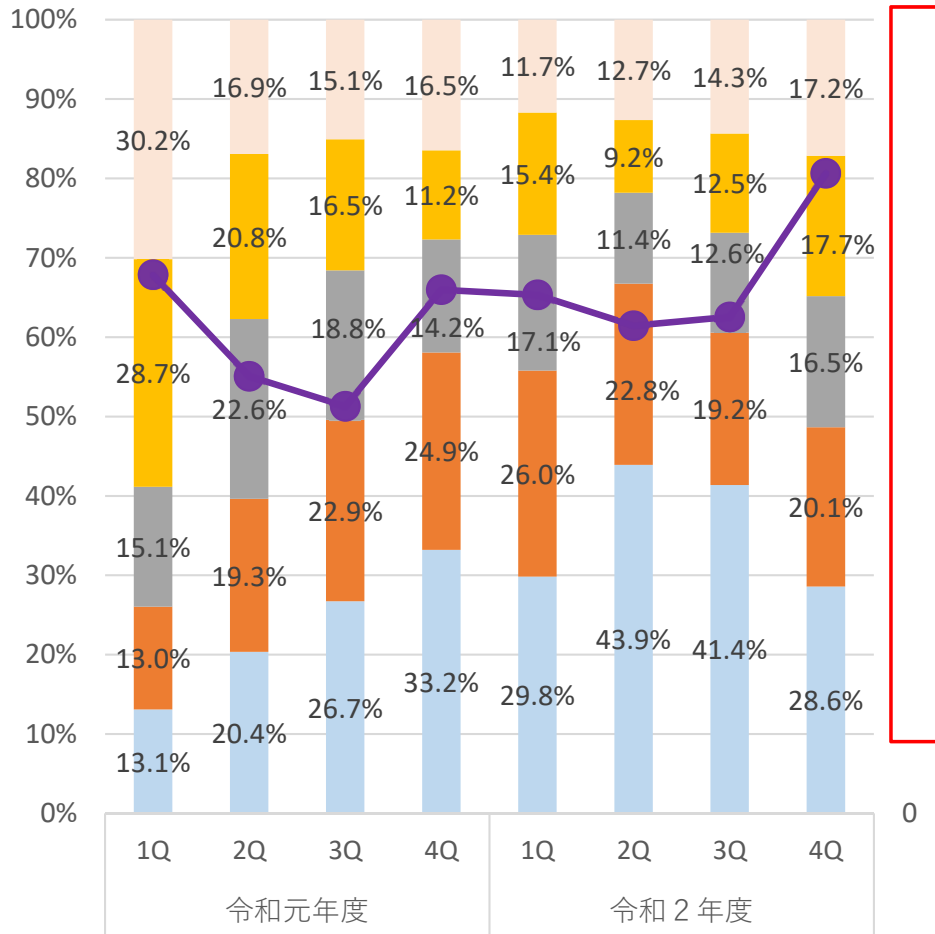
提供可能時期～工事実施までのリードタイム②(東北、北海道)

- **東北地方では、令和元年度第1四半期には、約6割の工事が4週間経過後に実施**されていた。その後、**令和2年度第2四半期にかけて改善傾向にあったものの、令和2年度第4四半期にはリードタイムが延びている**(この時期、申込数が大幅に増加。)。【図表32参照】
- **北海道では、開通工事件数は増加しているものの、令和2年度には7割近くの工事が3週間以内に実施**されており、**東日本の他の地域よりもリードタイムが短い傾向**にある。【図表33参照】

工事リードタイム及び卸を含む工事の総実施件数

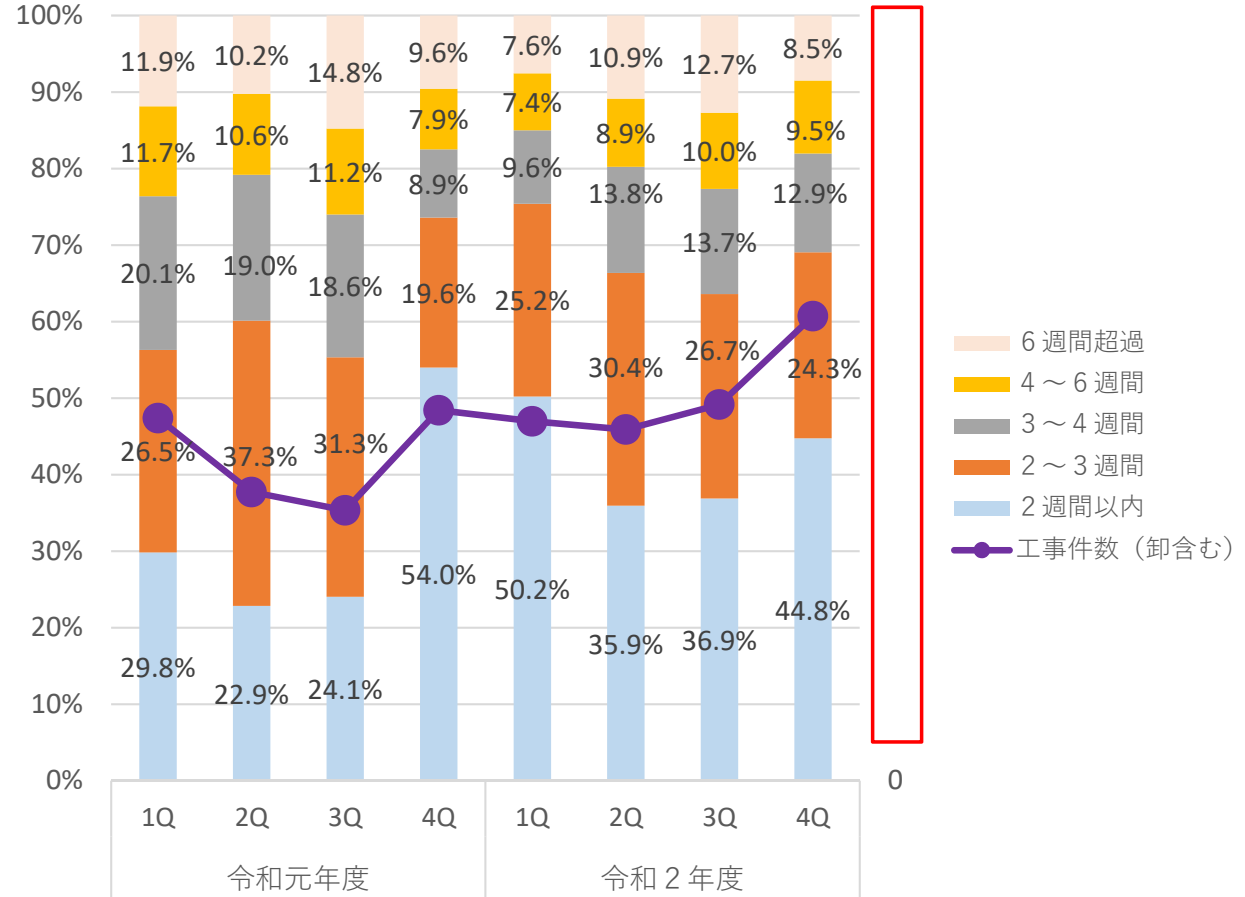
3 2. 東北地方

(万件)



3 3. 北海道

(万件)



※件数の実数は構成員限り

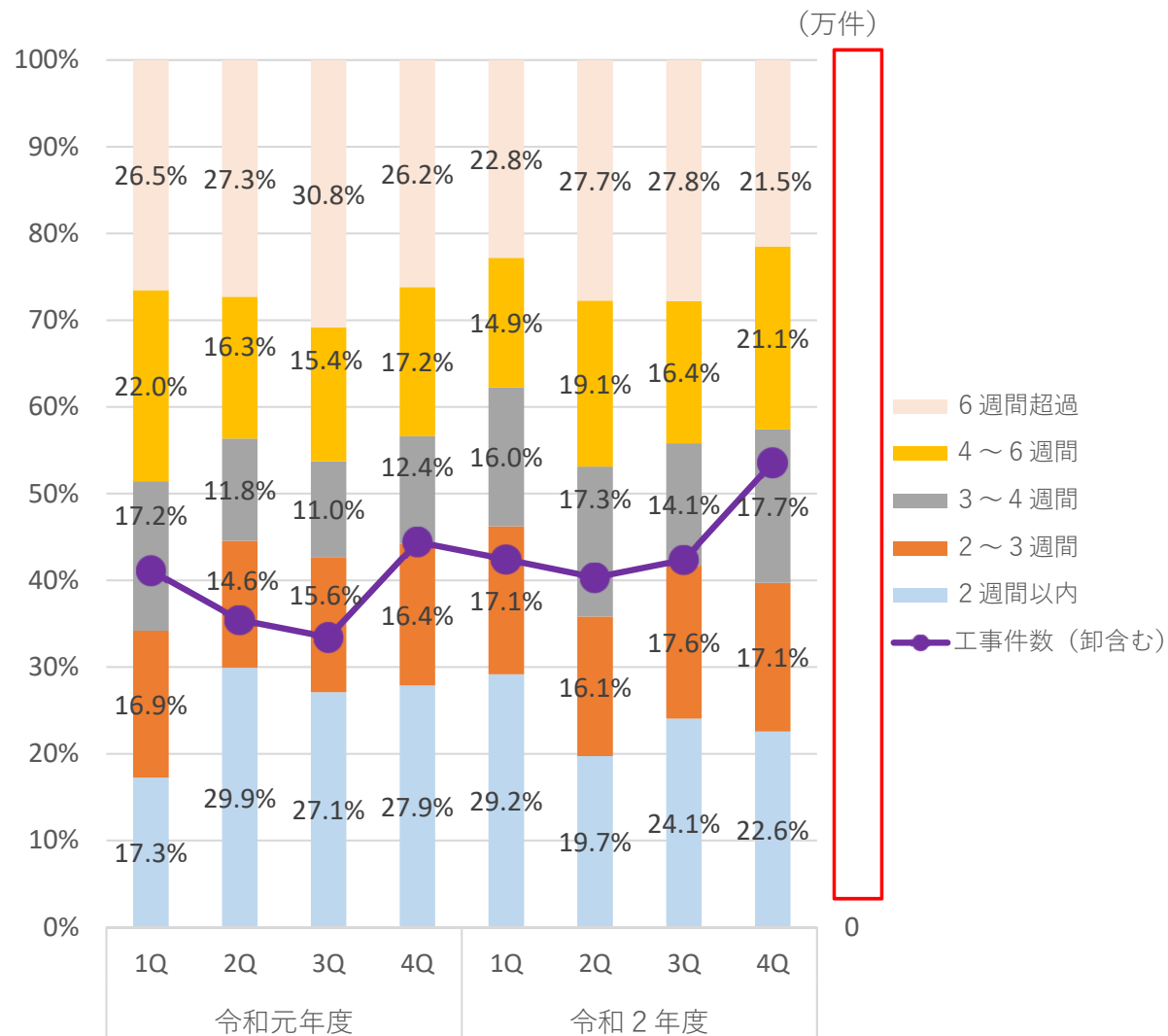
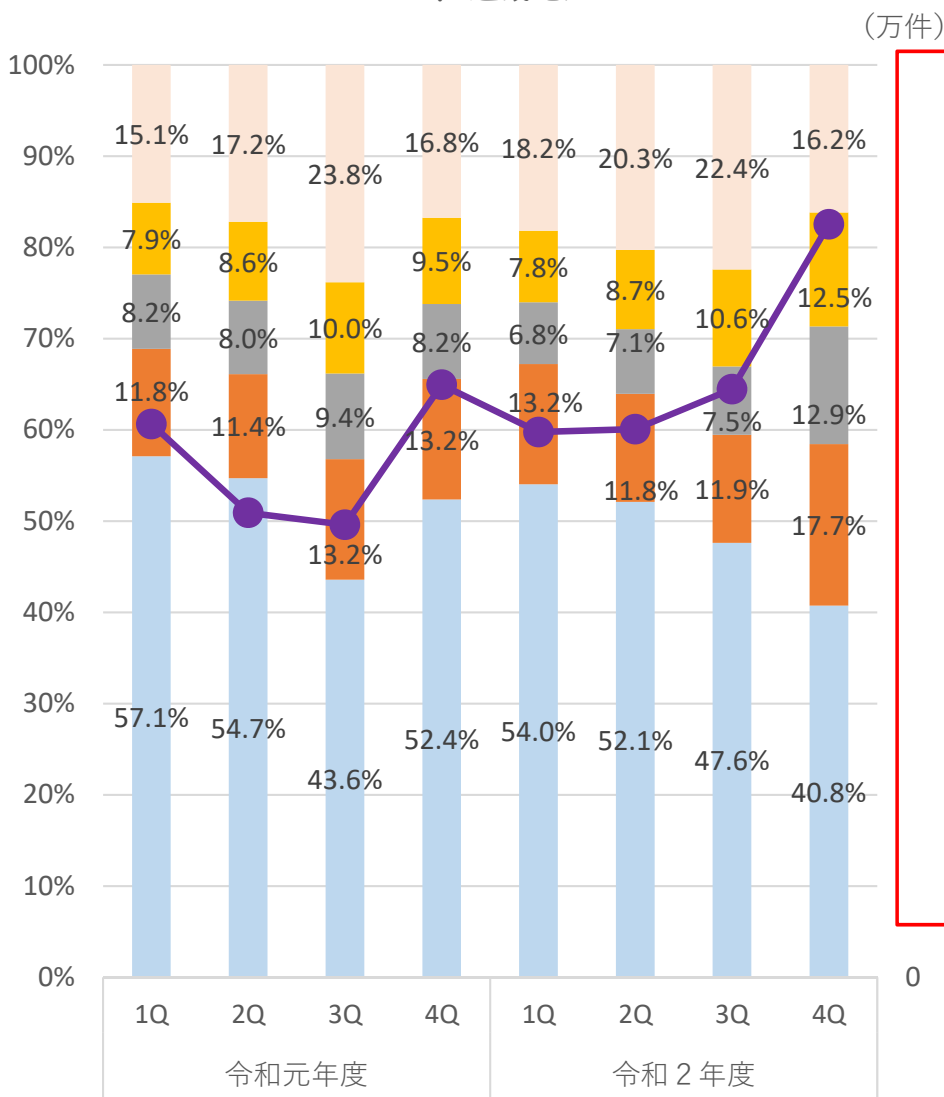
提供可能時期～工事実施までのリードタイム③(近畿、東海)

- **近畿地方では、**開通工事件数の増加は見受けられるものの、**4週間以内に実施された工事の割合はおおよそ7割前後で推移**。
- **東海地方では、約4割～約5割の工事が4週間経過後に実施**されている。【図表34及び35参照】

工事リードタイム及び卸を含む工事の総実施件数

34. 近畿地方

35. 東海地方



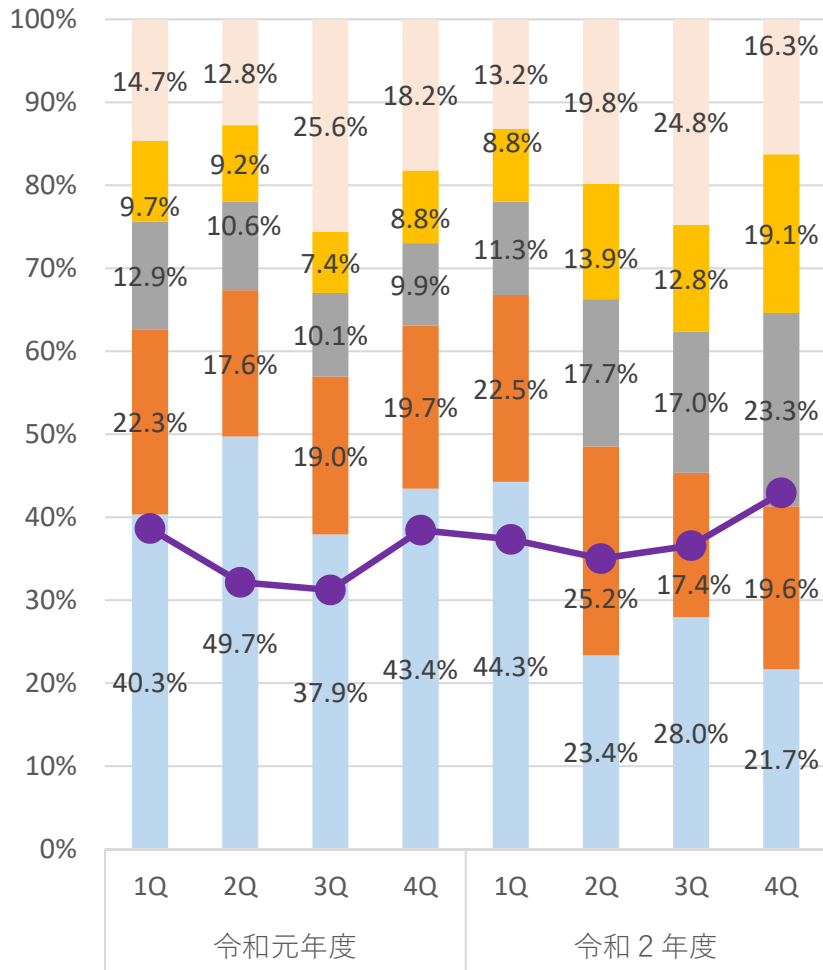
※件数の実数は構成員限り

- 北陸地方では、令和2年度第2四半期から3週間以内に実施された工事の割合が減少傾向にあり、半数以上の申込みは、3週間経過後に行われており、工事のリードタイムが延びている。
- 中国地方では、約5割～6割の工事が3週間以内に実施されているものの、令和2年度第4四半期には工事のリードタイムがやや延びている(この時期、申込数が増加している。)。【図表36及び37参照】

工事リードタイム及び卸を含む工事の総実施件数

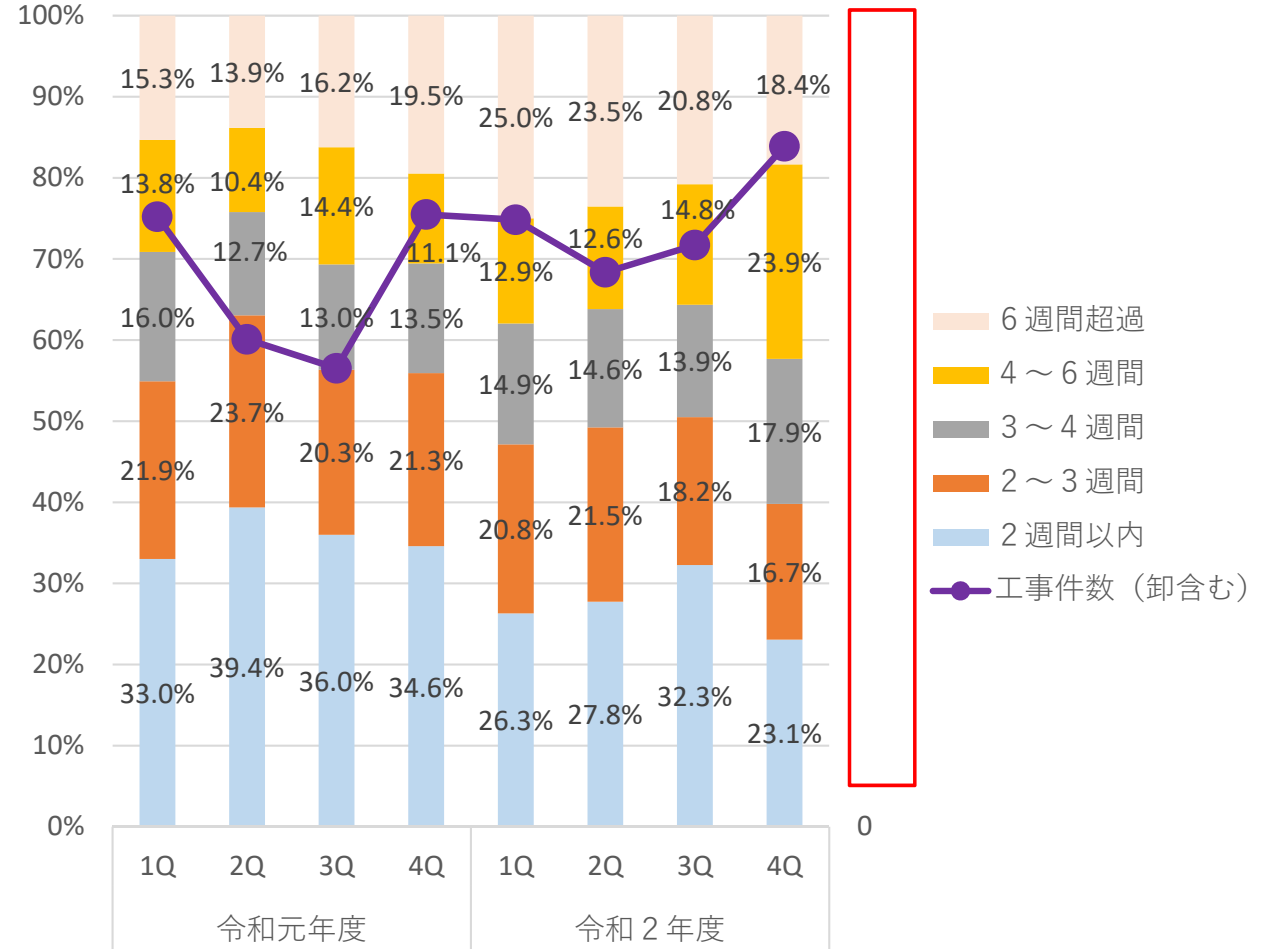
36. 北陸地方

(万件)



37. 中国地方

(万件)



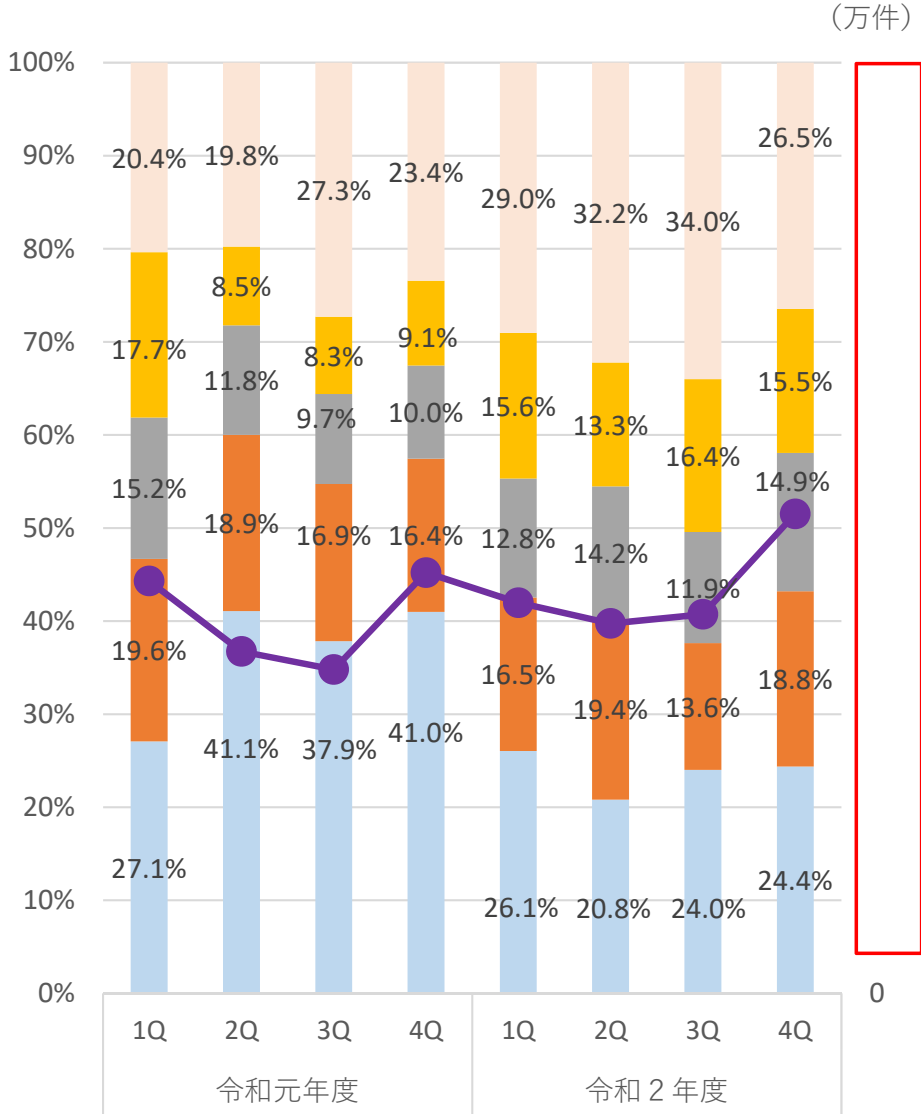
※件数の実数は構成員限り

提供可能時期～工事実施までのリードタイム⑤(四国、九州)

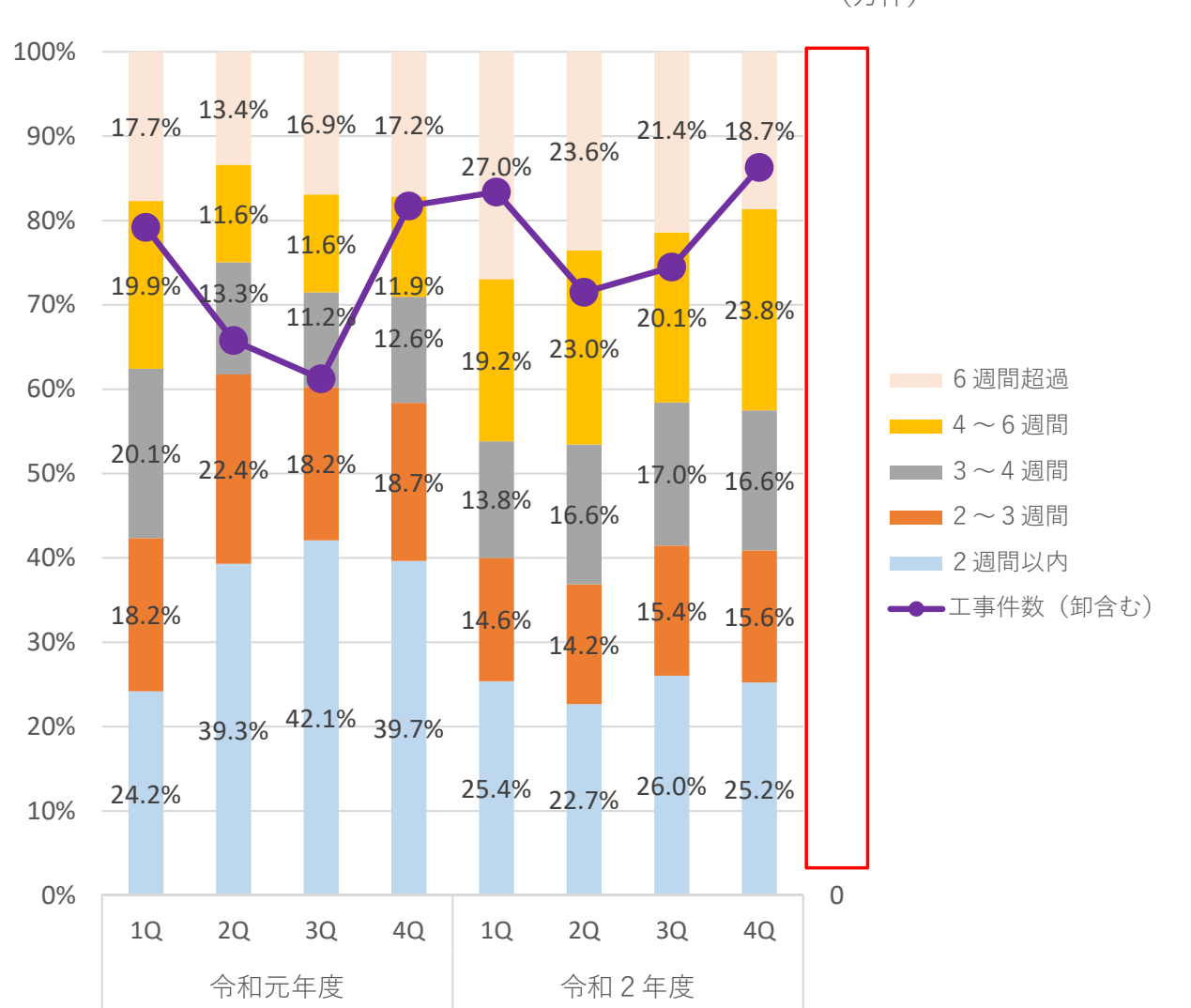
● **四国地方及び九州地方では、令和2年度における四半期毎のリードタイムが令和元年度の同時期と比べ延びており、4週間経過後に実施された工事の割合が増加傾向にある。令和2年度中は約4割～約5割の工事が4週間経過後に実施されている。**
【図表38及び39参照】

工事リードタイム及び卸を含む工事の総実施件数

38. 四国地方



39. 九州地方 (沖縄県を除く)



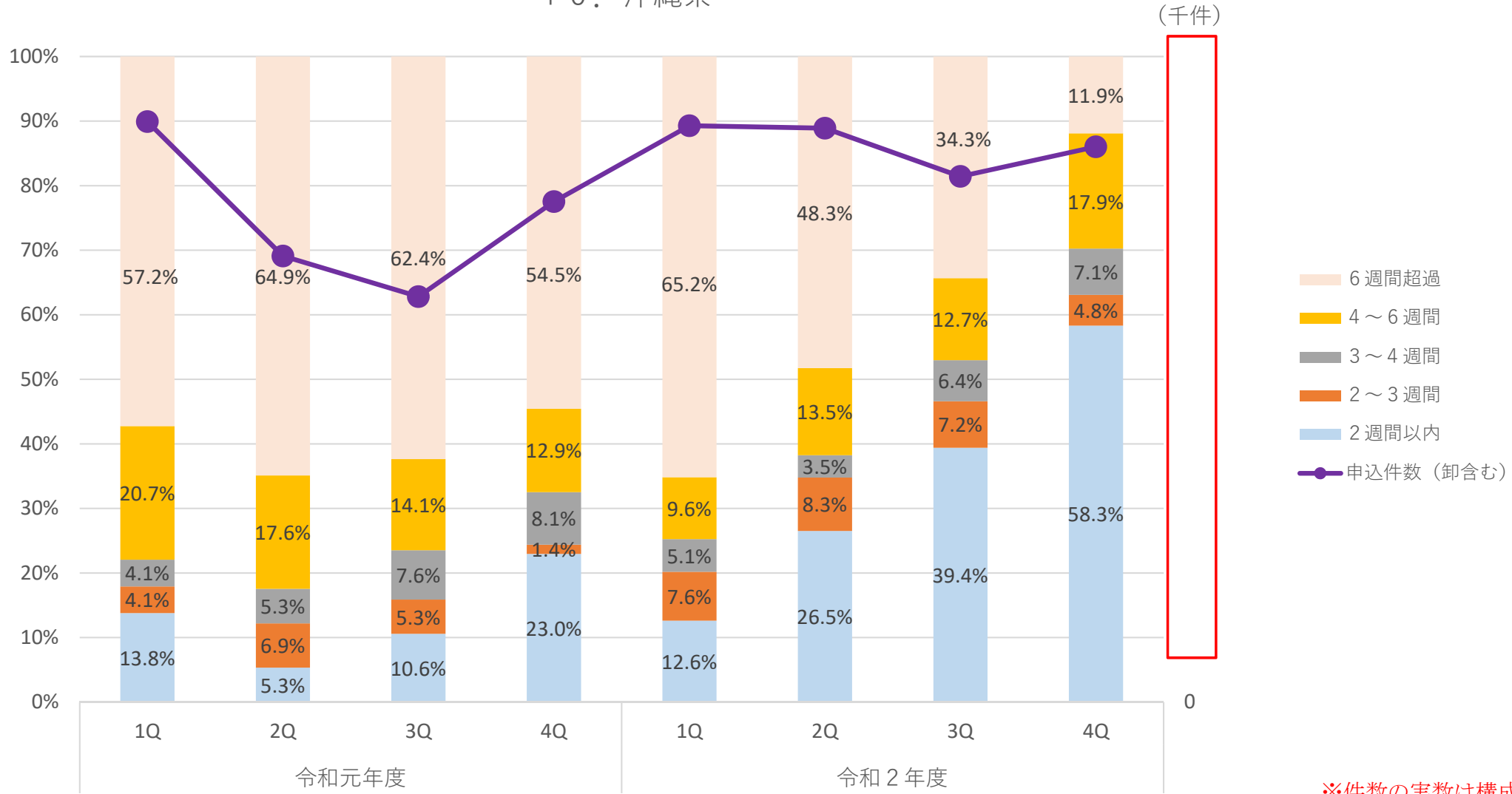
※件数の実数は構成員限り

提供可能時期～工事実施までのリードタイム⑥(沖縄)

● 沖縄県では、令和元年度から令和2年度第1四半期にかけ、約6割の工事が6週間経過後に実施されており、西日本エリアの他の地域と比べ、リードタイムが長い傾向にあったものの、その後、リードタイムが6週間を超える工事は減少傾向にあり、令和2年度第4四半期には、約6割の工事が2週間以内に実施されている。【図表40参照】

工事リードタイム及び卸を含む工事の総実施件数

40. 沖縄県



※件数の実数は構成員限り

- 本件要請においては、接続事業者からの申込みに対応するために行っている**需要の予測方法**や、その予測の工事实施等に係る**体制整備への活用状況**、その他、**接続申込みに円滑に対応するために実施している取組**についても報告を求めていたところ、**NTT東日本・西日本からは、下記のような報告があった。**

(報告内容原文)

事業者様からの申込に対応するために、**過去の工事实績を基にトレンドを予測するとともに、接続については工事件数の多い接続事業者様より需要予測のデータを定期的に頂き**、また、卸については当社の販売計画等も参考し全体の**需要予測を行っております**。工事实施等の体制整備については、需要予測を基に検討した必要工数を、工事を担当いただく協力会社と工事体制の確保について協議し、工事体制の整備に努めております。

工事体制については、5G需要や新たなMNO事業者の参入等により**需要拡大している一方で、当社の工事稼働の体制を拡大することは、中長期的な人員の採用・育成が必要となり、その体制の維持にも相応のコストが発生することから、容易ではない状況**です。

そのため、**事業者様に対しては、需要について協議等で定期的に情報連携を図るとともに、申込時期の分散や平準化に向けたご協力もいただきつつ、当社としても、以下の営みから拡大する需要に対して円滑に対応できるよう努めている所**です。

- ・稼働逼迫エリアへの稼働支援体制の更なる拡大
- ・工事日を即時取得できていないオーダーについて接続事業者様とも連携した柔軟な対応による即時取得の実現
- ・接続事業者様による工事枠の最短取得可能日の前倒しによる工事枠(工事日直前にキャンセルされた工事枠等)の更なる有効活用
- ・早期回答に向けた業務フローの更なる見直し 等

(1)提供可能時期～工事実施までのリードタイムについて

- ① 提供可能時期～工事実施までのリードタイムについては、地域ごとにばらつきがある。工事実施までに6週間以上を要した工事の割合を指標として比較すると、例えば、
 - 関東地方では1割台、北海道では1割前後で推移。
 - 一方、甲信越地方は約2割～約5割、東海地方は約2割～約3割、四国地方では約2割～約3割で推移。
- ② 関東、北陸、中国及び九州地方など、一部の地域においては、リードタイムが延伸傾向にある。

(2)NTT東日本・西日本における工事体制等の確保に向けた取り組み

- ① NTT東日本・西日本からは、工事体制の確保に向けた取り組みについて以下の旨が報告されている。
 - 事業者からの申し込みに対応するために、過去の工事実績を基にトレンドを予測するとともに、工事件数の多い接続事業者から、需要予測のデータを定期的に提出してもらっている。
 - これらの需要予測を基に検討した必要工数を踏まえ、工事を担当する協力会社と工事体制の確保について協議し、工事体制の整備に努めている。
 - 加入光ファイバ等の需要が拡大している一方、①中長期的な人員の採用・育成を要すること、②体制の維持にも相応のコストが発生することから、工事稼働に係る体制確保は容易ではない。
 - そのため、事業者に対しては、需要について協議で定期的に情報連携を図るとともに、申込時期の分散や平準化に向けた協力もいただきつつ、NTT東日本・西日本としても、拡大する需要に対して円滑に対応できるよう、種々の取組を行っているところ。

⇒ これらの原因・理由や運用の実態について、NTT東日本・西日本及び接続事業者等へのヒアリングで確認を行う必要があるのではないか。

1. 報告の概要

2. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

3. 局内ダークファイバ・コロケーション等

4. 参考資料

〇局内DF

接続事業者

NTT東日本・西日本

①接続の申込み



②両端確定

※局内DFで接続する両端の設備 (NTT東西の設備と接続事業者/NTT東西の設備) を確定させる

※NTT東西は、両端の設備が確定した日から**1ヶ月半以内**に接続の準備を整えるよう努めることとされている。

③接続の準備

〇コロケーション

①相互接続点調査及び設置の申込み



②コロケーション予定場所の空きスペース、機器等の設置可否の確認

- 申込みの到達から
- (A) 通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修等の検討が必要でないときは**2週間以内**
 - (B) 通信用建物内において、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要なき場合は**1ヶ月以内**
 - (C) それ以外のとき※¹は**1ヶ月半以内**
- (※1)コロケーションの利用場所として、接続事業者が洞道内での設置を希望する場合等。

④工事実施の申込み



③調査結果の回答

- 申込みの到達から
- (A) 接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないときは**2週間以内**
 - (B) (A)及び(C)以外の場合※²は**1ヶ月以内**
 - (C) 接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うときは**1ヶ月半以内**
- (※2)二重床や電源設備以外の設備(光回線の配線盤や空調設備等)の改修のみを要する場合。
- (※)その他、電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となる場合は、(A)～(C)のいずれにも該当せず、約款上、対応期限の定めがない。

⑥自前工事の実施

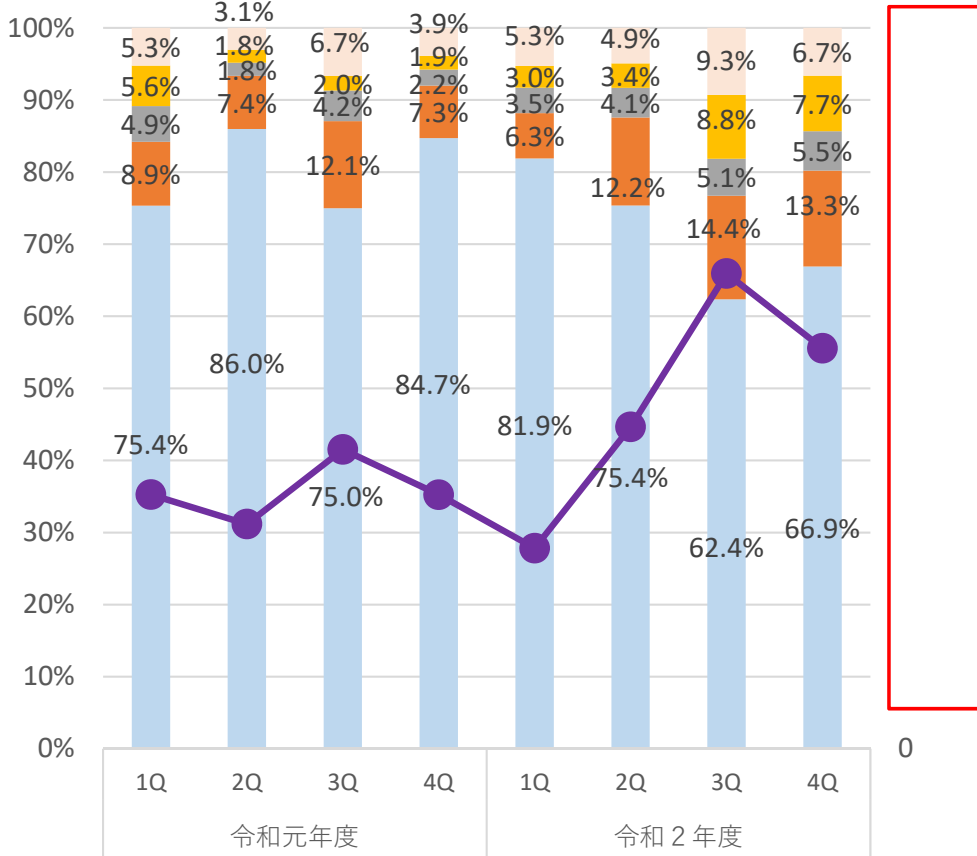


⑤接続事業者が設備設置工事(自前工事)を行うための準備

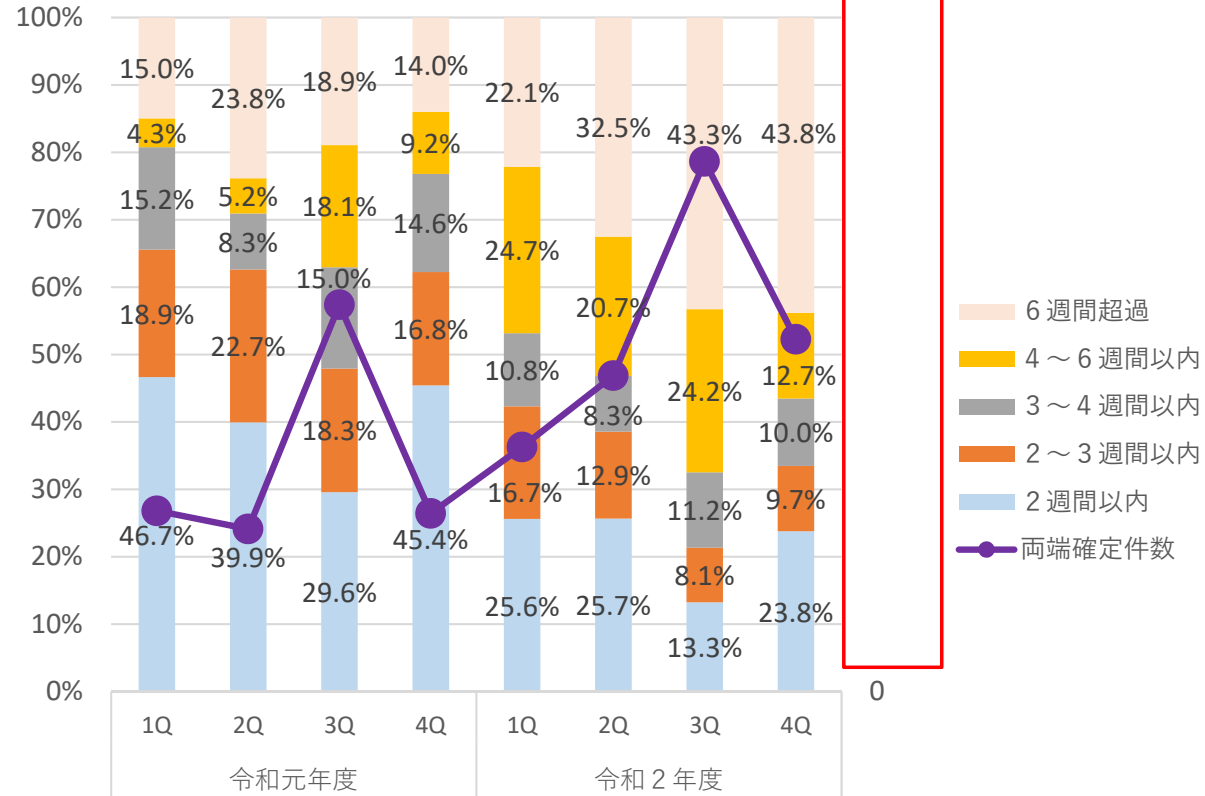
- **東日本エリア全域における接続の申込み～両端確定までのリードタイムについて、全確定件数のうち、2週間以内に確定された割合は6割台～8割台で推移している。一方、一部の申込みにおいては、6週間を超過するケースも存在し、令和2年度後半には約1割が6週間を超過。**【図表41】
- なお、**北海道ではリードタイムが長期化傾向にあり、令和元年度には、全確定件数のうち、3週間以内に確定された割合が約9割となっていたものの、令和2年度第4四半期には、約9割が4週間経過後に確定され、約3割は6週間を超過。**
- **西日本エリア全域においては、全確定件数のうち、確定までに3週間を超過した割合が、令和元年度はおおよそ約4割で推移していたものの、令和2年度前半には約6割、後半には約7割～約8割まで増加しており、リードタイムが長期化。**【図表42】
- **特に近畿及び四国地方では、全確定件数のうち、6週間を超過して確定された割合が、令和2年度第4四半期において約8割となっている。また、九州地方でも約4割、沖縄県でも約6割。**

両端確定までのリードタイム及び両端確定を行った件数

4 1. 東日本エリア



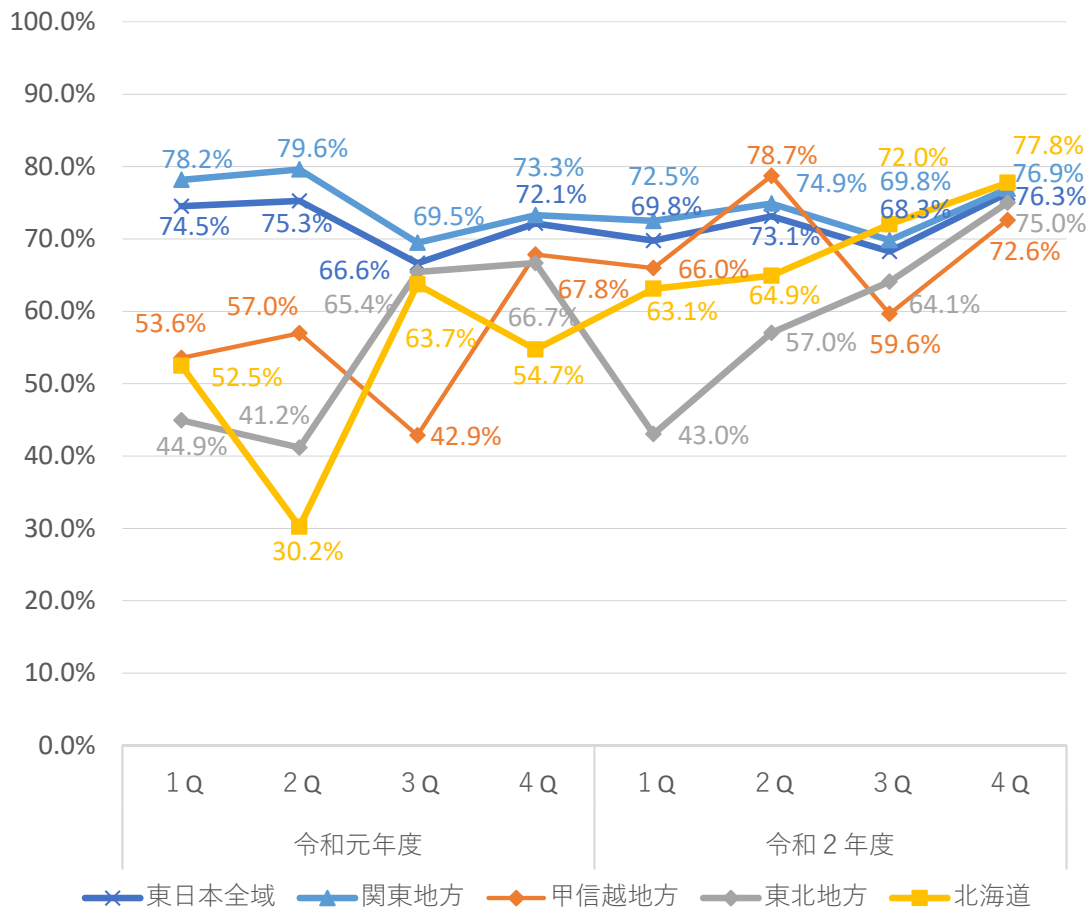
4 2. 西日本エリア



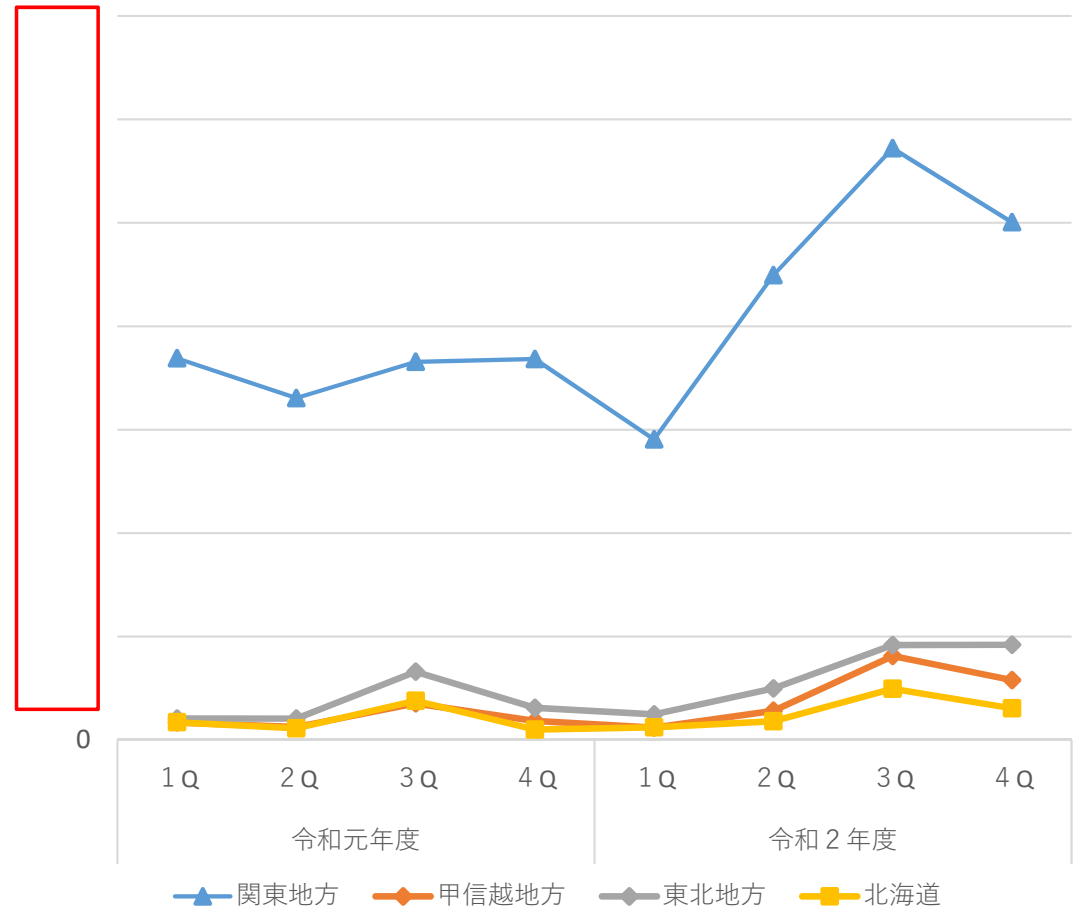
※件数の実数は構成員限り

- 局内ダークファイバは、接続約款上、両端確定から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めることとされている。
- 東日本エリア全体における、標準対応期間遵守率は、おおよそ7割前後で推移。【図表43】
- 地域別の標準対応期間遵守率は、関東地方では、7割前後で推移。その他の地域では、令和元年度前半にはいずれの地域でも標準対応期間遵守率が6割を下回ったものの、その後改善の傾向が見られ、令和2年度第4四半期の時点では7割台。【図表43】
- なお、局内ダークファイバに係る申込みには、接続事業者からの特別の要望等(加入DFの開通と同時の工事完了の希望等)により、工事の実施が保留されているケースも存在する。

4 3. 地域別標準対応期間遵守率 (局内DF)



4 4. 地域別工事件数 (局内DF、未実施を含む)



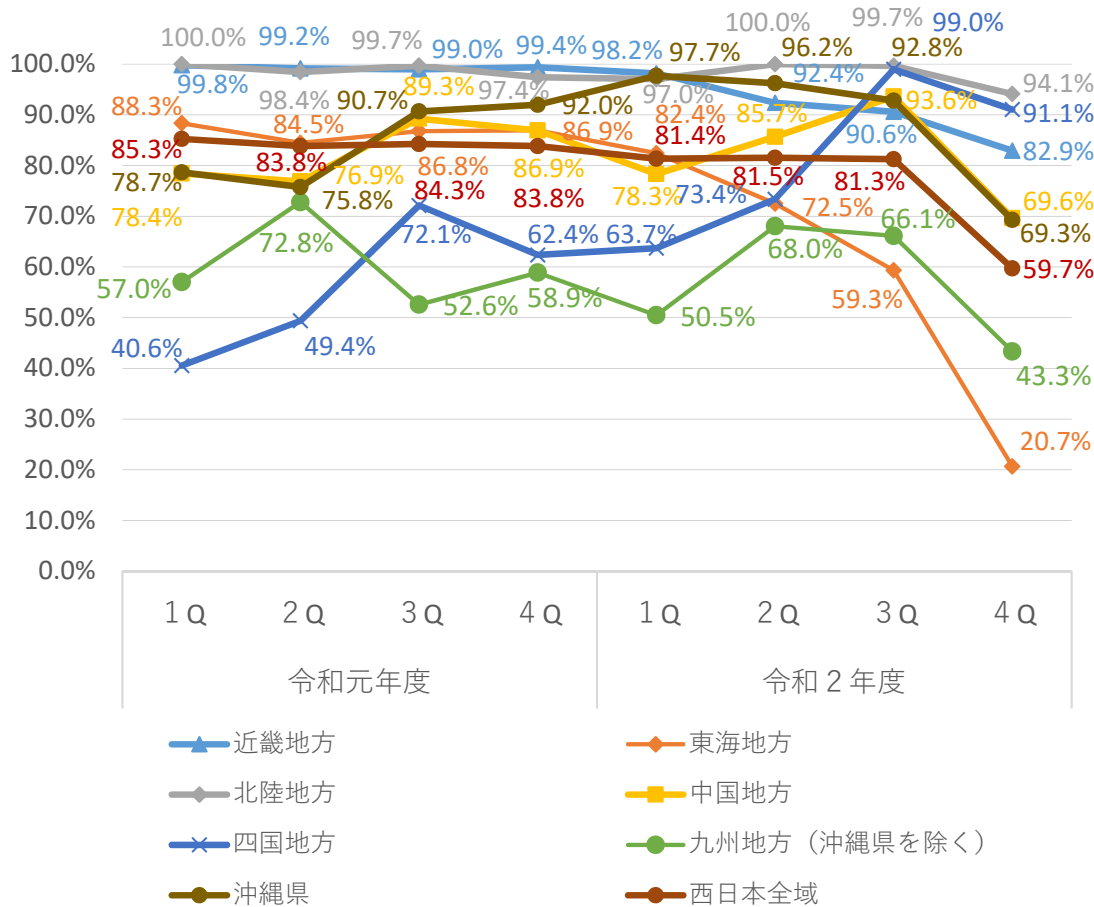
※件数の実数は構成員限り

● **西日本エリア全体における、標準対応期間遵守率は、おおよそ8割前後で推移。**【図表45】

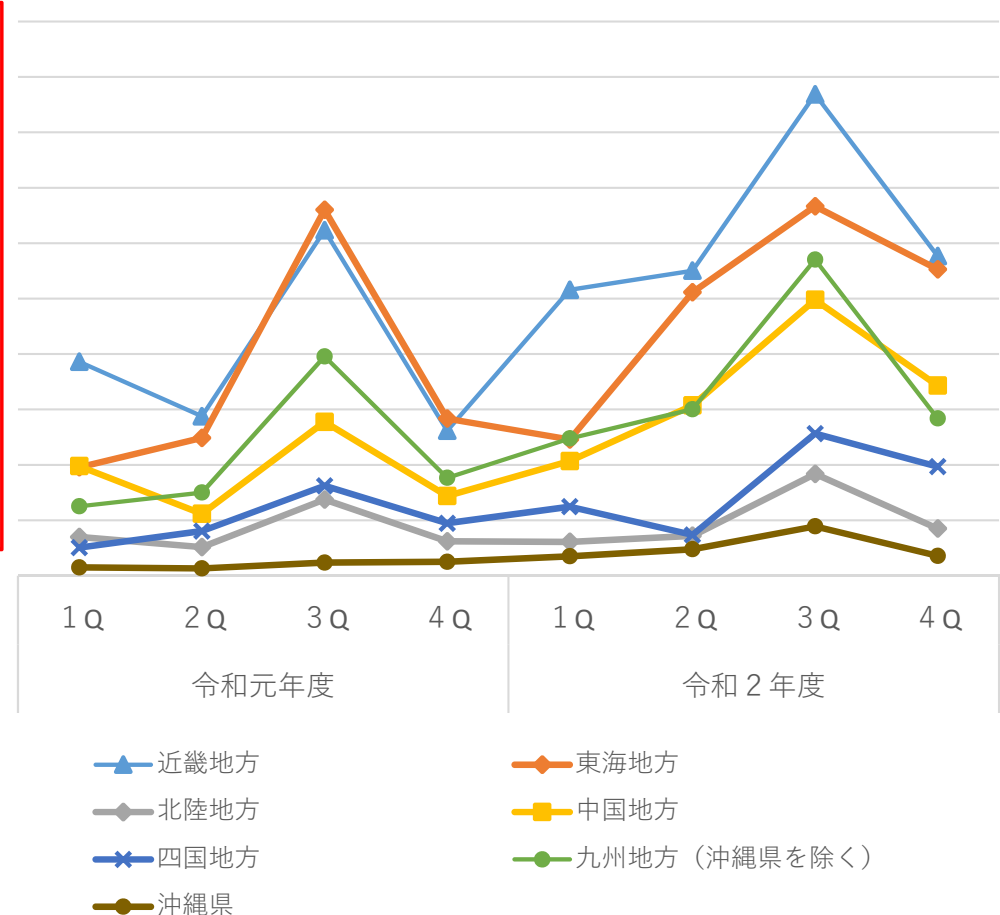
● **地域別に見ると、標準対応期間遵守率のばらつきが大きい。**【図表45】

- 近畿、北陸地方はおおよそ9割台で推移。また、沖縄県も令和元年度前半を除いておおよそ9割台で推移。中国地方も、おおよそ8割前後で推移。
- 東海地方では、令和2年度第2四半期より遵守率が低下傾向にあり、当該年度の第4四半期には約2割まで低下。
- 四国地方では令和元年度前半は遵守率が5割を下回っていたが、その後改善傾向にあり、令和2年度後半には9割台。
- また、九州地方も遵守率が約5割～約7割で推移していたところ、令和2年度第4四半期に遵守率が約4割まで低下。

45. 地域別標準対応期間遵守率 (局内DF)



46. 地域別工事件数 (局内DF、未実施を含む)



※件数の実数は構成員限り

(1) 申込み～両端確定までのリードタイム

① 申込み～両端確定までのリードタイムについて、

- 全確定件数のうち2週間以内に完了する割合を指標として見ると、東日本エリア全域では6割台～8割台で推移、西日本エリア全域では約1割～約5割の間で推移。
- 一方、リードタイムが6週間を超過した割合を指標として見ると、東日本エリア全域では5%未満で推移しているのに対し、西日本エリア全域では約1割～約4割の間で推移。【33ページ図表41及び42】

② 地域別に見ると、リードタイムが延伸傾向にある地域も存在。

- 東日本では、北海道におけるリードタイムが長期化傾向にあり、令和元年度には、全確定件数のうち、3週間以内に確定された割合が約9割となっていたものの、令和2年度第4四半期には、約9割が4週間経過後に確定され、さらに約3割は6週間を超過。
- 西日本では、近畿及び四国地方でリードタイムが長期化傾向にあり、令和元年度は、6週間を超過して確定された割合が近畿地方で2割前後、四国地方で約1%～約6%で推移していたところ、令和2年度第4四半期では、6週間を超過して確定された割合が約8割。【33ページ図表41及び42】

(2) 両端確定～接続準備に係る標準対応期間の遵守状況

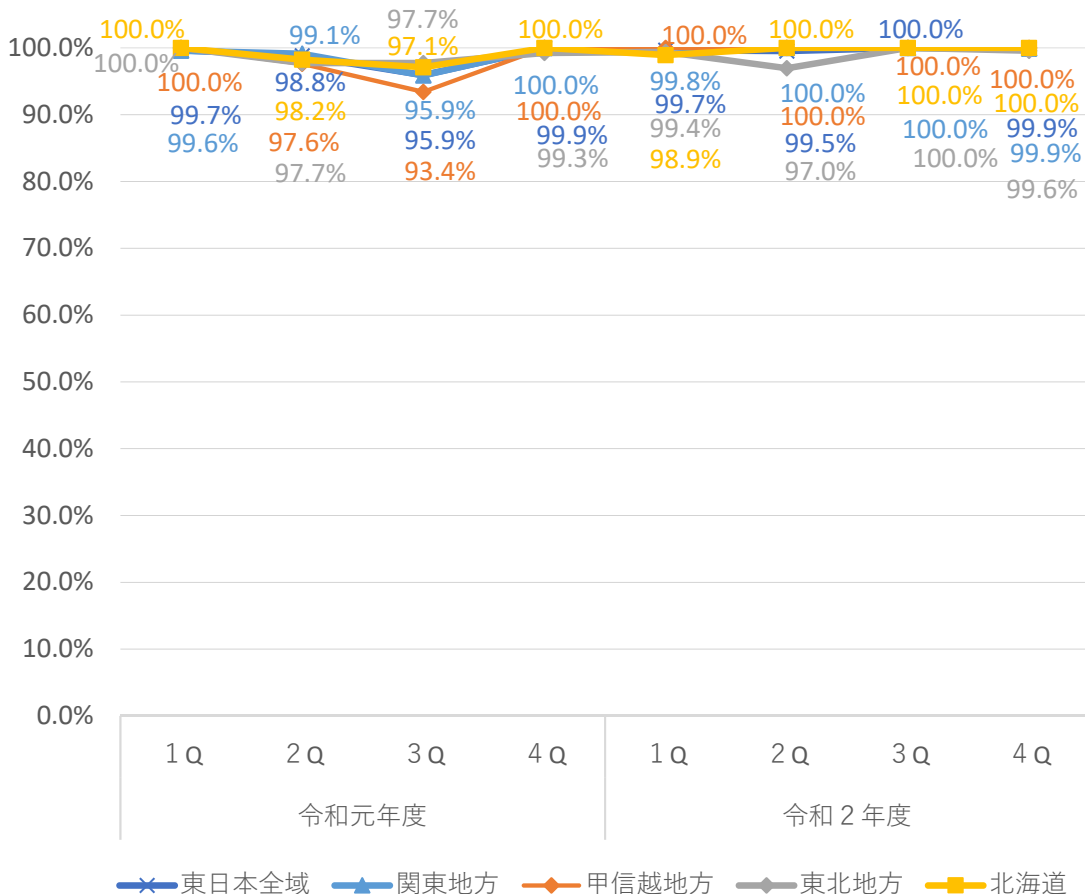
① 東日本・西日本エリア全域で見ると、東日本エリアではおおよそ7割台で推移、西日本エリアではおおよそ8割台で推移。【34ページ図表43】

② 地域別に見ると、東日本エリアでは、甲信越地方(約5割台～約8割で推移)、東北地方(4割台～7割台で推移)では、他の地域と比べ、時期ごとの変動幅が大きい。西日本エリアでは、特に九州地方の遵守率が他の地域と比べ低く、おおよそ約4割～約7割で推移。【34ページ図表43及び45】

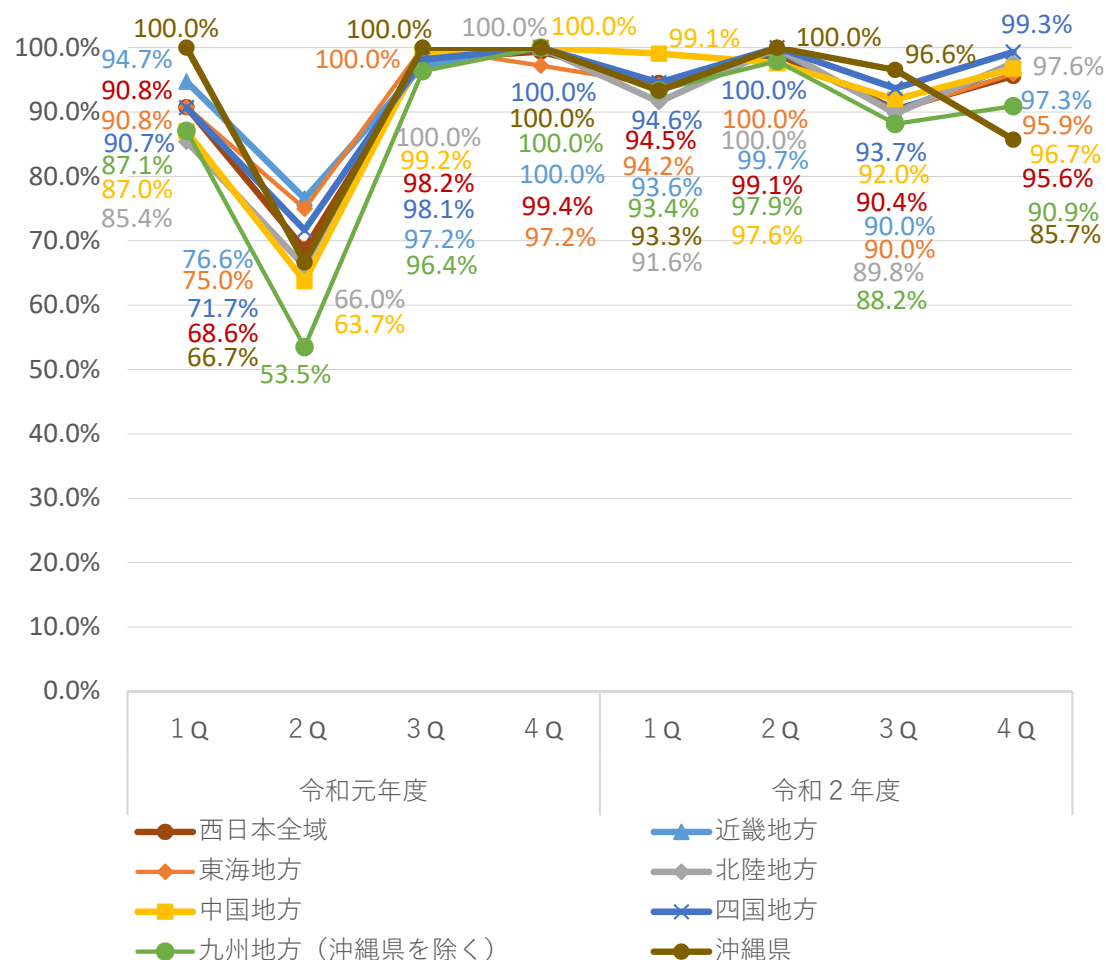
⇒ これらの原因・理由や運用の実態について、NTT東日本・西日本及び接続事業者等へのヒアリングで確認を行う必要があるのではないか。

- **東日本エリアにおける、コロケーションに係る調査申込み全体における標準対応期間遵守率は、ほぼ全ての地域において、標準対応期間遵守率は約10割。四半期ごとの標準対応期間遵守率については、令和元年度からの2年間、95%を下回ること**はなく、特に令和2年度第4四半期における遵守率は99.9%。【図表47】
- **西日本エリアでは、令和元年度第2四半期に標準対応期間遵守率が低下したものの、以降、全ての地方でおおよそ9割台を維持。**【図表48】

47. 地域別標準対応期間遵守率
(東日本、調査申込み)



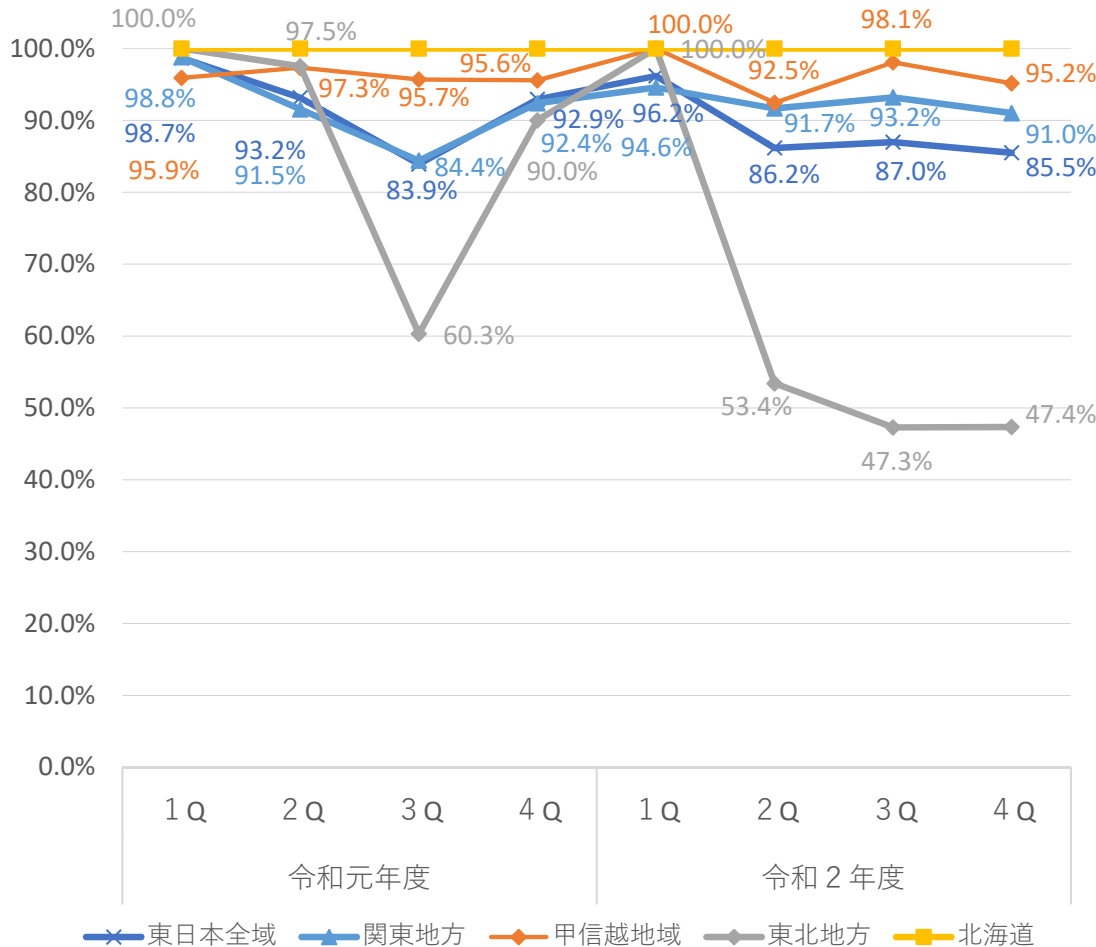
48. 地域別標準対応期間遵守率
(西日本、調査申込み)



- **東日本エリアにおける、コロケーションに係る自前設置工事全体の標準対応期間遵守率は、東北地方を除き、おおよそ9割台で推移。東北地方では、令和2年度第2四半期より、5割前後まで低下。**【図表49】
- 作業件数は**増加傾向にあり**、四半期毎の申込件数は、東日本エリア全体においては**令和2年度第4四半期には令和元年度第1四半期の約2倍**、東北地方では**約3倍に増加**。【図表50】
- なお、約款に定められた期間を超過しているもののほとんどが、1か月以内に準備を完了することとされているもの。

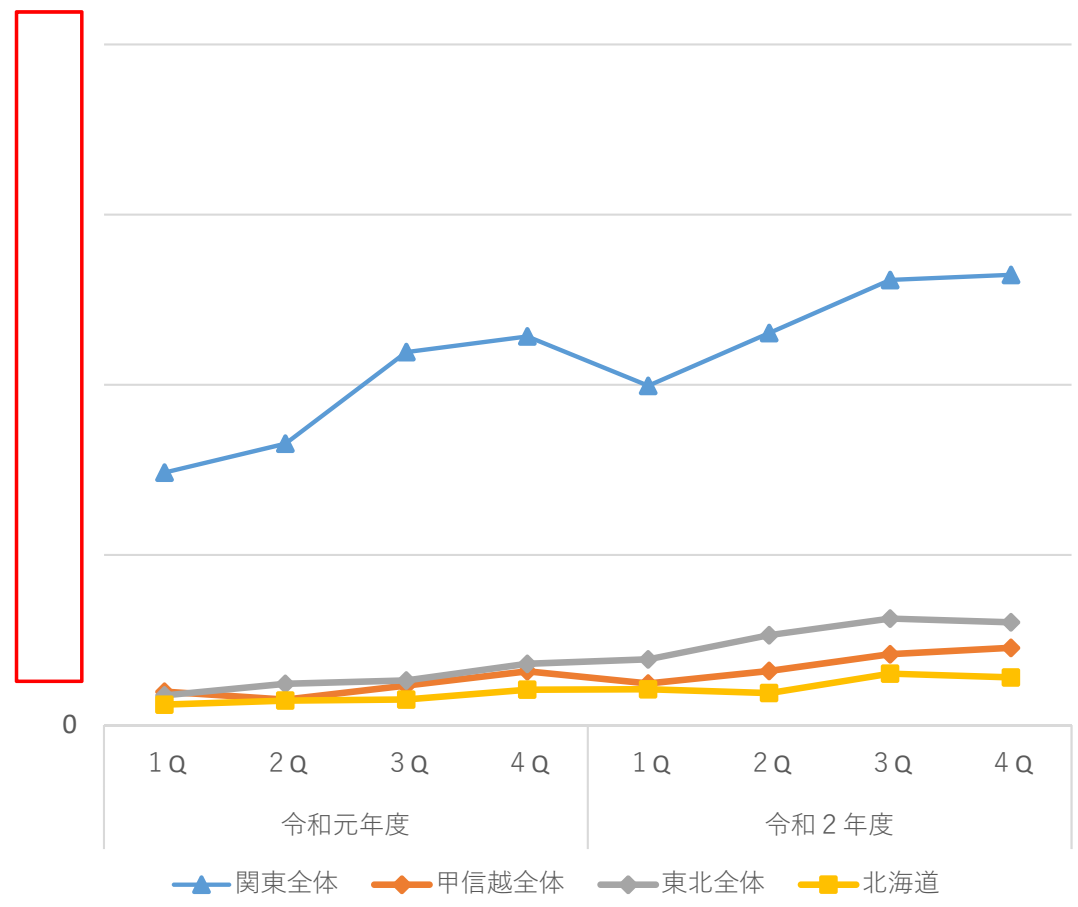
49. 地域別標準対応期間遵守率

(対応期限の定めのある全ての自前設置工事の準備)



50. 地域別作業件数 (対応期限の定めがある)

自前設置工事の準備、未実施を含む)

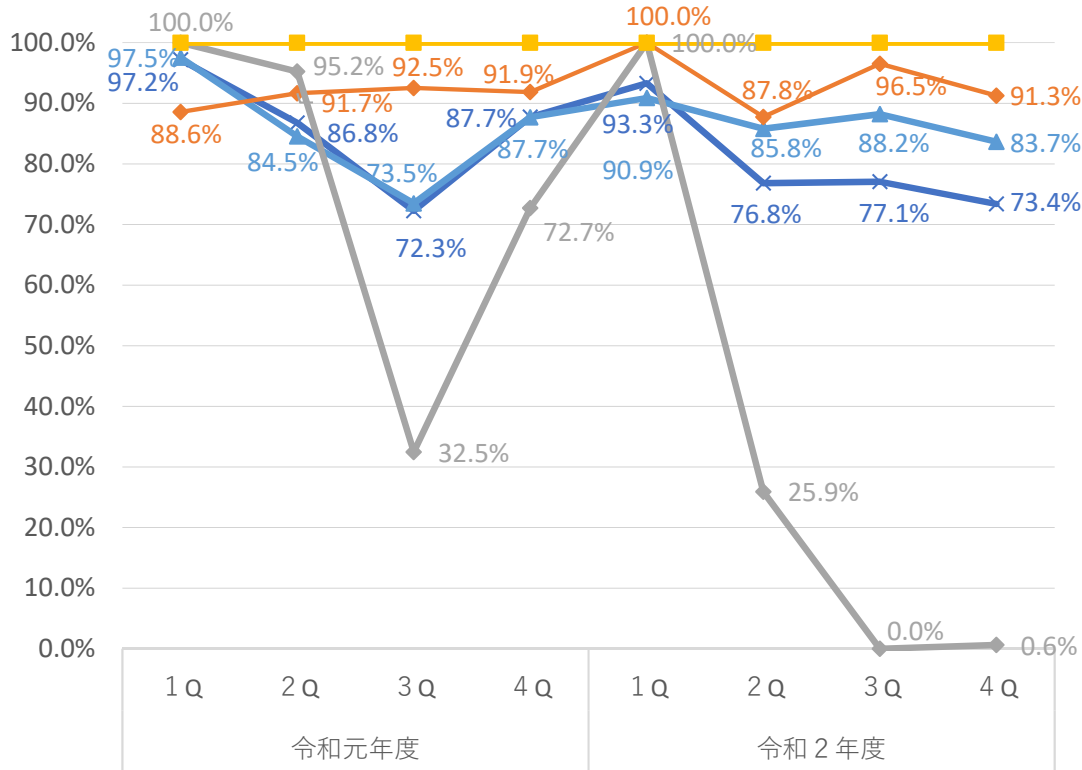


※件数の実数は構成員限り

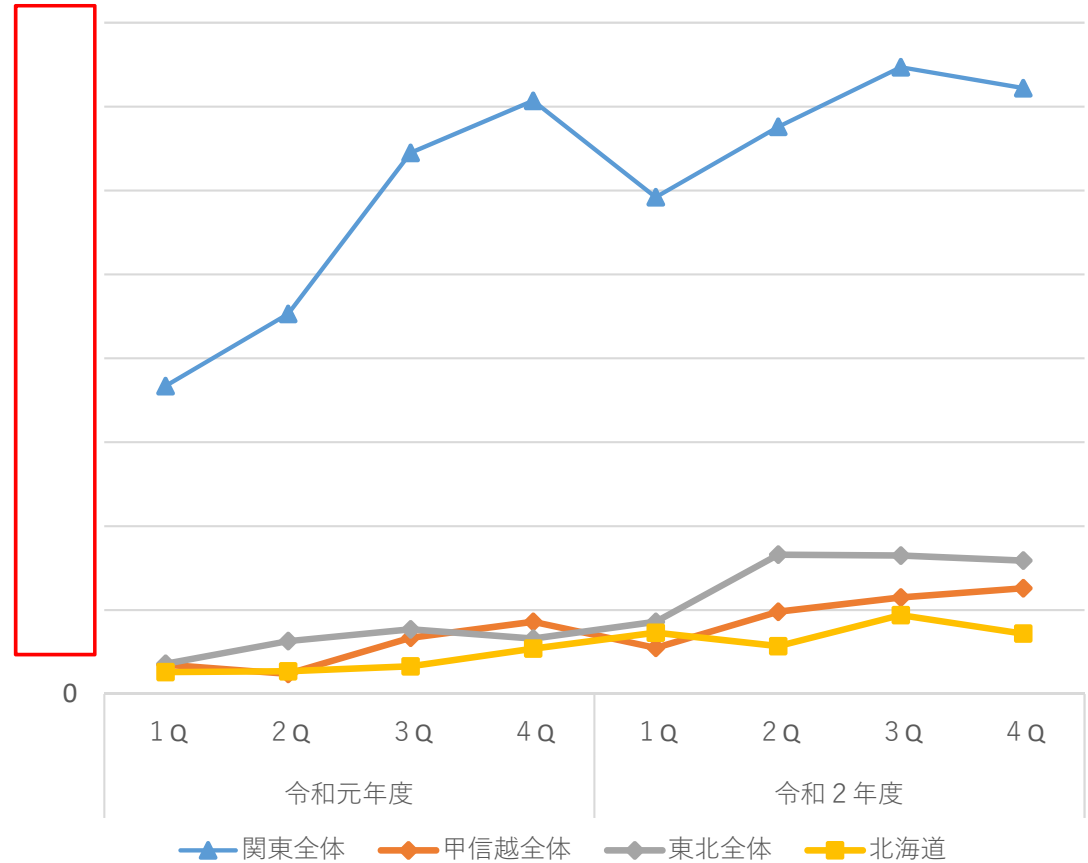
- **東日本エリアにおけるコロケーションに係る自前設置工事のうち、1か月以内に提供することとされているものについて、その標準対応期間遵守率は、関東地方では一部の期間を除きおおよそ8割以上、その他の地域ではおおよそ9割以上で推移。**【図表51】
- **一方、東北地方においては、令和2年度第2四半期より遵守率が急激に低下、令和2年度第3四半期以降は、ほぼ全ての申込みで規定の期間を超過。**【図表51】
- **作業件数は増加傾向にあり、四半期毎の申込件数は、東日本エリア全体においては令和2年度第4四半期には令和元年度第1四半期の約2倍、東北地方では約4倍に増加。**【図表52】

5 1. 地域別標準対応期間遵守率

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)



5 2. 地域別作業件数 (対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備、未実施を含む)

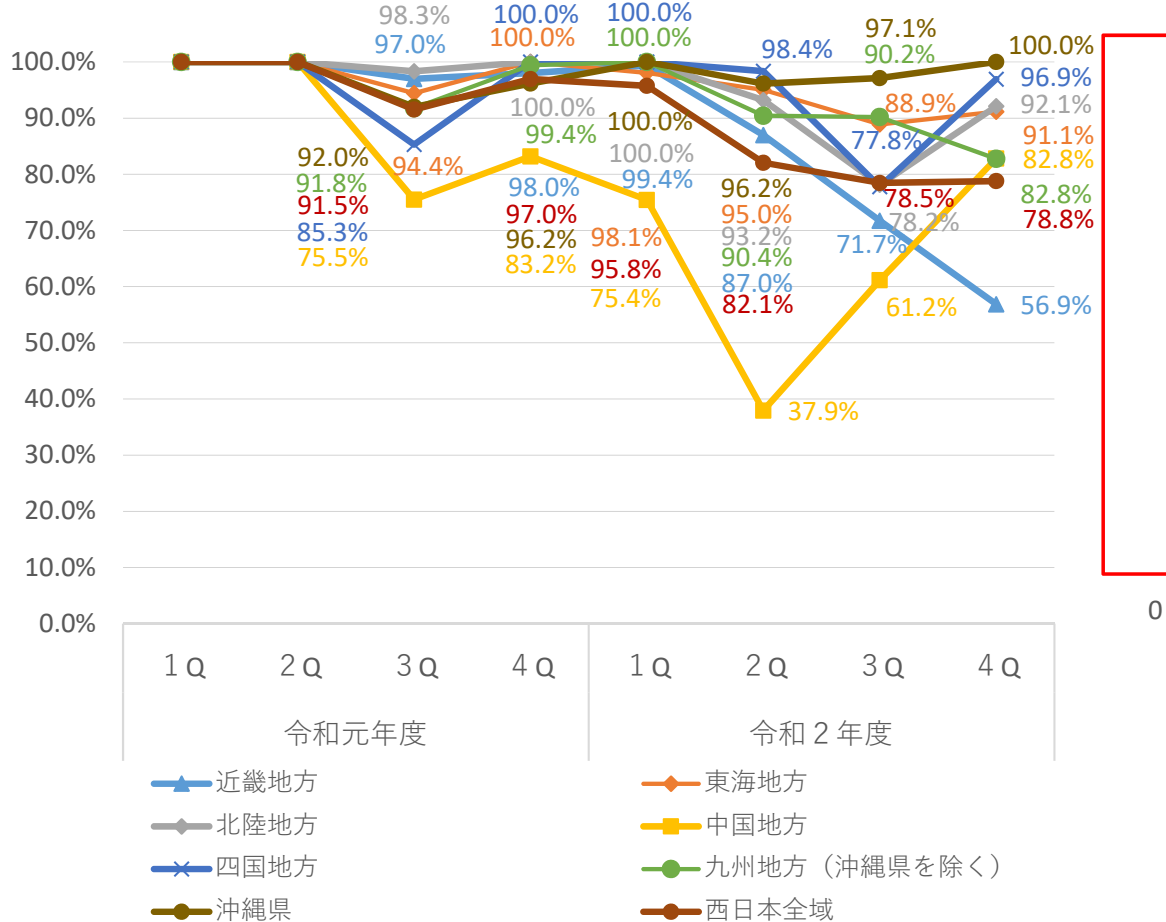


—×— 東日本全域 —▲— 関東地方 —◆— 甲信越地域 —◇— 東北地方 —■— 北海道

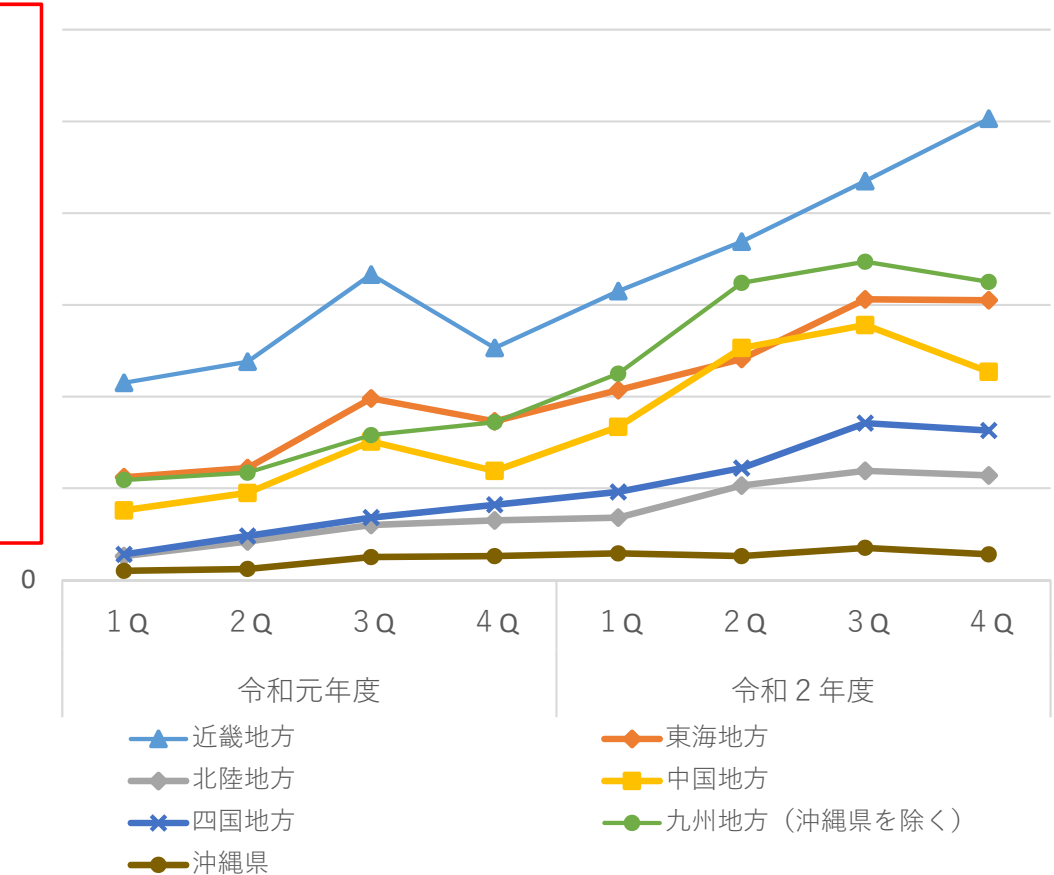
※件数の実数は構成員限り

- 西日本における、コロケーションに係る自前設置工事全体に係る標準対応期間遵守率は、**令和2年度後半の近畿地方において急激に低下**。**中国地方では、令和2年度半ばに大幅な低下が見られたものの、令和2年度第4四半期には8割以上の水準まで回復**。その他の地域ではおおよそ8割以上の水準を維持。【図表53】
- 作業件数は**増加傾向にあり**、四半期毎の申込件数は、西日本エリア全体においては**令和2年度第4四半期には令和元年度第1四半期の約3倍**、**近畿地方では約2倍に増加**。【図表54】
- なお、約款に定められた期間を超過しているものの全てが、1か月以内に準備を完了することとされているもの。

5 3. 地域別標準対応期間遵守率
(自前設置工事の準備)



5 4. 地域別作業件数 (対応期限の定めがある
自前設置工事の準備、未実施を含む)

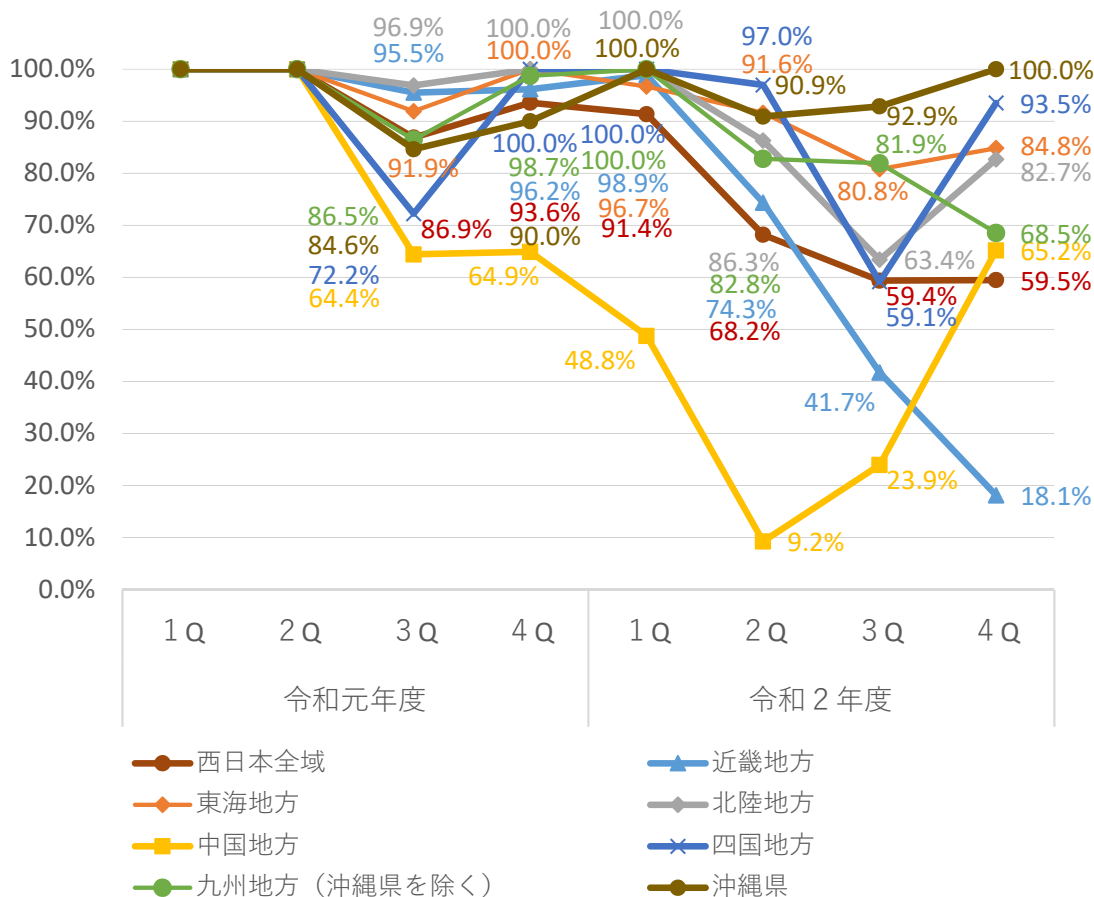


※件数の実数は構成員限り

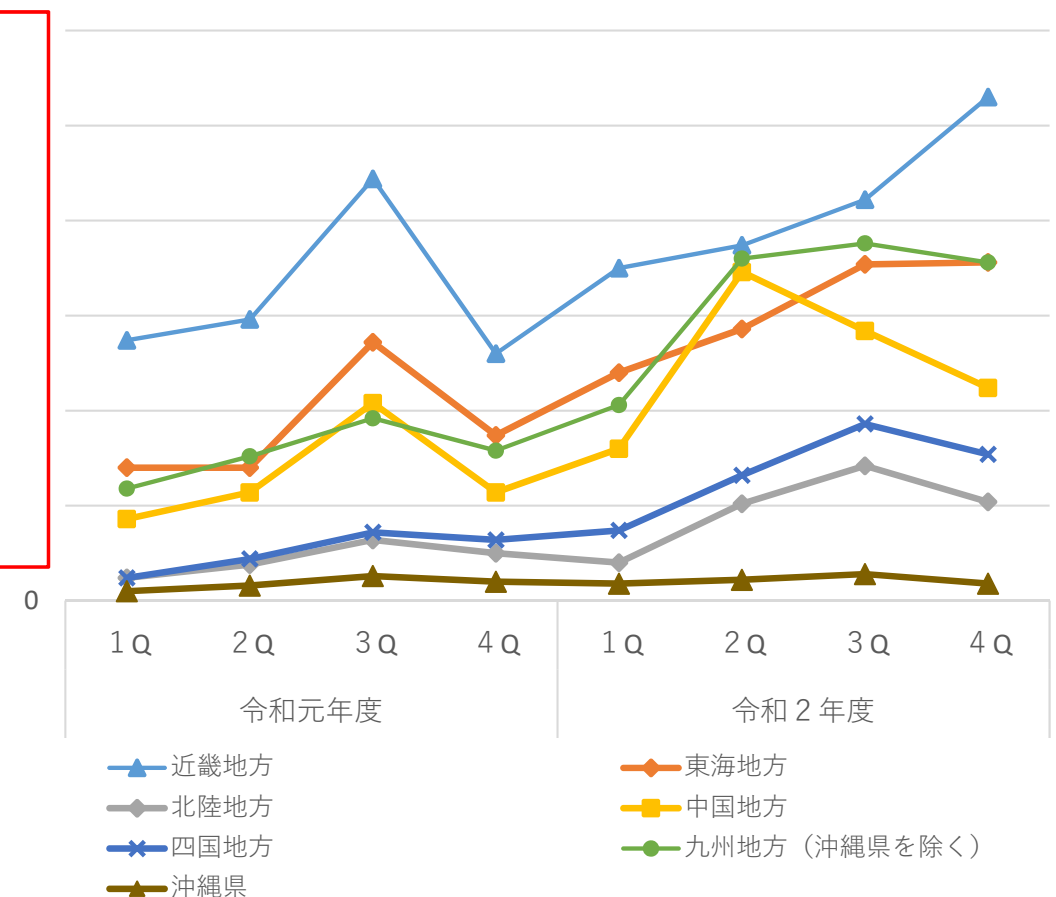
- 西日本における、コロケーションに係る自前設置工事のうち、1か月以内に提供することとされているものの標準対応期間遵守率は、**令和2年度後半の西日本全域で約6割まで低下**。地域別では、**近畿地方で令和2年度第1四半期以降に急激に遵守率が低下、令和2年度第4四半期には約2割となっている**。中国地方及び九州地方では令和2年度第4四半期に約7割。その他の地域ではおおよそ8割以上で推移。【図表55】
- 作業件数は**増加傾向**にあり、四半期毎の申込件数は、西日本エリア全体においては**令和2年度第4四半期には令和元年度第1四半期の約3倍**、近畿地方では約2倍、中国地方で約3倍、九州地方では約3倍に増加。【図表56】

55. 地域別標準対応期間遵守率

(対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備)



56. 地域別作業件数 (対応期限が1か月以内とされている自前設置工事の準備、未実施を含む)

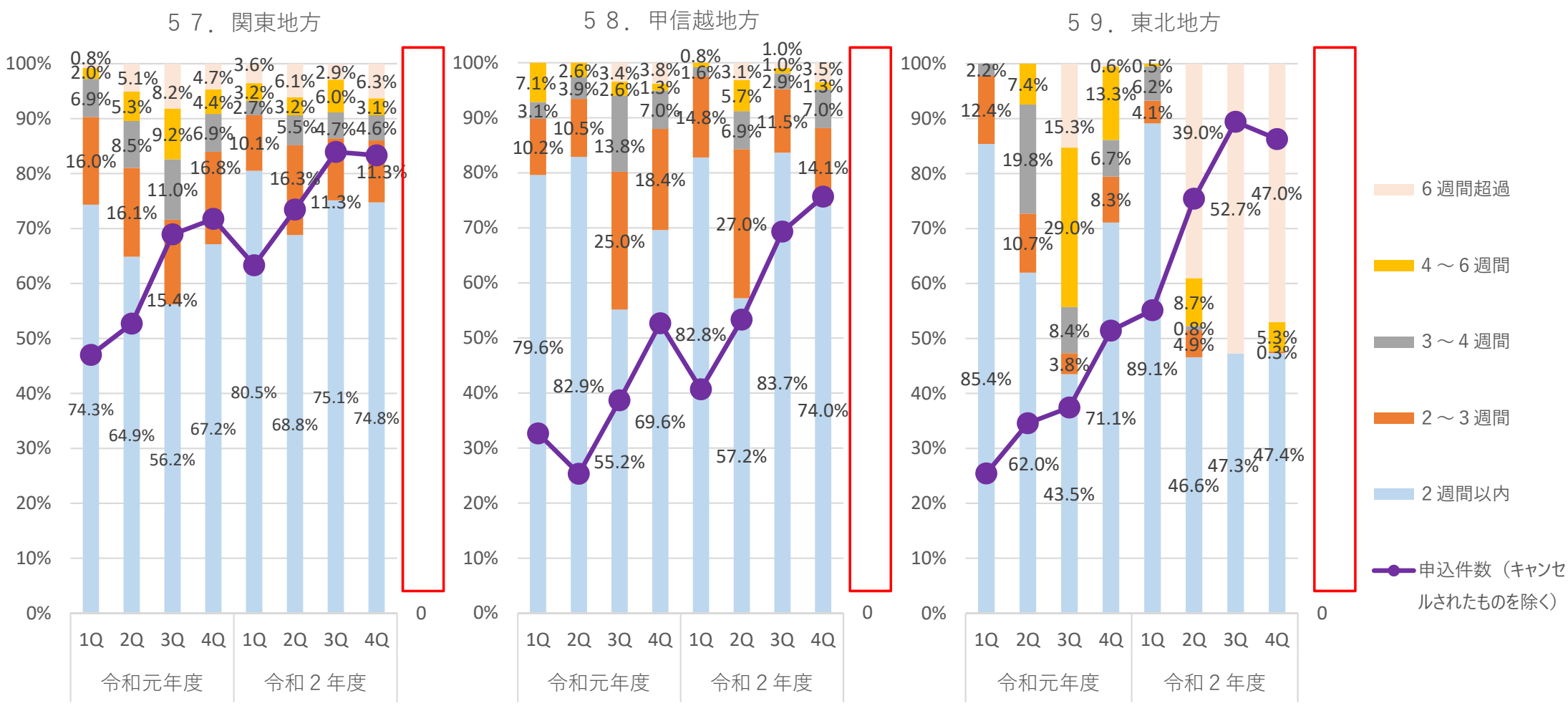


※件数の実数は構成員限り

コロケーションに係る自前設置工事の準備に係るリードタイム①

- コロケーションに係る自前設置工事の準備のうち、1ヶ月半以内に完了する旨が規定されている申込みは、NTT東日本・西日本ともに実績なし。
- 2週間もしくは1か月以内での完了が規定されている申込みのうち、**対応完了までに4週間以上要した申込みの割合は、関東地方及び甲信越地方では、一部の時期を除いて、基本的に1割未満。**【図表57・58】
- 一方、**東北地方では、対応完了までに6週間を超過した割合が、令和2年度第2四半期は約4割、第3四半期以降は5割前後で推移。**【図表59】

作業リードタイム及び申込件数（対応前にキャンセルされたものを除く）

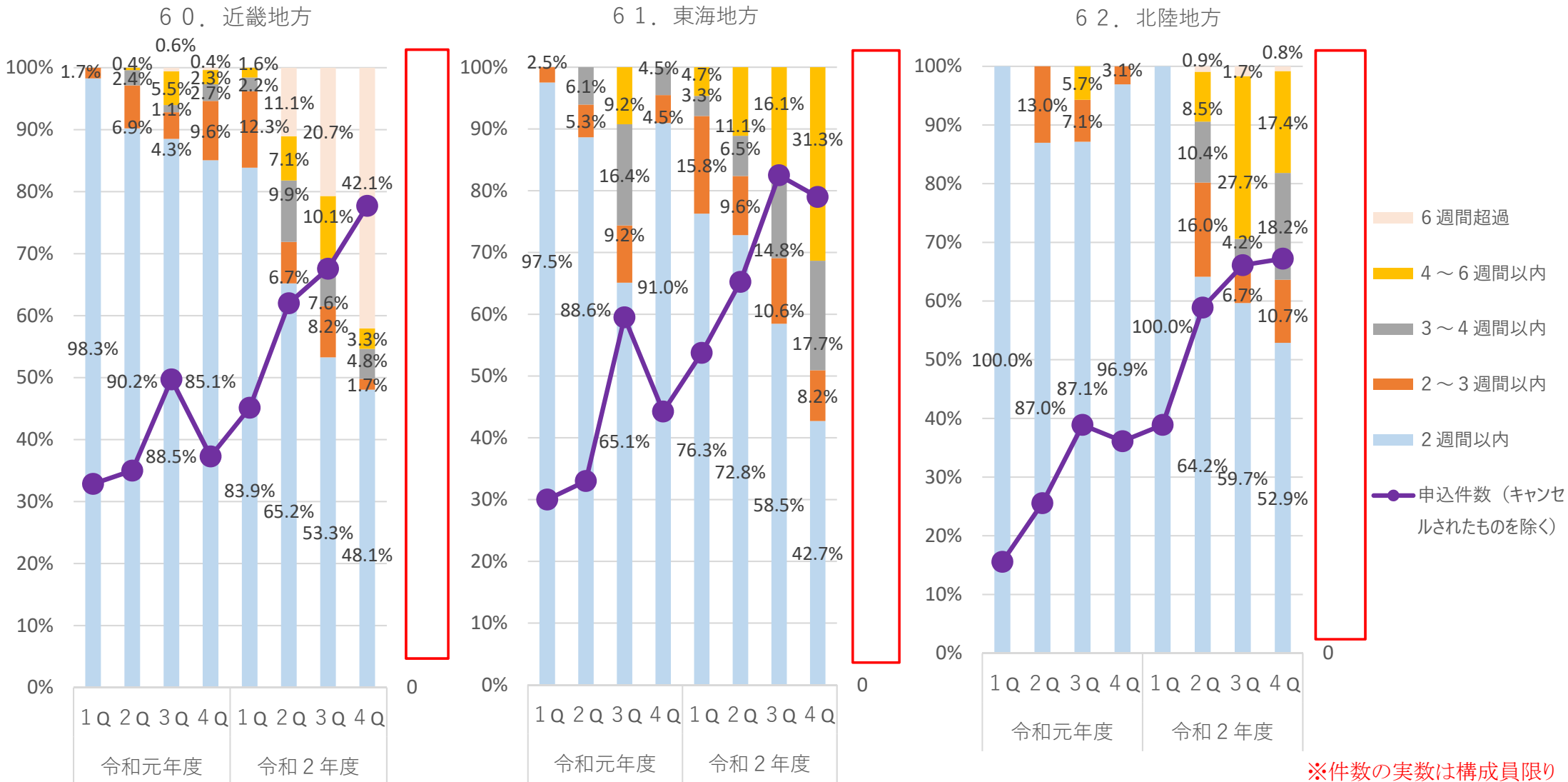


※標準対応期間遵守率が100%で推移している北海道はデータ掲載なし

※件数の実数は構成員限り

- **近畿地方では、令和2年度第2四半期からリードタイムが延伸傾向にあり、対応完了までに6週間を超過した申込みの割合が、令和2年度第2四半期は約1割であったところ、第4四半期には約4割。**【図表60】
- **東海地方及び北陸地方においては、4週間以上要した申込みが、令和元年度と比べ、令和2年度には増加しているものの、いずれも6週間以内にはおおよそ対応が完了している。**【図表61及び62】

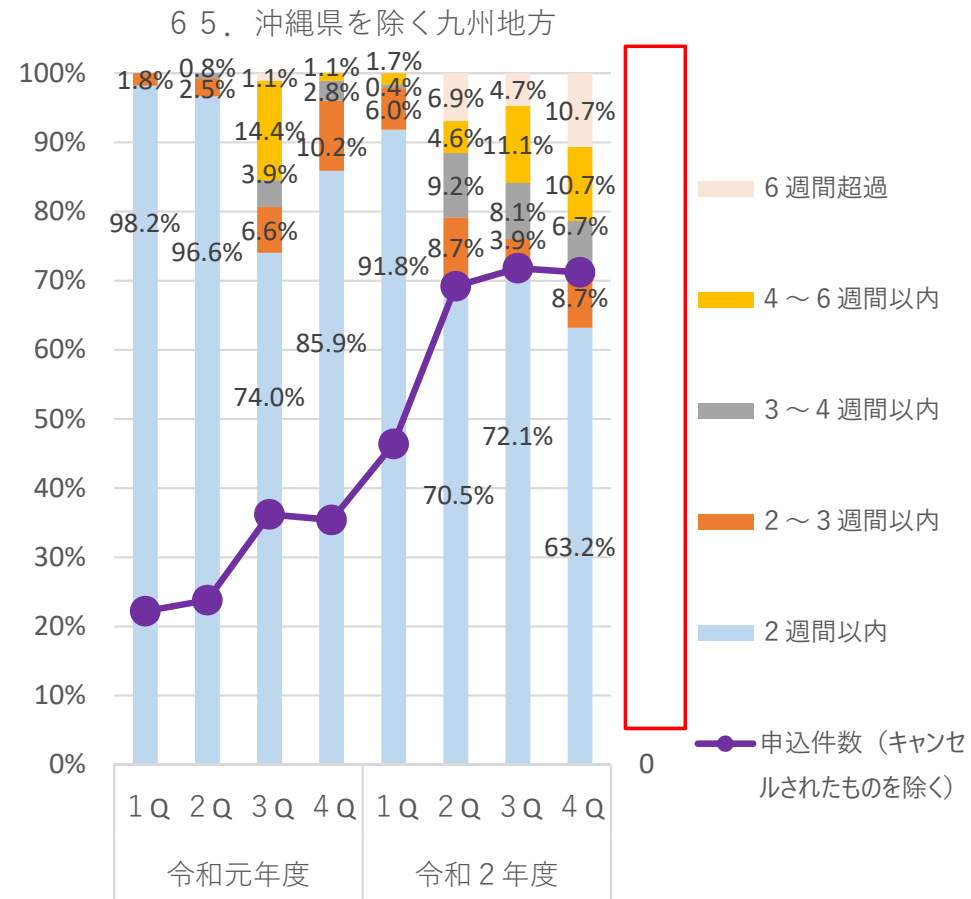
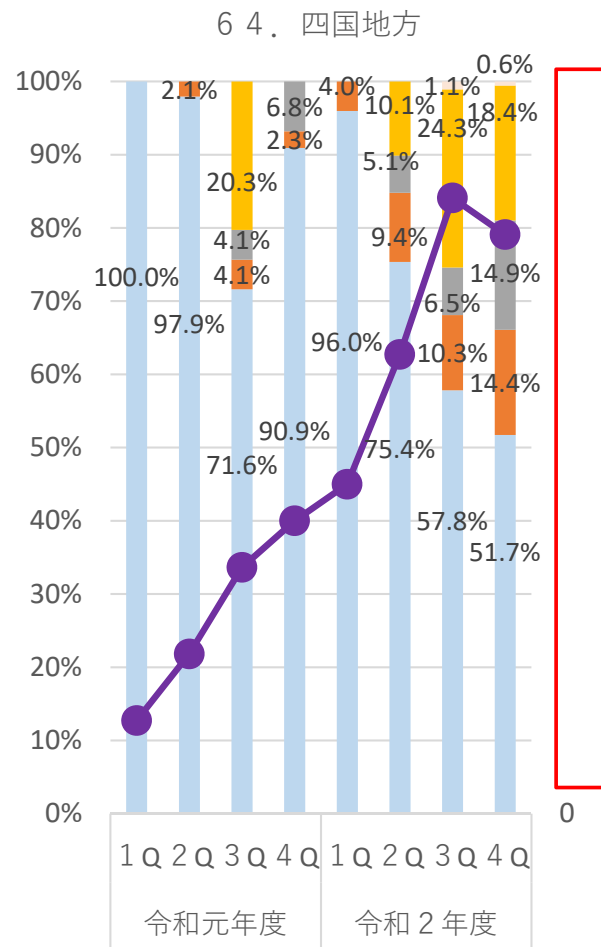
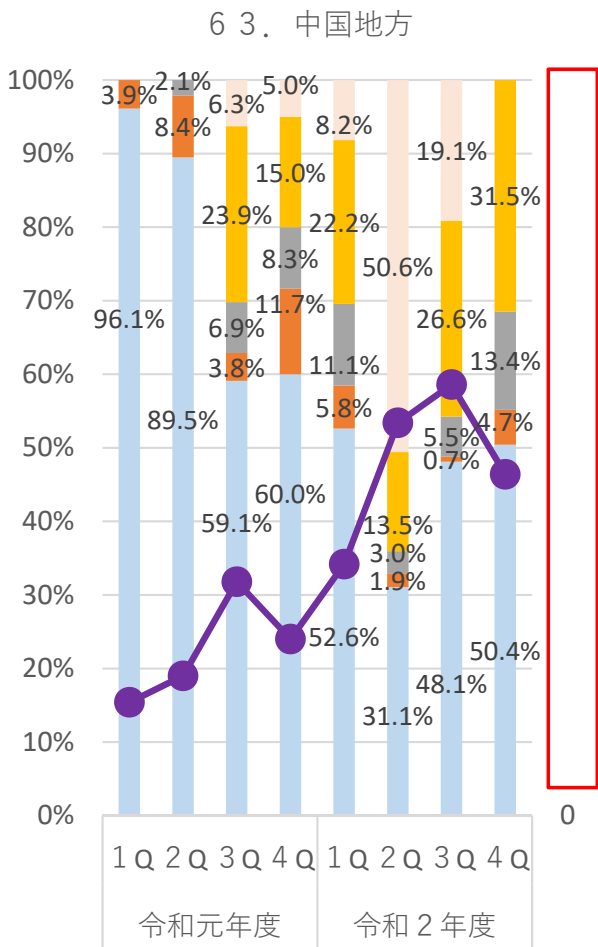
作業リードタイム及び申込件数（対応前にキャンセルされたものを除く）



※件数の実数は構成員限り

- **中国地方では、令和2年度第2四半期には、対応完了までに6週間を超過した申込みの割合が約5割となるなど、リードタイムが延伸傾向にあったものの、令和2年度第4四半期においては、全ての申込みで6週間以内に対応が完了しているなど、改善傾向が見られる。**【図表63】
- **四国地方においては、対応完了までに4週間以上要した申込みが、令和元年度と比べ、令和2年度では増加しているものの、6週間を超過した申込みは令和2年度後半における約1%のみ。**【図表64】
- **九州地方においては、4週間以上要した申込みが、令和元年度と比べ、令和2年度では増加している。また、6週間を超過した申込みも、令和2年度第2四半期から増加傾向にあり、令和2年度第4四半期には約1割存在。**なお、沖縄県では令和2年度第4四半期に4週間以上要した申込みが約2割存在したものの、6週間を超過した申込みはなかった。【図表65】

作業リードタイム及び申込件数（対応前にキャンセルされたものを除く）



※件数の実数は構成員限り

(1)コロケーションの利用可否等の調査申込みに係る標準対応期間の遵守状況

- ① 調査申込みに係る標準対応期間遵守率について、東日本・西日本エリア全域で見ると、東日本エリアでほぼ10割近く、西日本エリアにおいても9割台で推移している。地域別に見ても、全ての地域でおおよそ9割台で推移。【37ページ図表37及び38ページ図表63】

(2)コロケーションに係る自前設置工事の準備に関する標準対応期間の遵守状況

- ① 約款に規定される期限を超過した作業は全て、期限が1か月とされているもの。
- ② 期限が1か月と規定されている作業の標準対応期間遵守率について、東日本・西日本エリア全域で見ると、
- 東日本エリアで7割台～9割台で推移で推移。
 - 一方、西日本エリアでは、令和2年度第1四半期までは約9割～10割で推移していたものの、以降、遵守率が急激に低下し、令和2年度後半には約6割。
- ③ 地域別に見ると、標準対応期間遵守率が低下傾向にある地域も存在。
- 東北地方では、令和2年度前半まで遵守率が約3割～10割の間を変動していたものの、令和2年度後半の標準対応期間遵守率は0%。【39ページ図表51】
 - 近畿地方では、令和2年度第1四半期までは10割弱で推移していたものの、以降、急激に低下し、令和2年度第4四半期には約2割まで低下。【41ページ図表55】
- ④ 期限が1か月と規定されている作業のリードタイムについては、地域ごとにばらつきがある。6週間を超過したものの割合を指標として見ると、例えば、
- 関東地方では1割未満、東海地方では0%。
 - 一方、東北地方では令和2年度第3四半期以降は5割前後で推移、近畿地方では令和2年度第4四半期時点で約4割。【42ページ図表59、43ページ図表60及び44ページ図表63】

⇒ これらの原因・理由や運用の実態について、NTT東日本・西日本及び接続事業者等へのヒアリングで確認を行う必要があるのではないか。

1. 報告の概要

2. 加入光ファイバ

(1) 申込み～提供可能時期の回答

(2) 申込み～提供可能時期

(3) 提供可能時期～工事実施日

3. 局内ダークファイバ・コロケーション等

4. 参考資料

黄色マーカー：標準対応期間 緑マーカー：標準対応期間の例外①

青マーカー：標準対応期間の例外② 灰マーカー：標準対応期間の例外③

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1 (略)

2 **当社は**、前項に規定する**光信号端末回線との接続の申込みがあった場合において**、第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項各号に該当しない(中略)と判断したときは、**申込みの到達した日から3週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の提供可能時期**(接続する光信号端末回線を特定できる場合であって、利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線があるときは、**大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情がない限り**、**申込みの到達した日から1ヶ月以内**(当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、その**光屋内配線を利用可能とするための準備に時間を要するときは、申込みの到達した日から1ヶ月を超える場合があります。**)とし、**利用者の建物の光配線盤まで既に設置された光信号端末回線がないとき又はそれら特別の事情があるときは、申込みの到達した日から当社がその光信号端末回線を利用可能とするために要する期間**とし、**接続する光信号端末回線を特定できない場合であって、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号端末回線の敷設計画があるときは、接続が可能となることが見込まれる時期**(当社が光信号端末回線を利用可能とするために要する期間を含みません。)とします。**接続申込者と利用者の建物の管理者との光信号端末回線の入線等に係る調整が十分でない場合には提供できないこと又はその時期に提供できない**ことがあります。以下この条において同じとします。) **に係る情報を回答**し、その回答をもって前項の接続の申込みの承諾とします。

3 前項の場合において、**大量の申込みを一時に受け付けた場合**又は**他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、申込みの到達した日から3週間を超えて回答する場合があります**。当社の光屋内配線を光信号端末回線と一体として利用することを要望される場合であって、**その光屋内配線の調査に時間を要するときは**、その光屋内配線の利用に係る部分について**も、同様とします**。

4～20 (略)

黄色マーカー：標準対応期間 青マーカー：標準対応期間の例外となる場合

(光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み)

第34条の4

1～6 (略)

7 当社は、第1項に規定する光信号局内伝送路との接続の申込みがあった場合において、第34条の2第2項各号に該当しない(「一般光信号中継回線」とあるのは「光信号局内伝送路」と読み替えるものとします。)と判断したときは、その接続の申込みを承諾し、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半以内に接続の準備を整えるよう努めます。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合又は他の接続申込者より大量の申込みを既に受け付けている場合等の特別の事情があるときは、光信号局内伝送路により接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から1ヶ月半を超えて接続の準備を整える場合があります。この場合において、当社は、接続申込者が指定した利用区間に係る光信号局内伝送路の提供可能時期(接続を希望する区間の両端の設備が確定した日から当社がその光信号局内伝送路を利用可能とするために要する期間とします。)を書面により回答します。

4～20 (略)

黄色マーカー：標準対応期間 青マーカー：標準対応期間の例外となる場合

(相互接続点の調査及び設置申込み)

第10条の3

1～4 (略)

- 5 当社は、第3項の検討の結果、次の各号のいずれにも該当しないと判断した場合は、**特別の事情がない限り、その検討の対象が通信用建物となるときであって接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修**（増設、減設又は廃止を含みます。以下同じとします。）**の検討が必要でないことが明らかなきは第1項に規定する申込みの到達した日**（以下この項において「到達日」といいます。）**から2週間以内**、その検討の対象が通信用建物となるときであって**接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修の検討が必要であるときは到達日から1ヶ月以内、それ以外の場合は到達日から1ヶ月半以内**に**その通信用建物等に相互接続点を設置することができる旨の回答**（接続に必要な装置等を設置するための場所の選定においては、その接続申込者の要望に基づき可能な限り相互接続点と接続に必要な装置等を設置する場所が近接することとするその他の方法により、当社又はその接続申込者以外の他事業者の電気通信役務の提供を阻害しない範囲内でその接続申込者の負担額が最も低廉となることを基本とするものとし、接続に必要な装置等を設置するために必要となる面積を超えた面積の場所をその接続申込者の意思に反して指定しないものとします。）**を別表3（様式）様式第4の書面により行い、その回答をもって第1項に規定する相互接続点の設置の申込みの承諾とします**。この場合において、当社は、その回答内容に従って、その通信用建物等における相互接続点及び接続に必要な装置等を設置するための空き場所（第1号に規定するものとします。）を保留します。

6～20 (略)

黄色マーカー：標準対応期間 青マーカー：標準対応期間の例外となる場合

(接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間)

第95条の4

第10条の3(相互接続点の調査及び設置申込み)第5項又は第6項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき(その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が500万円以上となる場合をいいます。)等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)当社が第10条の3第5項又は第6項に規定する回答を行った日から接続に必要な装置等の設置に着手する日

ア 当社と建設請負契約を締結しない場合

(ア) その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を、接続申込者が当該装置等を既に設置している場所に設置する場合であって、接続申込者が利用可能な周辺設備等の設置又は改修が必要でないとき。

2週間以内

(イ) (ア)(ウ)以外の場合

1ヶ月以内

(ウ) その接続に必要な装置等又はそれに付帯する接続申込者の設備を設置する場所において、その接続申込者からの要望等の事由により二重床の設置又は改修を行うとき。

1ヶ月半以内

イ ア以外の場合

2ヶ月以内

(2) 略

2 前項の場合において、接続申込者が検討に要した期間、接続に必要な装置等を設置するために道路占用許可、道路使用許可その他の国若しくは地方公共団体の処分が必要であるときはその処分に係る当社の申請その他の行為からその処分がなされるまでの期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まないものとします。